

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
65	京都府	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金について、間接補助を行う場合、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならぬとされており、年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める	地方自治体の補助金等の交付事務は、事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、金融機関を通じた支払い手続きをするため、相当の日数を要することから、民間等事業者の地方創生の取組みを支援する間接補助事業等について、年度末までに補助金等の交付を完了させようとする、民間等事業者の事業期間を3月31日まで確保することができない。 例えば、中小企業の生産性向上のための設備導入等への補助事業において、企業が受注済の商品等の製造・納品後に設備の入れ替えに着手し、導入完了が年度末ぎりぎりになるケースが多いため、補助事業の活用を断念せざるを得なくなるなど、地方創生の推進に大きな支障となる。 なお、内閣府からは、間接補助事業者への補助金交付完了を3月31日までにおこなわなければ当該年度の補助事業として完了したとはいえないとの指摘を受けているところ。	内閣府	北海道、盛岡市、宮城県、福島県、横浜市、川崎市、福井市、長野県、長野市、名古屋市、豊川市、宮崎市、亀岡市、八幡市、鳥取県、島根県、高松市、愛媛県、八幡浜市、糸島市、松浦市、大分県、延岡市、沖縄県	<p>○内閣府の地方創生推進交付金において、間接補助を行う場合、年度末までに交付を完了しなければならないとされている。この取扱いでは、3月開催の事業に充当することが難しく、現に本市においても平成30年3月に開催したイベントへの支援に対する補助について、支払い時期が4月となったため、交付金対象事業から最終的に除外した事業がある。交付金を活用した事業支援を事業実施期間により限定しないためにも、事業完了の考え方を現在の3月31日までの支払いに限定するのではなく、対象事業そのものの完了日等とするなど、より柔軟に取扱いしていただけるようお願いしたい。</p> <p>○地方創生推進交付金を活用した間接補助事業者への補助金の交付を完了させなければならないとなっている。しかし、事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定、支払いを完了するまでには一定程度の期間を要することから、3月31日までに支払いを完了するには、事業者の事業実施期間を3月中旬までとする必要がある。また、事業者についても、市への実績報告までに支払いを完了している必要があり、実際の事業終了日を3月中旬よりさらに早くする必要がある。このような中、本市においては、地方創生に資する取組を実施する組織の立ち上げや運営に係る補助等を実施しているが、事業実施期間が短縮されることにより、3月に実施することで効果がある事業の実施や切れ目のない事業の実施に支障を来し、地方創生の効果が薄れることが危惧されている。</p> <p>○地方創生推進交付金を活用して実施している間接補助事業において、年度末までに補助金支出を完了させるためには、事業者に早期の事業完了、報告を求める必要がある。</p> <p>事業者の事業実施期間を十分に確保するとともに、国庫補助のない通常の補助金との要綱上の整理が必要であり、両者の取扱いが異なることに対して事業者の理解が得づらいため、間接補助金の交付完了日の取扱いの見直しを求める。</p> <p>○地方公共団体の補助金等の交付事務は、事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、金融機関を通じた支払い手続きをするため、相当の日数を要することから、民間等事業者の地方創生の取組みを支援する間接補助事業等について、年度末までに補助金等の交付を完了させようとする、民間等事業者の事業期間を3月31日まで確保することができない。</p> <p>○当初、交付金充当を予定していた間接補助事業等について、取組内容が年度末まで生じた結果、年度内に補助金を交付することができず、交付金を充当できなかった事例があった。現在の制度では、年間通して地方創生の推進に取り組む場合、間接補助事業では支障が生じているところである。</p> <p>地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日が見直されることで、より効果的な地方創生を推進する事業の実施が可能となる。</p> <p>○支払い手続きに相当の日数を要することから、地方創生に関する取組みを支援するため実施する間接補助事業等について、事業期間を早めに切り上げる事案が発生している。</p> <p>○市町村等が交付金を充当し間接補助事業を行う場合、現状は、補助金交付事務に要する期間分、事業完了を前倒ししなければならず、間接補助金の交付完了日の見直しにより、通年で間接補助事業実施を可能とすべき。3月31日までの事業期間を確保することで、補助対象事業者がより事業を効果的に実施できるようになる。</p> <p>また、事業完了後の精算払いを認めることで、追加交付分の一般財源での対応や返還金の精算処理、返還請求などがなくなり事務負担軽減につながる。</p> <p>○現状では間接補助事業者が年度末まで事業を実施することができないため、地方創生の推進のためにも、事業者が十分な事業期間を確保できるようにするとより良いと考えられる。</p> <p>○地方創生推進交付金を活用した間接補助事業者による補助事業において、事業実施期間が短くなることから、間接補助事業における事業完了日の見直しについてご検討頂きたい。</p> <p>○新事業創出のための研究開発や販路拡大等に対する間接補助事業において、3月31日までに事業者に対し補助金を交付する必要があるため、事業完了を前倒しせざるを得ず、結果として事業に空白期間が生じてしまう。地域再生計画は3か年で事業を完了する計画であるが、継続的な支援が行えず、地方創生の推進に大きな支障となる。</p> <p>○国の補助金等を受けて間接補助金を交付する場合、昭和30年の大蔵省事務連絡により、間接補助金等の交付完了後でなければ、精算額として国に補助金等の交付を請求することができないとされている。</p> <p>補助金等の交付事務においては、間接補助事業者から提出を受けた実績報告書の書面審査や現地検査等の後、支払い手続きを行うため、年度末までに間接補助金等の交付を行おうとすれば、間接補助事業者等にも無理な交付事務手続きを強いるほか、事業期間の短縮や県単独での事業実施を行わざるを得ず、本交付金の趣旨・目的を損なうことにもなりかねない。</p> <p>○事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、金融機関を通じた支払い手続きをするためには、相当の日数を要することが想定されます。</p> <p>計画に則った切れ目のない支援を可能とし、地方創生推進交付金の事業効果をさらに高めることができるよう、間接補助金の交付完了日が緩和されることを望みます。</p> <p>○補助金等の交付事務は、事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、金融機関を通じた支払い手続きをするため、相当の日数を要することから、民間等事業者の地方創生の取組みを支援する間接補助事業等について、年度末までに補助金等の交付を完了させようとする、民間等事業者の事業期間を3月31日まで確保することができない。</p> <p>○地方創生推進交付金については、県以外の事業主体に対して補助金として事業費を交付する間接補助の実施が認められ、この事業費には人件費や光熱費といった事業期間末日まで金額が確定しない費用も含まれる。</p> <p>○施設運営の場合、3月分の経費(例えば光熱水費)は末日まで発生するが、年度末までに補助金交付を完了させようとする、民間等事業者の事業期間を3月31日まで確保することができない。</p> <p>○国の補助金(交付金)を受けて、間接補助を行う場合について年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならないとされており、年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できない</p> <p>○地方創生推進交付金は、精算払いで、実績報告書の提出が4/10と早いことから、特に間接補助事業において事業実施期間が十分確保できない。円滑な事業実施のためには、概算払いや実績報告書の提出期限の延長が必要。</p> <p>* 他省庁の例 農水省(概算払:6/10) 厚労省(概算払:6月末)</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>間接補助事業等を行う場合に年度内に間接補助金等の交付を完了しなければならないことについては、「実績に基づいて補助金等を交付する場合における精算額の解釈について」（昭和30年11月17日財務局長事務連絡）により、「間接補助金等の交付がなければ補助事業等が完了したとはいえない」と明確に示されている。これは、国の補助金等全体に対する統一ルールであるため、地方創生推進交付金について当該ルールに抵触する制度変更は困難。</p>	<p>内閣府からの回答では、昭和30年11月17日財務局長事務連絡に、間接補助事業において、間接補助金等の交付は「年度内に」完了しなければならないと明確に示されていること、また、これが「国の補助金等全体に対する統一ルール」とされていることを根拠に制度変更が困難としている。</p> <p>しかしながら、同財務局長事務連絡においては交付完了の期限は記載されておらず、「年度内に間接補助金等の交付を完了しなければならない」と明確に示されているとはいえない。</p> <p>また、例えば、農林水産省では、同財務局長事務連絡を踏まえた上で、平成24年12月27日事務連絡において交付完了を実績報告書の提出期限である4月10日以前にする必要があるとされているなど（例：4月7日）、年度内に間接補助金等の交付を完了しなければならないことは「国の補助金等全体に対する統一ルール」とまでは言えず、制度変更が困難とされる理由と矛盾する。</p> <p>なお、内閣府からは、「年度内」での交付完了について、明文での通知等は現時点まで行われていない。</p> <p>こうした中で、地方で取り組む間接補助事業の執行期間を年度末まで確保し、効果的な地方創生の推進を図るため、「年度内」とされている間接補助金の交付完了日の見直しを求めるものである。</p>	<p>【八幡市】 地方創生に資する事業の実施にあたっては、事業の継続性とその効果に影響を及ぼすものも多く、また、NPO法人をはじめ、小規模な団体が主体的に事業を実施していることも多いことから、事業実施後の審査においても、正確性を担保するためには時間を要する場合がある。より地方創生に係る効果を高めていくためには、事業の空白期間を生じさせることなく取り組むことが重要であることから、昭和30年11月17日に示された本ルールについて、その事業の性質や目的など、時代に応じた柔軟な解釈を検討いただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 地方創生推進交付金については、その内容や規模について地方の意見等を十分に踏まえるとともに、地方創生の更なる深化や取組みの全国展開に向け、地方の実情を踏まえた、より弾力的で柔軟な運用を図るべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
66	砥部町、今治市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、鬼北町、愛南町	小型児童館における職員配置基準の地域の実情を踏まえた弾力的運用	児童館については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条により、保育士や社会福祉士等の「児童の遊びを指導する者」を配置することとされている。 また、児童館設置運営要綱において、「児童の遊びを指導する者」を2名以上配置することとされている。 児童の遊びを指導する者と共通の資格を有する放課後児童支援員の配置基準においても、2名のうち1名が補助員の代替可(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第10条)となったことから児童館も並びをとり、本規定について、小型児童館の場合においては、「児童の遊びを指導する者」1名+補助員(無資格者又は子育て支援員研修修了者等)の体制でも運営を可能としていただきたい。	現在、本町において、子ども・子育て環境の充実のため、保育所、幼稚園、児童クラブ、放課後子ども教室などの整備を進めた結果、児童館に配置すべき「児童の遊びを指導する者」と共通する有資格者を持つ方を必要とする場が増加したところ。 その結果、「児童の遊びを指導する者」の資格を持つ者が不足する事態が発生し、現在児童館に勤めている方が退職した後に職員の応募を行っても、勤務希望者がいない等、職員が確保できず、児童館の運営に支障をきたしている。	厚生労働省	石岡市、松戸市、山梨市、徳島県、高松市、松浦市、宮崎市、沖縄県	<p>○保育園等への人材配置が優先され、児童館運営のための人材確保が困難になってきている。当市では、指定管理で児童館を運営しているが、指定業者からも人材確保に苦慮しているという話があり、児童館の存続にも影響してきている。</p> <p>○保育士が不足しているなかで、児童館を運営していくためには児童厚生員(児童の遊びを指導する者)を2名配置しなければならない。この要件を緩和することで、児童館運営の一助となることが期待できる。</p> <p>○本市の児童館は、小型児童館に位置づけられ、保育士等の有資格者を常時2名以上配置している(職員数:正規3名うち保育士2名、非常勤4名うち保育士3名・教員1名)。こうした現状を踏まえ、当該提案により制度改正が図られることで、今後児童館機能施設の拡充を進める上で柔軟な職員配置に資するものと考えられる。</p> <p>○本市で運営する児童館においても2名の児童厚生員を配置している状況であるが、職員の配置基準を弾力的に運用可能であれば、余剰人員を不足する放課後児童クラブ等へ配置することが可能となるため、待機児童対策に繋がるものとする。</p> <p>○本県でも児童館職員(保育士)を確保できずに今年度4月から休館している児童館がある。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>児童館の運営に当たっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条第1項の規定に基づき、児童の遊びを指導する者を置くこととされており、具体的な員数は、ご指摘の要綱で、望ましい運営の基準としてお示ししている。</p> <p>ご提案の職員不足等の実情を踏まえ、地域の実情に応じた運営が可能になるよう、今後年末までに検討していく。</p>	<p>現在でも児童館職員に欠員が生じた場合、募集しても申込みがなく、有資格者の人材確保に苦労している。その場合、別の児童館から職員を回すなどして何とか運営をしているが、職員にかなり負担を強いることになっている。</p> <p>児童館は、そもそも一般財源で運営しているため、地域の実情に応じた柔軟な職員配置を認めていただけることで、人材不足による休館を免れることができる。</p> <p>来年10月から制度開始予定の幼児教育無償化により今以上の保育士不足が懸念され、人材確保はさらに困難を極めることが予想されるため、ぜひとも前向きに早急な対応をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 児童厚生施設に保育士や社会福祉士等の資格を有する児童の遊びを指導する者を配置することについては「従うべき基準」とされている。</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。</p> <p>また、児童館設置運営要綱において、「児童の遊びを指導する者」を2名以上配置することとされているが、人員基準等の設備運営基準については法律・政令に根拠をおくこととする。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
67	砥部町、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定方法の見直し	介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定について、指定基準を同じくする市町村が希望した場合など一括(広域的)で申請を受理及び指定できるよう求めるもの	介護保険制度の改正により、本町においても平成29年度から総合事業を開始している。事業所は、本町の住民に対してサービス提供を行う場合、事前に本町から指定を受ける必要があり、複数の市町村にまたがってサービス提供を行う事業所は、当該市町村すべてから指定を受ける必要があるため、事業所及び市町村の事務が煩雑になり効率が悪く、間違いも多くなっている。 現在、約50事業所の町内外の事務所が申請をしてきているが、この申請は、今後も増加すると見込まれ、事業所や市町村の負担が増加し、他の事務に支障を来すことが懸念される。	厚生労働省	米沢市、福島県、綾瀬市、山梨市、三島市、田原市、芦屋市、伊丹市、筑後市	<p>○予防給付からの移行によって、これまで利用できていた利用者についても住所地特例者を除き、事業者が指定を受けていなければ利用できない状況となり、今後においても指定漏れのリスクもあり、また事業者・指定権者双方の事務が増大したことは事実であり課題である。当市でも、市町村境での相互利用は現実として相当数あるため、これまでの従前相当サービスについては、基準・介護報酬を共通化して所在地で指定事務を執るほうが効率的であると考える。また、地域密着型サービスについても全く同様の考えである。</p> <p>○当市においても平成29年度から総合事業を開始し、現在、介護予防訪問(通所)介護相当サービス提供を当市の住民に対して行う事業所が82か所ある。そのうち、35事業所が他市町村に所在地があるが、みなし更新の期間終了に伴い、そのすべての事業所より指定更新を受け付けた。介護予防訪問(通所)介護相当サービスは、基本的には全国一律の基準となっているはずなので、所在地の市町村にて指定を受けた場合、希望する近隣市町村でもサービス提供が行うことが出来るようになれば、事業所は申請書を複数作成する必要がなくなり、事務負担の軽減が図られるほか、少数の利用者の市町村に対する申請忘れによるサービス提供不能などの事態を防ぐことができる。また、市町村においても、事業所からの各管理(書類や更新等)、事業所指導といった負担の軽減が図られると考えられる。</p> <p>○市町村と事業所の負担軽減を図るという考え方は良いと思うが、手続き等の申請先が中核市に集中することから、ある程度の基準を定める必要があると考える。</p> <p>○左記に記載されている通り、事業者は、サービスを受ける方が所在する自治体すべてに申請をする必要があることから、申請ミスや申請漏れが起きている。</p> <p>○本市においても、市内外において通所75事業所訪問65事業所の指定申請を受け付けており、事務の負担が増加している。</p> <p>○本県においても、総合事業の事業所の指定が原因での4月以降のサービスの請求エラーが数多く出ている。本県では特に原発避難者特例法による指定を受けている市町村があるため、より複雑化し、事業所や市町村でも混乱している状況である。少しでも事業所及び市町村の事務量を減らすことができる体制が必要。</p> <p>○町村部においては、人員が少ないため、指定担当の職員を置かず、他の業務の傍ら、指定事務を行っている。当町においても、多量の書類の確認・管理を一人の職員が行う状況が生じており、指定事務の負担は大きい。職員の事務負担及び同一書類を多量に用意する事業所の手間を軽減するため、事務の簡略化・広域化が望まれる。</p> <p>○当市においても、近隣自治体へいくつも指定申請を出される事業所があり、事務負担の大きさや申請洩れなどの不安が多かった。保険者としても広域的な受理・認定が可能になれば、事務負担が大きく軽減される。</p> <p>○当市においても、平成29年度から総合事業を開始しており同様の支障事例が生じている。当市における指定事業所数に関しては、市内事業所数が56に対し、市外事業所数は53となっている。これは市町村の事務的負担の増加だけでなく、人材不足が大きな問題となっている事業所にとっても相当な負担であると考えられる。また、指定に係る必要書類及びサービス名称について他市町村間で異なっていることも事業所への負担を増大させている要因であると考えられる。よって、指定基準が同じである場合であって、希望する市町村において指定申請書を広域的に受理・認定を行うことに対して賛同する。今後の課題としては、各市町村によってサービス名称及び指定に係る必要書類も異なることから、統一に向けた整備を行っていく必要があると考えられる。</p>
68	茅ヶ崎市	災害対策基本法第86条の8第3項の改正。	市町村の地域内で災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合、災害対策基本法第86条の8に基づき、他市町村に対し他市町村への避難(広域一時滞在)を協議することができるが、避難先とされているのは同条第3項で「避難所」のみとなっているが、これに「避難場所」も追加する。	○東日本大震災以降、洪水等も含めた様々な災害の被害想定が見直される中で、一市町村区域内での避難では、住民の安全が十分に確保できない場合も想定した防災対策を実施する必要がある。 ○また、住民の生命若しくは身体を災害から保護するためには、行政区域に関係なく、最も安全と思われる避難行動をとることができる体制を構築すべきと考える。 ○現状、災害対策基本法第86条の8では、同法第49条の7で想定される避難生活を送るための「避難所」について、第86条の8第3項で明記されているが、同法第49条の4で想定される災害の危険から緊急に避難するための「避難場所」については記述がないため、避難場所の提供を他市町村に求める際の協議を行う法的根拠が十分でない。	内閣府、総務省	ひたちなか市、厚木市、佐久市、山梨市、富士市、岡崎市、田原市、岡山市	<p>○災害対策基本法第86条の8第3項では、「広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない」としている。避難場所及び避難所については、同法第49条の4及び第49条の7で定義付けられており、同法第49条の8では、「避難場所と避難所とは、相互に兼ねることができる」としている。これにより柔軟な対応がとれる一方、両者が混同され、対応に遅れがでるおそれがある。緊急時には、市町村間で速やかに協議・受入れを行う必要があることから、対応に遅れを生じさせないため、避難場所についても明示すべきと考える。</p> <p>そのため、同法86条の8第3項で避難所みの記載となっている現行法を改正し、避難場所の記載を追加していただきたい。</p> <p>○本市においても、南海トラフ地震発災時には多数の避難者が想定される。指定避難所・避難場所、協定等による避難所受入れも行っているが、被災状況により避難所の確保が困難な場合も考えられるため、柔軟な避難対策を図っていただきたい</p> <p>○地震や風水害など、災害は行政区域ごとに起きるものではないため、住民の避難誘導や受け入れについても、行政区域に捉われずに広域的な協力体制を整備しておく必要がある。</p> <p>災害対策基本法において広域避難者の受け入れ先として、「避難所」だけではなく、「避難場所」を明記することで、柔軟な避難計画の協議策定が可能となり、多様な避難経路の確保につながるため、より多くの住民の生命を保護することができるものと期待できる。</p> <p>○現状の災害対策基本法第86条の8第3項の条文では、同法第49条の4で想定される災害の危険から緊急に避難するための「避難場所」の提供を他市町村に求める際の協議を行う法的根拠が十分でない。</p> <p>○平成29年3月に相模川、平成30年6月に玉川の浸水想定区域図が発表され、市民の安全を第一に考えた場合、隣接する市町村への避難を想定した防災対策を考える必要がある。</p> <p>○大雨による災害(土砂・洪水・高潮等)が発生する恐れがある場合について、広域避難の必要性を協議する場として、災害対策基本法に基づく県又は市防災会議の協議会及び、水防法に基づく大規模氾濫減災協議会を活用する旨が「[洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的な考え方](平成30年3月)中央防災会議 防災対策実行会議にて示されたが、災害対策基本法に「避難場所」についての記述が無いため、今後、広域避難を検討する場合に、法的な根拠の必要性を感じている。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定に係る事務については、現行制度上、地方自治法に基づく協議会(地方自治法第252条の2の2)、事務の委託(地方自治法第252条の14)、事務の代替執行(地方自治法第252条の16の2)等の仕組みの活用を通じて申請の受理及び指定に係る事務を一括して行うことが可能である。</p>	<p>本提案について、ご指摘のとおり、現行制度の運用により、申請の受理及び指定に係る事務を一括して行うことで、各市町村や事業所の負担軽減も実施できると考える。そのため、事務を一括して行う際の基準及び指導監査の取り扱いについて、既に取り組んでいる自治体の例などを含め示していただきたい。 また、本制度について、積極的に周知するとともに、基準等を年内をめどに、県及び各市町村へ通知を行うなどの検討をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 所管省から「現行制度上可能」との回答があったが、活用事例等も含め、十分な周知を行うこと。</p>
<p>○災害対策基本法第86条の8の規定は、市町村長が災害発生後に区域内の被災住民の居住を確保できない場合など、行政区域を超えて被災住民を避難させる必要がある場合における地方公共団体間の協議について規定したものであるが、これは被災住民の滞在先である避難所の確保が目的であるところ。 ○避難所は災害が発生又はそのおそれがあるときから当面の間、被災者の生活の場となる施設であり、一定の住環境を備えておくべきものであることから、広域一時滞在が必要な場合には、地域の実情や被災者の人数等を踏まえ、住環境の確保を図る観点から協議が必要とされているところ。 ○一方、避難場所は、災害発生時に迫りくる津波や洪水等から迅速に避難するための立退き先(※避難ビルの屋上や広場が指定されている場合もある。)であり、緊急性を要するため、これを法定の協議対象とすることは、時間的コスト等の増大ともなりかねず、実務上の支障となるおそれがあることから改正は不要と考える。 ○ただし、防災基本計画(平成30年6月29日閣議決定)においても、「市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする」とされている通り、市町村の区域外に避難場所を確保しておくことが妨げられるものではない。</p>	<p>○災害対策基本法に規定される広域一時滞在は、東日本大震災で広域避難の調整に時間を要したことを踏まえ、域外避難を円滑に行うために新設されたものであり、本提案はこの趣旨を緊急的な避難にも拡大するもの。 ○国のWGは、広域的な避難場所の指定について、多大な労力と時間が必要であることや片務的な協力依頼となるため調整が進まないという課題があると指摘する。 ○また、同WGでは、域外の避難場所への避難を想定した広域避難の実施を報告しているが、現行の広域一時滞在における避難場所に関する協議は法定化されておらず、本提案はこの報告にある広域避難の実効性を高めるものと考えられる。 ○例えば、平成27年の関東・東北豪雨において、鬼怒川の決壊に際し、市内での避難を優先するあまり、決壊した川に向かうという避難指示を発令した自治体もあるが、域外の避難場所への避難について、法定協議を行うことが可能となれば、現実に即した避難指示が可能となる。 ○「時間的コストの増大」に関する懸念については、荒川下流タイムラインの例を参考に、域外避難を想定する自治体が、受入先自治体と手続きや避難先について予めマニュアル化するなどにより、時間的コストを増やすことなく対応することが可能である。これは法規定の可否の問題ではなく運用上の問題であり、広域避難における避難場所の協議が法定化されることで、円滑な緊急避難に資すると考える。 ○以上の理由から、より柔軟かつ効果的な避難対策の実現のため、広域一時滞在における避難場所に関する協議を法定化すべき。</p>	<p>【厚木市】 近隣市町村と行政区域を超えた避難場所確保のための広域的な協議を事前に行ううえでは、避難所同様その根拠となるべき法的整備が必要であると考えられる。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
69	笠間市	一般廃棄物の収集・運搬手続きの緩和	公共施設から排出される一般廃棄物を、家庭から排出される一般廃棄物と合わせて収集運搬すること	本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条でいう自らの責任による適正処理を行う事業者として、同法第4条及び同法第6条の2でいう市町村の責務と明確に分離する必要があると考えられることから、市有施設から排出される一般廃棄物の収集運搬と家庭から排出される一般廃棄物を分離して収集運搬を行っている。 これにより、事務所管部署、予算措置、収集運搬委託契約行為から、実際の収集運搬作業に至るまで、両者をまったく分離することとなるため、家庭ごみ・公共ごみ共に同種作業(収集運搬処理業務委託)ではあるが、市財政支出が2つに分かれてしまうことになり、財政手続等で負担が生じている。 しかしながら、市町村の場合、事業者の事業活動と言っても、住民サービスを果たす活動であり、財源は、家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬と同じく自主一般財源により賄われるので、責務を明確に分離せずとも、両者それぞれの責務は果たされ、かえって、混在した形で果たすことにより、経費財源の縮減とともに、効率的な行政活動の確保に繋がるのではないかと考えられる。 また、一般家庭・公共施設双方で一番多く排出されるごみが同様の性質のものが多く、分けて収集運搬する意義も乏しいものと考えられる。	環境省	北本市	○市有施設から排出される一般廃棄物と一般家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬を別契約で業者委託しているが、一本化することで、事務処理の簡略化及びコスト削減することが可能となり、ひいては市民サービスの向上につながる。一本化することに問題がないとする明確なガイドラインを示していただきたい。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条において、市有施設から排出される一般廃棄物と家庭から排出される一般廃棄物を分けて収集運搬することを義務付けておらず、市町村の判断で、これらを合わせて収集運搬することは可能です。</p>	<p>本市は廃掃法の趣旨に鑑み、市条例及び市一般廃棄物処理基本計画で「事業系ごみは許可業者又は排出者自ら直接搬入する」としております。この方針を基に事業者たる市と、廃棄物処理の統括責任者たる市の立場を明確にする趣旨から、市有施設から排出される廃棄物と市町村としての家庭系一般廃棄物を分離して収集運搬を行っております。市自ら模範となることで事業系・家庭系一般廃棄物について適正な処理を各事業者、市民にお願いしております。しかし、市町村の場合、事業活動は住民サービスを果たすものでありその財源は家庭系の収集運搬と同様に自主一般財源で賄われている一面もあり、効率的・効果的な行政運営から考えると分離して収集運搬を行うことは市にとって効率的とは言えない状況です。先般、環境省関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課から得た回答では、同一の市であっても一般廃棄物処理計画を立案する立場・排出事業者としての立場、その他一般廃棄物の処理の基本的考え方をご教示いただいております。一次回答においては本市の判断のみで合わせて収集運搬を行うことは各事業者・市民に対する説明責任を担保することは難しいのではないかと懸念されます。そこで、本市としては廃掃法第3条の「事業者」のうち市町村（市有公共施設）から排出される一般廃棄物に限っては別途規定を定めることで、事業者ではなく区域内の一般廃棄物処理の責任者の立場として処理できるようにするなど、市町村の事業者としての排出責任についての緩和措置を検討したいと存じます。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
70	守口市	認定こども園施設整備交付金等の運用の改善	認定こども園施設整備交付金・保育所等整備交付金について、整備計画の円滑な推進のため、実施設計費の取り扱いについて運用を見直すこと。	<p>・現状、認定こども園施設整備交付金、保育所等整備交付金については、内示前に契約した実施設計費は交付対象外であるため、整備開始が内示の時期に左右されてしまい、円滑な保育所等整備の支障となっている。</p> <p>・平成29年度においては、認定こども園施設整備費補助金の内示が遅れ、幼稚園部分の実施設計費について事業者が負担することとなった例もあった。今後、このような事例で、事業者が実施設計費の負担を了承しない場合には、内示を待って整備を開始することとなり、市町村の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性がある。</p> <p>・また、整備の規模にもよるが、実施設計に3カ月程度、本体工事に少なくとも7～8カ月程度の期間を要し、そもそも内示後の実施設計では単年度での整備が間に合わないケースもあり、そのような場合、開園予定日等から逆算し、事業者負担で実施しなければならない。</p>	文部科学省、厚生労働省	旭川市、仙台市、福島県、習志野市、八王子市、川崎市、須坂市、山梨市、豊田市、田原市、大阪府、池田市、貝塚市、枚方市、門真市、藤井寺市、島本町、兵庫県、神戸市、伊丹市、倉敷市、徳島県、松浦市、那覇市	<p>○事業者が保育所を新設する際に活用する保育所等整備交付金について、公募開始から市審査後の国内示まで、本市でも半年程度の期間を要しており、結果として保育所の整備が単年度事業として実施できなくなる等の支障をきたしている。保育所待機児童の解消に向けて、より一層保育所整備を推進するため、従来制度(安心こども基金)と同様に、国内示前における実施設計費を交付対象に含める等の交付金運用の改善を図られたい。</p> <p>○本市においても、現在の実施設計の取扱いでは、単年度での保育所等の整備が整備スケジュール上困難であると考え、2年事業または予算繰越しにより整備を実施せざるを得ない状況となっている。</p> <p>本提案のとおり、保育所等整備交付金及び認定こども園整備交付金における実施設計費の取り扱いについて運用を見直すことができれば、計画に沿った速やかな施設整備を行うことが可能となると考える。</p> <p>以上のことから、本市も整備計画の円滑な推進のため、実施設計費の取り扱いについて本提案のとおり運用の見直し希望する。</p> <p>○整備に係る入札、契約は内示後に行ったもののみ対象とされているため、整備開始は内示を待つこととなり、本体工事等に十分な期間を確保できない。</p> <p>そのため、内示前に基本設計等を行い、当該費用を事業者が負担している例もある。</p> <p>内示を待っての事業着手では市の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性があるため、設計費については内示前の着手(契約)を対象とするべきと考える。</p> <p>○現状、認定こども園施設整備交付金、保育所等整備交付金については、内示前に契約した実施設計費は交付対象外であるため、整備開始が内示の時期に左右されてしまい、円滑な保育所等整備の支障となっている。</p> <p>内示の遅れが原因で整備が遅れた事例はないが、整備の規模や内示時期によっては単年度での整備が間に合わない事例が発生する可能性はあり、市町村の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性がある。</p> <p>○理由としては、潤沢な資金を有する法人が少ない中、内示前に行った実施設計費用は対象経費として算入されないばかりか、補助基準にある設計料加算が認められないため、実質的に補助額が下がることとなることから本市においても、実施設計については、内示以降に行うよう指導している。このため、年度内には事業が完了しないことから、施設整備については2箇年度整備として国に対し協議を行っている状況となっている。</p> <p>結果、待機児童対策として早急に整備を行う必要があるものについても事業開始が遅れることとなり、加えて、事務作業についても第1年度、第2年度ともに国への協議や交付申請、実績報告を行う必要があり、整備する法人にとっても市にとっても事務が煩雑となっている。</p> <p>○本市においても、実施設計は内示後に契約を行うよう指導している。現時点においては、そのことによる具体的な支障事例は発生していないが、特に単年度事業においては、事業のスケジュール上、内示後の契約となると実施設計の期間が十分に確保できない事例も想定される。</p> <p>法人としては、補助金が約束されない中で実施設計を行うというリスクは伴うが、例えば公立学校の施設整備等においては前年度に行った実施設計費を補助対象とすることができるといった例もあるため、スムーズな事業実施のため、同様の取り扱いを可能としていただきたい。</p> <p>○本県においても同様の支障事例がある。</p> <p>待機児童解消に向けては、少しでも早い工事着工が望まれるが、先行する実施設計において、工事の実施内容や資材の具体的明細を予め把握することで、入札や工事着工を内示と同時に進めることができる。逆に、この内示が遅れ、その後実施設計に入るとなると単年度が2か年事業となり、結果的に開園が遅れ待機児童が発生する事態となる。</p> <p>○内示後に実施設計に着手し、施設整備を行うという流れにおいて、施設整備規模によっては非常にタイトな工期となる場合がある。一方、そうした際に2か年事業として申請する場合、1年目は実施設計だけではなく、着工が必要となること、また、保育所等整備交付金や認定こども園施設整備交付金の場合には単年度ごとの申請・精算手続が必要となるなど、手続の負担や複雑さが課題と考えているところ。</p> <p>よって、実施設計期間の確保や手続の簡素化の点からも実施設計の取扱いの見直しに係る提案趣旨には賛同するもの。</p> <p>○事業者は事前協議時に施設整備のスケジュールを立てているが、実施設計契約締結時期が内示の発出日に左右されるため、想定よりも内示が遅くなった場合、内示が発出されるまでの期間何度も整備スケジュールの再検討を行っている状況である。内示発出前の実施設計契約が対象経費となれば、このような事業者側の負担も軽減されるものと想定される。</p> <p>保育所等整備交付金と同様の取り扱いとなっている「安心こども基金」においても類似の支障が発生しており、内示を待って実施設計契約を行おうとすると、事前協議時に想定していた整備計画からすでに大幅な変更が必要となっている場合がある。単年度整備予定であった案件が、2か年の整備計画への変更が必要となった事例もある。</p> <p>○近年、国において、前年度繰越予算によって事業を実施する事例が増加している。現制度では内示後の契約のみを対象経費とするために、内示後に入札する必要があるが、これでは、入札不調などの事故が生じた場合に、更なる繰り越しが必要となるが、この繰り越し手続きは非常に困難である。(現にそういう事例が発生した。)仮に、内示の前後を問わずに契約が可能であれば、あらかじめの契約締結が可能となり、内示後直ちに工事を開始できるから、そのような事故のおそれを防止できる。</p> <p>また、見積り書や予定額でなく現実の契約に基づいて国との協議が可能となるため、不用額の発生を抑えることもでき、後の事務手続きが簡易となる。</p> <p>対象経費の適正性は、内示前後という時期によるのではなく、対象経費が明確となる契約書類を要求することにより図りうると考える。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>現行、保育所等整備交付金においては、次年度の内示スケジュールを前年度中に示し、かつ、複数回の内示を行い各市区町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいるところである。</p> <p>各市区町村におかれては、実施設計や本体工事に要する期間を踏まえつつ、整備計画に応じて内示予定時期を確認のうえ、引き続き、事業の円滑な遂行に取り組んでいただきたいと思います。</p>	<p>公立学校の施設整備等についても前年度に行った実施設計費を補助対象とすることができること、また、認定こども園施設整備交付金のうち、幼稚園耐震化整備については、実施設計年度は交付申請年度の前年度支出分まで対象経費となることから、認定こども園整備についても、内示前の実施設計についても補助対象としていただきたい。（認定こども園施設整備交付金の認定こども園整備と幼稚園耐震化整備で内示前の実施設計についての取り扱いの整合性を図っていただきたい。）</p> <p>事前協議については、年度内に複数回行うことができるスケジュールとなっているものの、内示後に実施設計・本体工事を行う場合、整備の規模にもよるが、実施設計に3カ月程度、本体工事に少なくとも7～8カ月程度の期間を要し、年度前半の事前協議を行う場合でも、そもそも内示後の実施設計では単年度での整備が間に合わない可能性がある。また、2カ年事業で申請をする場合、1年目に工事着工の必要があるため、実施設計を伴う施設整備の実施については年度後半の事前協議では対応出来ない可能性が高い。</p> <p>内示前の実施設計が補助対象となれば、年度前半での事前協議の場合、単年度での整備が可能となるケースが増え、また、年度後半の事前協議でも、内示後に1年目での工事着工が可能となると考える。</p> <p>上記を踏まえ、内示前の実施設計の取り扱いの見直しを行うことで、迅速な施設整備が可能となり、待機児童解消に繋がると考える。</p>	<p>【習志野市】</p> <p>○前年度中にスケジュールが示され、複数回の事前協議の機会がもうけられているものの、内示後に事業着手となると、その後に実施設計、公告（入札）、開札、工事業者との契約、近隣住民への事前説明を経て工事着手することとなり、十分な工期がとれず、現実的には単年度での事業完了が非常に難しい状況である。</p> <p>市町村としては、十分な工期を確保するべく、年度当初の事業着手に向け、4月内示を受けるために前年度から事前協議を行ったとしても、内示書の発出が4月の中旬以降となり、そこから事業着手では厳しい状況に変わりはない。</p> <p>さらに、交付金の活用にあたり、国から前年度の繰越予算の活用を指定された場合、事業着手後の不測の事態により事業に遅れが生じ、年度中に事業が完了できないと事故繰越を選択せざるを得ず、市町村にとっては大きな負担となる。</p> <p>このため、内示前に一定の事業着手が認められるような改善を含め、制度の抜本的な改善を要望する。</p> <p>【福島県】</p> <p>回答は理解したが、その場合でも工事着手を4月にする場合には、前年度に行った実施設計分の補助がなされないこと等の現状を改善すべきと考える。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>交付金の次年度内示スケジュールを前年度中に示して取り組んでいるとの回答だが、その内示がスケジュールより遅れているとの指摘もあるため、現状を踏まえた再回答を求める。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
71	新潟県	農地転用許可申請に添付する「必要な資力及び信用があることを証する書面」の弾力的運用	農地転用許可申請時に添付する「必要な資力及び信用があることを証する書面」について、許可権者の裁量で必要な添付書類を定められるようにする。	【支障事例】 農地転用許可申請については、農地法施行規則により「資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面」の添付が必須であるため、現在は国の指導により申請者に金融機関の証明書類(融資証明や残高証明書等)や通帳の写しの添付を求めている。 しかし、金融機関の証明書類等は、事業費が少額で事業実施に必要な資力に疑いのない場合であっても一律に添付する必要があり、申請者の負担(手数料負担等)となっている。 なお、許可申請に当たっては申請者から事前相談がある場合も多く、事前相談を通じて申請者の状況を把握していることや、申請について疑義がある場合は必要に応じて関係者への確認を行うことから、一律に金融機関の証明書類等を求めるのではなく、許可権者の裁量で「必要な資力及び信用があることを証する書面」を定めても適切な転用許可は可能と考える。	農林水産省	豊田市、豊明市、井原市	○農地転用許可申請を行うにあたっては「資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面」を、国の指導により申請者に添付を求めている。 市町村等が産業団地開発事業に伴い申請する場合にも添付を求められており、その書面は、造成工事の予算書の写しが必須とされている。 しかしながら、全体の計画が複数年度に渡る産業団地開発事業では、後年度分の予算書の添付が不可能であり、予算の議決まで農地転用許可申請を提出できない状況となる。 産業団地を開発し、企業誘致を進めるためには、時期を逃さないことが肝要であり、速やかな事業実施が不可欠であるにもかかわらず、手続き上の規制により支障が生じることが考えられる。 ○支障あり 転用者は個人から事業者、転用内容も多岐に渡り異なっていることから一律に添付書類を求めるのではなく弾力的な運用が必要と考える。 ○金額の大小に関わらず一律的な証明資料の添付が必要となっているため、申請者の負担が大きくなっている。 申請内容に応じて、必要がある場合のみ提出を求めることで良いと考える。 ○適正な農地転用許可を実施するため、申請全件に資金証明書を添付するようH28.9.12付け農村第628号で通知しているところ。
73	愛知県	国土利用計画法に基づく土地売買等届出に係る副本提出の義務付け廃止	国土利用計画法の土地売買等の事後届出(第23条第1項)に係る事務について、条例による事務処理特例制度(地方自治法第252条の17の2)により、権限移譲を受けている市町村に係る土地売買等届出書については、副本の提出の義務付けを廃止する。	【支障事例】 国土利用計画法では、一定の面積要件等を満たす土地売買等の契約を締結した場合は、対象となる土地が所在する市町村を経由して都道府県に事後届出をすることが義務付けられ、同法施行規則により、正本(都道府県分)、副本(市町村分)及びそれぞれに添付する書類を提出することとなっている。 当該届出に係る事務に関しては、条例による事務処理特例制度により権限移譲を受けている市町村※があり、そうした市町村においては正本の提出があれば足りるものの、国土利用計画法施行規則ではこうした場合の副本の提出についての取扱規定がないため、届出者は活用されることのない副本及びその添付書類を作成しなければならず、また、市町村は正副の届出書等2部を保管しなければならない。(市町村は、権限移譲を受ける前は、副本等1部を保管。) ※愛知県内では、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、津島市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、岩倉市、愛西市、豊山町、東栄町及び飛島村(平成30年4月現在)	国土交通省	岡崎市、一宮市、津島市、小牧市、愛西市、豊山町、東栄町、鳥取県	○本市は、国土利用計画法の届出に係る事務に関して、条例による事務処理特例制度により権限移譲を受けている。権限移譲を受ける前は、副本等1部を市で保管していたが、権限移譲後は正副の届出書2部を保管していることになっている。現状、正本の提出のみで足りるため、届出者は活用されることのない副本及びその添付書類を作成し、提出していることになる。そのため、副本の提出義務が廃止されれば、届出者及び市の負担軽減することができるため、本市は提案に参画する意向である。 ○本市では、国土利用計画法の土地売買等の事後届出(第23条第1項)に係る事務の権限移譲を受けており、平成29年度は、54件の当該届出に係る事務を行ったが、左記事例のとおり、活用されることのない副本に係る不要な事務負担が生じている。 ○国土利用計画法では、一定の面積要件等を満たす土地売買等の契約を締結した場合は、対象となる土地が所在する市町村を経由して都道府県に事後届出をすることが義務付けられ、同法施行規則により、正本(都道府県分)、副本(市町村分)及びそれぞれに添付する書類を提出することとなっている。 当該届出に係る事務に関して本市は、愛知県条例による事務処理特例制度により権限移譲を受けており、正本の提出があれば足りるものの、国土利用計画法施行規則ではこうした場合の副本の提出についての取扱規定がないため、届出者は活用されることのない副本及びその添付書類を作成しなければならない。(権限移譲を受ける前は、副本等1部を保管。) 届出に係る提出書類を、正本及びその添付書類1部にすることで、届出者及び当市の事務負担を軽減することができる。 ○本市においては、権限移譲を受けているため、事務処理に際して正本の提出があれば足りるが、正副2部を受付処理している。 権限移譲を受けている市町村における副本の提出の義務付けを廃止することで、行政側においては、事務手続き時に正本のみの書類確認で済むため、事務処理時間の短縮につながることに加え、正本の届出書1部を保管すればよいこととなる。一方届出者側においては、副本を作成する必要がなくなることから、書類作成の負担軽減による行政サービスの向上も期待される。 ○提案のとおり、本県でも同様の事例が生じていると考えられる。権限移譲を受けている市町村内の届出については、届出書と意見書の写しを県に送付してもらっており、本書は県で保管していない。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>農地転用許可申請書に添付する資力及び信用があることを証する書面は、農地転用許可を行う際に当該転用行為が確実に行われることを判断するために添付を求めているが、国としては、融資証明、残高証明等の金融機関の証明や、通帳の写しの添付を一律に求めているものではない。</p> <p>なお、「農地法関係事務処理要領」(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)第4の1の(1)のイの(カ)において、当該書面の具体例として、金融機関等が発行した融資を行うことを証する書面や預貯金通帳の写しを活用させることも可能と例示しているところであるが、これら以外の書面を活用することも可能である旨を更に周知してまいりたい。</p> <p>また、都道府県等によっては、残高証明・融資証明に限らず、青色申告書、財務諸表等を活用することも可能とするなど、現在既に柔軟な取扱いを行っているものと承知している。</p>	<p>北陸農政局からは、当県で様式を定めている「資金計画申出書」については、「必要な資力及び信用があることを証する書面」として認められないとされている。</p> <p>「必要な資力及び信用があることを証する書面」については、許可権者が独自に定めた「資金計画申出書」等でも「必要な資力及び信用があることを証する書面」として運用が可能になるよう検討願いたい。</p> <p>その場合も、当該申出書に記載された資金計画の妥当性についてチェックするとともに、一定金額以上の資金を要する事業については、追加で融資証明等の疎明資料を確認することを義務づける等の対応を想定しており、適切な農地転用許可は可能と考える。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>国土利用計画法第23条に基づき届出を課している土地取引内容については、同法に基づいて都道府県知事が行う注視区域等の指定の判断材料となるものであるため、都道府県においても把握していることが必要である。このため、条例に基づく事務処理特例制度により届出に係る事務が市町村へ権限委譲がなされていることにより、ただちに同法施行規則第20条第1項に規定されている、正本及び副本の提出が不要になるものではない。</p> <p>今後、副本の取り扱いを含め都道府県に適切に情報が共有される方法について検討することにより、可能な事務負担の軽減について検討してまいりたい。</p>	<p>現在、国土利用計画法第23条に基づく届出については、届出件数及び内容を都道府県から国土交通省へ報告する必要がある(平成12年4月3日付け 12国土利第141号、12国土第111号、土地利用調整課長・地価調査課長通達)。そのため、本県では権限移譲市町村から事後届出処理内容書及び土地売買等届出書の写しが電子メール等により提出される仕組みとしており、副本及びその添付書類がなくとも、都道府県知事が行う注視区域等の指定の判断等に支障が生じることはない。</p> <p>このように、権限移譲された市町村との間で、届出内容等について情報共有することは可能であることから、事務処理上活用されない副本およびその添付書類の提出義務を速やかに廃止し、届出者及び市町村の事務負担の軽減を図るべきである。</p>	<p>【一宮市】 現在、国土利用計画法第23条1項に基づく届出については、愛知県へ事後届出処理内容書及び土地売買等届出書の写しを電子メール等で送付しており、愛知県は届出内容の把握を届出書の副本及びその添付書類の提出によらなくても可能である。このため、副本及びその添付書類の提出義務廃止によって県知事が行う注視区域等の指定の判断等へ支障が生じる恐れはないと考えられる。</p> <p>このように、届出内容等については愛知県と市町村で情報共有がなされていることから、事務処理上活用されない副本およびその添付書類の提出義務を廃止することにより、届出者及び市町村の事務負担の軽減を図りたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
74	愛知県 【重点26】	食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県經由事務の廃止	健康増進法における特別用途表示の許可申請について、営業所(本社、研究所等)の所在地の都道府県經由事務を廃止し、申請者から直接、内閣総理大臣(消費者庁)へ申請することとする。	【支障事例】 現行制度では、食品の特別用途表示の許可申請は、営業所の所在地の都道府県(窓口は保健所)を経由して消費者庁に提出することとされている。また、許可書についても、消費者庁から都道府県(本庁、保健所)を経由し、申請者に送付される。実質的な審査等は消費者庁が行っており、都道府県が行っている事務は必要部数や書類項目の確認といった形式的なものであり、都道府県を経由することによって、却って実質的な審査開始までに時間がかかっている。なお、申請書は郵送による提出が可能のため、保健所が窓口となる必要はないものと考えられる。	消費者庁	茨城県、石川県、徳島県、熊本市	○県による審査は形式的なものであり、廃止により効率的で迅速な審査が期待される。 ○許可要件に関する詳細な質問については窓口である保健所では明確な回答ができず、消費者庁へ照会する事になり時間がかかると共に、細かなニュアンスの違いなどにより誤解を生じる可能性がある。 ○保健所が申請書提出の窓口になることは、申請者にとってメリットがない。 ○本県事業者からも、速やかな事務処理に関する要望があるため、都道府県の經由事務を廃止していただきたい。
75	愛知県	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る生活交通確保維持改善計画の記載事項の簡素化	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(以下「補助金」という。)の申請に係る、生活交通確保維持改善計画(以下「計画」という。)において記載することとされている「地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額」(以下「維持事業に要する額」という。)の、2・3年目分については、前年度から運行形態(運行距離、運行回数等)に変更がないと予定される場合は記載を不要とする。	【支障事例】 補助金の申請をするためには、それに先立って、行政、交通事業者等で構成する協議会が計画を策定・提出し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。この計画による補助の対象期間は1年のみであるが、計画には、向こう3か年の維持事業に要する額を記載しなければならない。しかしながら、国庫補助算定額の基準とするのは、1年目の維持事業に要する額のみと見られる。また、年度ごとで運行形態に変更がない場合、1年目と2、3年目の維持事業に要する額に生じる差は、曜日配列の違いによるもののみであり、金額としても補助対象路線1本につき1万円程度のわずかな差である。このように、2年目、3年目の維持事業に要する額を算出する必要性に乏しい場合でも、当初申請にかかる計画の策定時に、本県では、補助対象路線61本(平成29年6月現在)の2年目、3年目分の維持事業に要する額を算出する必要があり、相当の事務負担を要している。	国土交通省	青森県、福島県、千葉県、石川県、兵庫県、岡山県	○2年目、3年目については、結局次年度、次々年度に直近の実績をもとにした単価で算出し直さねばならず、無駄な作業となっている。 ○本県においても3か年計画策定にあたり、事業者へ資料作成を依頼しているが、曜日によって運行回数が変わる場合、向こう3か年の曜日ごとの運行日数の振り分けを行う必要があり、事業者にも相当の事務負担を要している(平成30年6月現在 補助対象50系統) また、協議会へ諮る際にも3か年分の資料を配付する必要があり、相当の事務負担を要している。 必要性の乏しい記載を廃止することで、協議会関係者の負担を軽減し、事務の効率化を図ることが出来ると思われる。 ○補助対象事業者が複数ある場合には、事業者ごとに運行ダイヤ(平日、土日休日、休校日など)の設定が異なるため、必要性に乏しい2か年目、3か年目の事務作業に多大な負担が生じている。
76	愛知県	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金のうち車両購入費に係る金融費用について変動金利を適用した場合の対応の柔軟化	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(以下「補助金」という。)のうち、車両購入費に係る金融費用(借入金の利息)の補助に関し、変動金利を適用している場合には、「生活交通確保維持改善計画(以下「計画」という。)に記載する補助対象経費について、過去一定期間の金利変動幅や金利の平均といった根拠をもとに、安全率を見込んだ数字(上限見込み額)を記載できるようにする」、「変更に係る申請は、借入先から利率変更の通知があったから、速やかに行うこととし、変更後の金利が適用される前に計画の認定が間に合わなかった場合でも、新しい金利を遡及適用する」といった柔軟な対応を可能とする。	【支障事例】 補助金の申請をするためには、それに先立って、行政、交通事業者等で構成する協議会が計画を策定・提出し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。補助金には複数の補助対象事業が用意されているが、このうち車両購入費に係る金融費用(借入金の利息)の補助を受ける場合、計画策定時点の金利によって算出した補助対象経費を記載する必要がある。計画認定後、金利の上昇により、補助対象経費が増額となる場合は、あらかじめ国土交通大臣から計画の変更について認定を受ける必要がある。当該認定申請は、上昇した金利が適用される1か月前までに提出するよう求められている。(認定申請が間に合わなければ、金利上昇による経費増分は補助対象外となる。) しかし、本県においては、借入先から事業者に対する利率変更の通知は必ずしも金利適用の1か月前となっておらず(借入先の決まり等に基づく)、申請に係る手続(協議会の開催など)を考えると、申請期限までに変更申請が間に合わない場合には、補助対象事業者が金利上昇分の補助を受けられない事態が生じる。また、金利の変動の度に、協議会において関係市町村長や関係バス事業者代表者等を交えた議論を経て申請を行うことは、大きな事務負担となる。	国土交通省	山口市	—

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>御提案のとおり、健康増進法第26条第2項に規定する都道府県の經由事務廃止については、年末を目途に検討し、地方分権一括法により改正を行う。</p> <p>ただし、經由事務を廃止した場合であっても、同法第27条に規定する立入検査及び収去等の許可後の監視指導が、引き続き、都道府県においても適切に行われる必要があることから、特別用途食品の許可書の送付を国から直接申請者に行なった際などに、当該食品に係る情報について、営業所の所在地の都道府県と共有する等運用面について、別途検討を進める。</p>	<p>本県の意向に沿った回答である。</p> <p>尚、立入検査及び収去等の許可後の監視指導に係る情報共有の検討に当たっては、都道府県の負担にならないよう進められたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 提案の実現を求める。</p> <p>実現にあたっては、営業所の所在地を所管する都道府県が特別用途表示の許可情報を十分に把握できるような方策について検証を行い、都道府県に許可情報を通知する等の対応を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>
<p>地域間幹線系統確保維持費補助金に係る生活交通確保維持改善計画は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条により、向こう3ヶ年の事業内容を記載することとしている。</p> <p>これは、地域間幹線系確保維持費補助金を含む地域公共交通確保維持事業が、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持することを目的として実施される事業であり、この事業の実施計画となる生活交通確保維持改善計画において、地域公共交通を確保・維持するための定量的な目標・効果等が適切に計画されているかを判断する上で、複数年度の事業内容で確認する必要があることから記載を求めているものである。</p> <p>しかし、いただいた支障事例のような、運行形態に変更がなく、曜日の違いから生じる微少な差額等、地域公共交通を確保・維持するための定量的な目標・効果等が適切に計画されているかを判断する上で影響が無いと考えられるものについては、記載事項の簡略化について検討して参りたい。</p>	<p>記載事項の簡略化の検討に際しては、2・3年目分の維持事業に要する額の記載の省略による抜本的な見直しを図られたい。</p> <p>また、検討のスケジュールをお示しいただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>生活交通確保維持改善計画の変更については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第9条により事前の変更認定が必要とされている。当該変更認定の申請期限については、交付要綱上の定めは無いが、必要な事務処理期間として、変更適用日の1ヶ月前の申請を要請している。</p> <p>一方、支障事例のように1ヶ月前に変更内容が確定しない等、やむを得ない事情がある場合については、あらかじめ相談頂き、1ヶ月以内の申請についても柔軟に対応しているところ。</p>	<p>「1カ月以内の申請についても柔軟に対応しているところ」とあるが、本県の事例に限らず、1カ月前までに変更認定に向けた対応を行うことが困難な事例は全国的にもあると想定されるため、周知を徹底していただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
78	鳴沢村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 【重点35】	消防団員等の消防車両運転に係る特例制度の創設	消防学校での消防車両の運転に関する教習の受講制度や自衛隊が実施する自動車の運転に関する教習を消防団員等が受講可能とするような制度等の創設	平成29年3月12日に改正道路交通法が施行され、改正後の普通免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満となっている。 地域に住む若い人材や地元に戻ってくる若い人材が消防団員等として消防団に加入しても、改正後の普通免許の所持者については、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転することができず、消防団員等の消防活動や災害時の初期活動において支障を来すことになる。 そこで、消防団員等が実施する活動の特殊性及び地域防災の担い手としての重要性を考慮し、新制度普通免許を取得する消防団員等が、消防団所有のポンプ車の運転に必要な免許を取得しやすくなるような特例制度の創設が求められる。 【求める措置】 (1)各都道府県において設置する消防学校又は消防学校が委託する自動車教習所において、一定の適正が認められる消防団員等が消防車両の運転に係る技能教習を受講することを可能とすること。 (2)教育訓練の実施に関する地方公共団体の委託に基づき、自衛隊の任務遂行に支障が生じない限りにおいて、自衛隊が実施する自動車の運転に関する技能教習を、一定の適正が認められる消防団員等も受講可能とすること。 (1)、(2)の技能教習を受けた消防団員等が、消防車両の運転に必要な運転免許受験資格を得られるようにすることで、消防団員等の確保に資すると考えられる。	警察庁、総務省、防衛省	南陽市、ひたちなか市、清瀬市、石川県、南アルプス市、多治見市、山県市、田原市、千早赤阪村、宇和島市	<p>○平成29年3月12日に改正道路交通法が施行され、改正後の普通免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満となっている。 地域に住む若い人材や地元に戻ってくる若い人材が消防団員等として消防団に加入しても、改正後の普通免許の所持者については、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転することができず、消防団員等の消防活動や災害時の初期活動において支障をきたす状態である。 ○当市は、消防団員2,084名を有し、毎年80人程度の新入団員を迎えていて、今後、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転できない団員が増加し、消防活動等に支障きたし、地域の安全安心を揺るがすことにもなりかねないため、対象の消防団員が、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転できるようになるような特例の制定に賛同するものです。 ○当市消防団においても、3.5トン以上の消防車両を38台所有しており、平成29年3月12日の道路交通法の改正による普通運転免許証で運転できる自動車の総重が3.5トン未満となったことで、消防団からも今後の消防ポンプ車の運転について心配の声があげられています。 現在、当市でも今年度消防団に入団した団員1名が平成29年3月12日以降に普通運転免許証を取得しており、今後、同様の団員が増加していくことで消防団活動に支障が起こることが予想されます。 こうした状況を踏まえると、消防団所有の消防ポンプ車の運転に必要な免許を、取得しやすくなるような特例制度の創設を希望します。 ○本市においては、4月1日現在、改正後の普通免許を所持する消防団員が3名在籍しており、今後は更に増加していくと思われる。また、保有している消防ポンプ自動車は29台すべて3.5トン以上の仕様となっている。 以上のことから、提案されている「消防学校での消防車両の運転に関する教習の受講制度や自衛隊が実施する自動車の運転に関する教習を消防団員等が受講可能とするような制度等の創設」は非常に有効な手段であると思われる。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【警察庁】 提案団体の提案趣旨の理解に当たって、本年6月29日開催の「地方分権改革有識者会議」の資料6も参照して、以下のとおり回答する。</p> <p>【(1)について】 公安委員会から指定を受けた自動車教習所(以下「指定自動車教習所」という。)で技能教習を受講した者のうち一定の要件を満たす者(道路交通法第97条の2第1項第2号の規定の適用を受ける者)は、運転免許試験のうち技能試験が免除されることとなる。職員や設備等に関して一定の要件を満たす自動車教習所は、当該指定を受けることができるとされている。したがって、消防学校や同学校の委託を受けた自動車教習所(以下「消防学校等」という。)が、当該一定の要件を満たす自動車教習所であるとして公安委員会から指定を受けた場合には、当該消防学校等で一定の教習を受け、かつ道路交通法第97条の2第1項第2号の適用を受ける者について、技能試験を免除することができる。</p> <p>以上のことから、御提案の内容に、消防学校等における準中型自動車免許に係る教習を終えた者のうち一定の要件を満たす者(道路交通法第97条の2第1項第2号の規定の適用を受ける者)について、指定自動車教習所を卒業した者と同様に、当該免許に係る技能試験を免除されたいというものが含まれているのであれば、これについては、消防学校等が一定の要件を満たす自動車教習所であるとして公安委員会から指定を受けることにより、現行の道路交通法令で対応可能である。</p> <p>また、御提案の内容には、緊急自動車の運転資格の審査(以下「審査」という。)に合格した者について、当該緊急自動車の運転に必要な運転免許に係る技能試験を免除されたいというものが含まれているものと承知しているところ、技能試験は、取得しようとしている運転免許に係る自動車等を安全に運転することができる基本的な運転技能を有しているかを確認するものである一方、審査は、公益性の高い緊急用務のために道路を迅速に通行するために必要な高度の運転技能を有しているかを確認するものであり、道路交通法上、審査を受ける者は、当該審査により運転資格を得ようとする緊急自動車の運転に必要な運転免許を有していることが前提となっている。</p> <p>したがって、技能試験と審査は全く異なるものであり、後者に合格した者について前者を免除することは不適当である。</p> <p>【(2)について】 御提案の内容を実現するためには、消防団員等が自衛隊が実施する自動車の運転に関する教習を受講することができる必要があるところ、まずは防衛省において判断されるべきであることから、当庁から回答は差し控えたい。</p> <p>【総務省】 【(1)について】 御要望の趣旨が、消防学校等で教習を受講することをもって、必要な運転免許に係る技能試験を免除してほしいというのであれば、警察庁が所管する道路交通法上の制度に関するものであることから、当庁から回答は差し控えたい。</p> <p>なお、消防組織法第51条では、「都道府県は…消防学校を設置しなければならない。」と規定されており、同条第4項の規定において「消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。」とされている。この消防庁が定める「消防学校の教育訓練の基準」第11条においては、「消防団員に対する特別教育の到達目標並びに教科目及び時間数は、目的に応じて適宜編成するものとする。」とされており、各消防学校において、地域の実情に応じて必要な教育訓練のカリキュラムを実施しているものと考えている。</p> <p>また、「平成30年1月25日付け消防地第20号消防庁次長通知」において、「消防団員の準中型免許取得に係る公費負担制度の創設」と、「地域の実情に応じて、消防自動車の更新機会等に合わせて、新制度下の普通免許で運転可能な消防自動車の活用」について要請しているところ。</p> <p>さらに、平成29年度3月12日以降に普通免許を取得した団員が準中型免許を取得する経費に対して、地方公共団体が助成を行った場合の当該助成額の一定割合について、平成30年度から特別交付税措置を講じることとしている。</p> <p>【(2)について】 御指摘の自衛隊が実施する自動車の運転に関する技能教習を、一定の適正が認められる消防団員等も受講可能とすることについては、まずは、防衛省において判断されるべきであることから、当庁から回答は差し控えたい。</p> <p>【防衛省】 防衛省・自衛隊における教育訓練の受託については、自衛隊法第100条の2において、「政令で定める技術者の教育訓練を実施することの受託を受けた場合において他に教育訓練の施設がないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる」と定められており、自衛隊法施行令第126条の2において、受託をうけることができる具体的な技術者については、「航空機の操縦及び整備」「落下傘の試験降下」「潜水艦の試験航走」「救急」「砲の操作」に従事する者と規定されている。</p> <p>今回のご提案については、消防団員に対する自動車運転について防衛省・自衛隊に対して教育の受託を求めるものであるが、これは、上記に述べたような技術者の教育訓練に該当せず、また、ご提案の教育を実施する民間の自動車教習場が多数あることは広く認識されていることから、「他に教育訓練の施設がないと認めるとき」にも該当せず、現行の法令に照らせば、防衛省・自衛隊としてお受けすることはできないことについて御理解を賜りたい。</p>	<p>○多くの地域の消防団では、団員の高齢化や定数の確保が課題となっている。今後、普通免許を取得していても、準中型の車両規格以上の消防車両を運転することができない消防団員が増加し、緊急時の初期活動に支障を来すことが想定されるほか、免許取得が負担になることを理由として、団への加入が進まず、団員の定数確保がより困難になることが考えられる。</p> <p>○第1次回答において、現行制度での対応の可否について各省庁から回答をいただいたが、運転免許取得費用に対する公費助成制度や普通免許で運転可能な消防車両の導入以外に、新たな免許制度による消防団活動の支障に対応するためには、どのような施策を実施できるのか、ということ、省庁の枠を超えて検討していただき、周知願いたい。</p> <p>○消防団活動の支障となっている(また将来的になるであろうことが容易に想定できる)ということを改めて認識いただき、できる限り少ない時間で準中型以上の消防車両の運転が可能となるような制度スキームを創設することは、消防団員の免許取得の負担軽減につながり、消防車両を運転できる団員の確保に資することを踏まえ、消防団活動として、消防学校又は消防学校が委託する自動車教習所において、団員が運転免許取得のための技能教習を受けられることを明らかにしていただきたい。</p> <p>○また、大規模な災害が多発している近年の災害事情を踏まえ、自衛隊と地域の消防の連携強化を図る観点から、自衛隊の自動車訓練所への消防団員の受入れについて、再検討いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
80	神奈川県	地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査について、地方公共団体の負担の少ない方法に見直しを求める。	総務省から毎年度照会がある「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」について、すでに100%に達成している調査項目も回答を求められている。また、回答した調査票の内容について総務省でヒアリングが行われるが、電話やメールで回答できる内容である。この必要のない調査項目とヒアリングを廃止し、地方公共団体の負担の少ない形で目的を達成できる調査方法へ見直しを求めるもの。	【調査項目について】 調査の目的は業務改革を推進することであるが、既に民間委託や指定管理制度の導入が100%となっている業務や施設についても毎年調査しており、不要な作業となっている。(例えば民間委託の実施状況は、全ての都道府県で100%を達成している項目がほとんど(13項目中9項目)であるが、毎年変わらず調査が行われている。) 【総務省でのヒアリングについて】 全国の都道府県、政令指定都市については、本調査回答後に総務省でヒアリングを行うが、その内容は電話やメールで回答できる程度であり、移動時間や日程決めの調整等の負担を考えると費用対効果は低いものとなっている。	総務省	宮城県、福島県、石岡市、埼玉県、綾瀬市、三条市、魚沼市、石川県、長野県、浜松市、愛知県、名古屋市、田原市、八幡市、伊丹市、山口県、愛媛県、松山市、熊本市	○毎年度のように様式の訂正や補足説明が後追いで送られてくるため、その都度全部局に様式の差し替えを依頼せねばならず、事務効率が非常に悪い。 全都道府県と政令市職員の人件費と旅費という膨大なコストを掛けてまで行う必要があるものなのか、ぜひ御再考願いたい。具体的なヒアリング内容が当日にならないとわからないため、予め予測して資料等の準備はするものの、詳細な内容を聞かれても答えられない項目もでてくる。 ○ヒアリング時期が市会会期中であり、役職者は議会対応のため出席は困難である場合が多く、係長級又は担当者がヒアリングに赴くこととなり、担当者同士の電話回答と同様の内容を回答することとなる。 ○「前年度導入率」及び「類似団体の前年度導入率」の項目については、総務省ホームページを見て各団体が数字を入力する手順であるが、既に昨年度中に総務省に提出したデータであり、調査を受けた各団体が再度入力する必要はあるのか疑問である。 ○特に指定管理者の実施状況の項目について、現在自治体では既存施設の有効活用という観点から施設の集約化、複合化が進められており、1つの項目に当てはまらない施設が出てきているほか、項目そのものの基準も通知では示されておらず不明確である。(「産業情報提供施設」や「大規模公園」等)そのため、調査結果自体について全国及び自治体間で比較する材料としては正確性に欠けるのではと懸念される。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>実施率が100%に達している調査項目については、数年おきに調査や廃止とすることも含め、調査項目の縮小を検討する。また、自治体の負担にならないように、総務省側で入力可能なものは入力した上で、照会できるように調査表の精査をする。</p> <p>ヒアリングについては、自治体の生の声を聞くことができる貴重な機会であり、総務省からも自治体が活用できる情報通信分野の先進的な取組を紹介する場として重要なため今後も継続して実施することを考えている。</p>	<p>【調査項目について】 調査項目の縮小については、御回答いただいたとおり検討していただきたい。 また、調査項目の見直しについては支障事例に挙げたように「指定管理者制度等の導入状況」における各施設の定義や基準等について明確にしてくださいよう検討いただきたい。</p> <p>【ヒアリングについて】 地方公共団体の負担を鑑みると、現在実施している調査結果に基づく県及び市町村の状況確認であれば、対面で意見を聞くのではなく電話や電子メールで足りると考える。 また、総務省から自治体へ情報提供できるという点も、調査・照会システムを使った電子媒体での発信や書面での共有等で補うことができる。 以上のことから、自治体からの希望がある場合や対面での意見交換が必要と思われる場合など、ヒアリング対象自治体・担当者を絞った形での実施がよいのではないかと。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
81	神奈川県	PCB廃棄物等の処分に係る規定の明確化	県が事業者に対し、効果的・効率的に指導を行いPCB廃棄物の期限内処理の徹底をさせるため、指導の基準、規定の明確化を求める。	PCB廃棄物等の処分については、期限が定められており、自治体はその処理に向けて事業者に対する指導を行う権限が付与されている。しかしながら、PCB含有・非含有の濃度基準が示されていない場合や、廃棄・処分に関する規定がないため、PCB廃棄物や使用製品の適正な処理に向けての指導が困難な状況である。具体的な支障として、下記の2点が挙げられる。電気機器については、PCB汚染物に係るPCB含有・非含有の濃度基準として0.5mg/kgという数値が示されている一方、これ以外のPCB汚染物については具体的な数値は示されず、「検出されない」という表現にとどまっている。このため、分析業者や分析方法において設定される定量下限値によって、検出される場合とされない場合がありえることとなり、適切な指導ができない。高濃度PCB使用製品の廃棄、処分については、電気事業法及びPCB特措法に具体的な規定がある一方、使用中の低濃度PCB使用製品については、廃棄・処分に係る規定がない。そのため、明確な根拠に基づき、使用中の低濃度PCB使用製品について、廃棄・処分に向けた行政指導等を行うことが困難である。上記基準や処分に関する規定がないことにより、PCB廃棄物の不適正処理や期限内処理の未完了といった問題が生じ、これらに対する行政指導や改善命令、代執行の案件が増加することが懸念される。なお、PCB廃棄物等の処分については、全国的な問題であり、自治体間で対応を異にすべきものではなく、地方独自で基準や制度を設けることはなじまない。	経済産業省、環境省	青森県、八戸市、仙台市、秋田県、福島県、いわき市、埼玉県、さいたま市、川崎市、千葉市、船橋市、柏市、横浜市、富山県、福井県、山梨県、京都市、大阪府、堺市、八尾市、兵庫県、神戸市、鳥取県、山口県、徳島県、福岡県、北九州市、大分県、宮崎市	<p>○低濃度PCB廃棄物または使用機器については、銘板等での判断が不可能であるため、分析機関による分析が必須となり、本市では定量下限値未満であった場合はPCB廃棄物または使用機器ではないと判断している。しかしながら、定量下限値については各分析機関により異なるため、同一の機器でも判断が異なる可能性がある。特に、現在使用中の電気機器については、PCBの有無によって交換の要否が決まり、交換が必要な場合は、その処分費用や代替機器の購入等、事業者の費用負担が大きくなる。PCBの有無が事業活動に大きな影響をもたらすこととなるため、事業者を指導するにあたり、全国一律の基準が必要であると考えられる。</p> <p>○PCB汚染物のうち塗膜等については、PCB含有・非含有の入口基準が設けられていないため、「PCBに汚染されていないこと」がPCB非含有の判断基準となり、分析結果の「ND」をもって非含有とは判断できず、分析を行えば高濃度もしくは低濃度PCBのどちらかでの処分となり、非含有として処分することができない状況にある。また、国から塗膜に関するガイドライン等が出ていない中で、調査対象とすべき塗料の年代や使用構造物、分析方法が定められていないため、塗膜の剥離工事のみならず施設や設備の撤去工事においても、どの範囲まで調査が必要か判断できない状況にある。また、シーリング材においては、日本シーリング材工業会の判断フローを参考に指導を行っているが、塗膜等と同様に入口基準が設けられていないため、第二次判定で分析を行えば、高濃度もしくは低濃度PCBのどちらかで処分せざるをえない。PCB汚染物においては高濃度PCBが検出された事例もあると聞くので、所管部局が速やかに調査・工事を行えるよう早急にガイドライン等を出していただきたい。</p> <p>○提案団体と同様の支障が生じている。特に、橋梁等の塗膜やシーリング材(可塑性)がPCB汚染物であるかどうか判定する基準についての問合せが多いが、塗膜やシーリング材がPCB汚染物に該当するかどうか判定する基準(いわゆる入口基準)が明確でないために指導に苦慮している。PCB処理物に関する判定基準(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の2第4項:いわゆる出口基準)を、PCB汚染物を判定する入口基準に準用してよいかどうか示していただきたい。加えて、PCB塗膜を剥離した後の鋼材がPCB汚染物に該当するか否か判定する基準(卒業基準)がなく、指導に苦慮しているため、卒業基準及びその分析方法を明確に示していただきたい。</p> <p>○平成28年実施のPCB廃棄物等の掘り起こし調査(市内の電気工作物を対象としたもの。)の結果によって、低濃度PCB使用製品を所有している事業者等が市内に15業者程度存在していることが判明した。現状では、法的根拠がないため、当該業者への適切な指導が難しい状況にある。</p> <p>○PCB汚染物の基準について、本県でも、PCBを含む橋梁の塗膜等への扱いについて検討した事例があり、他県照会をしたが自治体により扱いが異なる状況が判明した。排出事業者、処理業者も所在地により扱いが異なることは混乱すると考えられるので、全国一律の基準を設けることが望ましい。使用中の低濃度PCB機器の対応については、高濃度PCB使用電気機器と異なり、廃棄に係る明確な規定がないため、PCB廃棄物の掘り起こし調査を進める中で、業者や電気主任技術者から「使用をやめて平成39年3月末までに廃棄する必要があるのか」という問い合わせが多いことは事実である。39年の期限後に低濃度PCB含有機器であることが判明した場合のことを考えると、高濃度と同様に処分等対応方針が定まっていることが望ましい。</p> <p>○(1)使用中の低濃度PCB含有製品は、PCB特措法に処分期限が規定されておらず、その処分は努力義務となっている。このため、現在の特措法では当該PCB含有製品が処理期限経過後も使用可能と読めることから、期限内に処分するよう法的根拠をもって指導することが難しく、対応に苦慮するケースがある。</p> <p>(2)電気機器以外のPCB汚染物には、PCB廃棄物の基準は、「検出されないこと」とされており、具体的な数値基準が定められておらず、分析業者や分析方法ごとに定量下限値が異なることから、適切な指導が難しい。</p> <p>(3)橋梁塗膜は、原料の有機顔料中に非意図的に副生PCBが生成するケースが確認されているが、化審法の運用で顔料中のPCB含有量がBATレベル以下であれば、流通が認められている。このため、新しい塗膜からもPCBが検出される可能性があり、低濃度PCB含有の橋梁塗膜の除去を進めるうえで支障となっている。</p> <p>一方、上記の化審法の運用を踏まえて事務連絡(※)が発出されており、BATレベル以下の有機顔料は、廃棄物となってもPCB特措法の対象外であるとされ、地方環境事務所から塗膜についても当該事務連絡が適用されるとの回答を得ている。しかし、現状では低濃度PCB含有塗膜等については、PCB廃棄物として特措法に基づき処分されていることから、当該塗膜等については、取扱いに疑問が生じている。(※)平成24年12月10日付「PCBを含む有機顔料に関するポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の適用について」上記のPCB該当性に係る基準や使用中製品の処分義務、塗膜の取扱いが不明瞭であることにより、期限内に処分が完了しないおそれがあり、指導や改善命令等の増加が懸念される。以上のことから、PCB汚染物に係る基準値の設定及び低濃度PCB含有製品の期限内処分について明確化される必要がある。また、塗膜については、化審法の運用も含めて、今後の取扱いについて明示されたい。</p> <p>○電気機器を除くPCB汚染物に係るPCB含有・非含有の濃度基準については具体的に示されておらず、「検出されない」という表現にとどまっている。この「検出されない」場合における下限値の判断について環境省に確認したところ具体的な数値については決まっておらず、どこまでの分析を求めるかについては各自治体の判断に任せるとのことであったが、PCB廃棄物の確実かつ適正な処分の観点からは、国において具体的な基準を示すべきであり、現状では低濃度PCB汚染物に係る適正な指導ができない。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>○ 低濃度PCB廃棄物の処分及び低濃度PCB使用製品については、ストックホルム条約の遵守に向け、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第14条の規定に基づき、保管事業者は、平成39年3月31日までに保管事業者自らによって処分され、又は処分業者への処分委託が行われることが義務付けられています。</p> <p>○ また、低濃度PCB廃棄物の処分及び低濃度PCB使用製品については、平成28年7月26日に閣議決定されたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画において、「PCB汚染の有無を実際に分析しなければその該当性を確認できないものが多いといった課題を踏まえ、今後、正確な全体像を把握することとし、そのための方策について検討する。」とされています。</p> <p>○ さらに、同基本計画において、PCB汚染の有無の確認作業を終了すること、掘り起こし調査が完了すること等が定められています。</p> <p>○ このため、環境省としましては、まずはPCB汚染の実態把握を十分に行った上で、低濃度PCB使用製品の廃棄又はPCBの除去を進めることとしており、そのための方策や低濃度PCB廃棄物の正確な全体像を把握するための方策について検討し、また、低濃度PCB廃棄物の処理体制の充実・多様化を進めることとしています。</p> <p>○ 上記に加え、PCB特措法改正法附則第5条において、法施行後の5年以内に、検討を加え、必要があると認められるときには、その結果に基づいて必要な措置を講じることとしております。これを受けて、環境省では、平成29年度に低濃度PCB廃棄物について自治体・有識者・関係団体を加えた検討会を開催し、議論を開始したところです。</p> <p>○ 今後については、御提案の内容を含め、こうした検討会の中でこれらの検討を進めてまいります。</p>	<p>PCB特措法第14条は、低濃度PCB廃棄物の処分を規定しており、低濃度PCB使用製品については対象外であると認識している。</p> <p>PCB廃棄物処理基本計画第3章第2節における「低濃度PCB廃棄物及びPCB使用製品の実態把握」を進めているとのことだが、実際の処理は現在も進行している。実情として、各自治体によって対応が異なるといった支障事例が発生している。今後、処理の基準や方法の検討に時間が掛かり、対応方法の確定が遅れば、排出事業者に対して、早期処理を指導するうえで支障となる。</p> <p>また、現在使用中の微量PCB汚染疑いの電気機器については、分析の義務がないため、所有者にとっては分析せずに転売するといった事例も見受けられ、これに対する指導は何もできない状態である。</p> <p>さらに、使用中の塗膜、シーリング材については、掘り起こし調査方法すら示されておらず、現存する建造物すべてを調査することは、時間的に非常に困難であると考えられる。なお、塗膜、シーリング材については、高濃度のものであるとの見解が示されているが、法改正5年後(平成33年8月)の決定では、北九州事業所エリアでの処理期限が平成33年3月31日であるため、処理期限に間に合わなくなる。</p> <p>以上から、少なくとも電気機器以外の低濃度PCB廃棄物の入口基準を早急に確定してもらいたい。また、今後の具体的な検討過程のスケジュール等を示してもらいたい。</p>	<p>【仙台市】 早急に明確な基準を設けていただきたい。</p> <p>【横浜市】 低濃度PCB廃棄物の処分及び低濃度PCB使用製品の処分については、国においてPCBを含有する塗膜を使用した可能性のある橋梁等の実態把握を行い、処分期間内の早期処理を行う旨の事務連絡が平成30年3月20日付発出(※)されたことにより、多くの鋼製橋梁等を所有する自治体は、その対応を迫られている。</p> <p>環境省としての本提案に対する考えの方向性はおおむね了承できるが、現に地方自治体においてPCBを含有する塗膜についての対応を迫られている実態を理解していただき、検討会における具体的な検討内容の情報提供、検討結果を踏まえた環境省としての対応の具体的なスケジュール等を明確にいただきたい。</p> <p>(※)平成30年3月20日付 国官総第283号、国総環第116号及び国総事第70号「ポリ塩化ビフェニルを含有する塗膜の処分期間内の処理について」</p> <p>【鳥取県】 ○低濃度PCB廃棄物の入口基準未設定問題については、平成16年2月17日に開催された環境省の「低濃度PCB対策検討委員会」においても議題となっており、平成16年4月1日までに環境省令で判定基準を設定することとされている。また、平成23年10月1日に開催された環境省の「第1回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」においても、検討会の論点として「PCB廃棄物に関して、いわゆる入口基準を設定することについてどのように考えるか。」との記述があるが結論が示されていない。</p> <p>従って、10年以上前から問題の存在が指摘されており、その検討に十分な期間があったにもかかわらず、結論が示されておらず、処理期限が平成39年3月と迫る中、入口基準が曖昧な状況であるため、適切な指導も十分な掘り起こし調査等も行えず、PCB廃棄物の計画的な処理を行うことは困難になるばかりである。</p> <p>この問題は時間的猶予のない早急に取り組むべきものであり、可及的速やかな入口基準設定が求められるが、なぜ、入口基準の設定が遅れているのかの理由の具体的説明や、暫定基準の設定の是非等について、速やかに期限を定めて国の考え方を示していただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
82	神奈川県、千葉県、大阪府	林業・木材産業改善資金制度上義務付けられている「貸付事業の確認調査及び林野庁長官への結果の報告」の見直し	資金の償還が完了していない全ての事業者が対象となっている「貸付事業の確認調査及び林野庁長官への結果の報告」について、必要性の高い事業者(新規貸付事案や不良債権化している事案等)に限定すること。	「林業・木材産業改善資金制度の運用について(平成15年6月11日付け林野庁長官通知)」の規定により、都道府県知事は、資金の償還が完了していない全事業者の状況(毎年8月末現在)を集計し、農林水産大臣が定める日(10月末)まで林野庁長官に報告することとなっているが、2か月間で全事業者への調査(現地調査含む)を実施し取りまとめまで完了することは、事業者の繁忙期と重なっていることもあり、日程的に負担が大きい。本県としては、これまで当該貸付金に係る適正な管理を行っており、全事業者に対して現地調査を行う等の取り組みにより、償還における延滞が発生した事例は見られない。以上の実績を踏まえると、林野庁長官への報告を要する事業者を新規貸付事案や不良債権化している事案等限定しても、これまで通り調査等の取り組みを本県として責任を持って着実に実行することで、当該貸付資金を適正に管理することは十分可能と考える。	農林水産省	福井県、長野県、鳥取県、徳島県	<p>○調査業務の時期を平準化させることで調査の精度が高まり、当該資金の適正な管理が図られると考える。</p> <p>○本県においても、2か月間で全事業者への調査(現地調査含む)を実施し取りまとめまで完了することは、事業者の繁忙期と重なっていることもあり、日程的に負担が大きい。新規貸付事案や不良債権化している事案等限定することで他事業者については調査時期を柔軟に移行させることができるようになり、効率的かつ適正な管理に資するものと考えられる。</p> <p>○借受者の状況は現地機関等との連携により随時情報共有が可能である。償還が滞っている事業体と違い、適切な償還を実施している借受者に対しても一律に調査を実施する必要性は感じられない。</p> <p>○現在、本県における調査対象は少ないため、期限内に調査を行うことができているが、今後、調査件数が増えることも考えられるため、2か月間で全案件を調査することは、事業者との調整や職員の確保等から、日程的に負担が増すことが想定される。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>本調査は、林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業において、目的外使用、無断貸出・処分等の不適切事案の発生状況を把握し、原因を分析の上、改善策を講ずることを通じて、制度の維持及び適切な運営が図られることを目的として実施しているものであるため、新規貸付事業等に限らず、全貸付事業を調査いただくよう引き続きご協力願いたい。</p> <p>なお、調査実施から報告までの期間が短く、日程的に負担が大きいとの意見については、調査から報告までの期間に余裕をもたせることを検討することとした。</p>	<p>本県として、これまで貸付事業者に対して調査を行ってきた中で、不良債権化した事例などはないという実績も踏まえ、林野庁長官への報告は特に留意が必要である新規貸付事業者や不良債権化している事業者のみ行い、全貸付事業に対する調査は不適正な事案の発生等を見逃さないよう注意しながら、県の責任で行うことで、目的外使用や無断処分などの不適正事案等に対する調査には十分であると考えます。</p> <p>調査実施から報告までの期間については引き続き余裕をもった調査ができるようご検討いただきたい。</p>	-	-

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
83	神奈川県	老人福祉に係る「基準省令」の早期公布	老人福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める。 また、新たな基準省令を制定する場合は、周知期間や施行準備等を要することから、一定の経過措置期間を設定することを求める。	【地方分権の趣旨を反映できない】 介護保険施設等の基準は、法律で規定されているもののほか、「基準省令に規定」され、「基準省令」は条例への委任規定(従うべき基準、参酌すべき基準)を設けている。 このうち、参酌基準については、地域の実情や県の政策課題を背景に、独自の基準を設けることが可能であるが、そのためには、県は、十分な時間をかけ、関係機関や団体、県民と検討を重ねる必要がある。 しかし、今回は、「基準省令」の公布遅延によりその時間はなく、「基準省令」を条例に落とし込む作業に注力せざるを得なかった(条例の概要に係るパブコメも実施できない)。 このことは、地方分権の趣旨からも看過できない事態である。 【県民・事業者の不利益】 新たな介護保険施設である介護医療院は、県内の病院関係者等に注目されており、県は、近々の開設を検討している事業者に対しては、速やかに制度を周知し、事業化を支援する必要がある。 しかし、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できないほか、県の支援策を検討する時間も確保することができなかったことから、県の取組が不十分なまま、条例の施行を迎える事態になったことが否定できない。 また、その他の介護事業者においても、介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となり、事業者からの指定申請手続き等を定めた県規則の改正が4月1日に間に合わない事態となった。 さらに、全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知も3月22日となったことから、事業者の中には、4月からの新加算等の算定を諦めるところも出ている。	厚生労働省	宮城県、秋田市、米沢市、福島県、千葉県、習志野市、八王子市、横浜市、相模原市、横須賀市、海老名市、石川県、長野県、名古屋市、田原市、神戸市、芦屋市、岡山県、高松市、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎市	<p>○本市においても、地域の実情や政策課題を背景に、市の条例に独自の基準を設けることが可能であるが、そのためには、市民参加条例に基づき、十分な時間をかけ、関係機関などと検討を重ねる必要がある。しかし、今回は「基準省令」の公布が遅れたために検討を重ねる時間が確保できず、「基準省令」を条例に落とし込む事務作業に注力せざるを得なかった。(条例の概要に係るパブリックコメントも実施できなかった。)</p> <p>○創設された介護医療院は、市内の指定介護療養型医療施設の転換先の1つとして注目されており、市は、転換を検討している事業者に対して速やかに制度に関する情報提供をする必要があった。しかし、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できなかったほか、独自の基準などについて検討する時間が不十分なまま、条例の施行を迎えた。また、介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となり、事業者からの指定申請手続き等を定めた市規則の改正が4月1日の施行であったため、十分な時間が確保できない事態となった。さらに、介護医療院を含めて全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知発出も3月22日となったことから、4月からの新加算等の算定を諦める事業者もあった。</p> <p>○介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となり、条例、規則の改正が4月1日に間に合わない。</p> <p>○条例改正作業において、十分な検討時間や作業時間の確保が困難になっている。また、パブリックコメントを実施する期間を勘案すると、現在の省令公布時期では新年度4月1日の施行は難しい。</p> <p>○新たな介護保険施設である介護医療院については速やかに制度を周知し、事業化を支援する必要があるが、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できない状況となった。また、介護保険法施行規則(厚生労働省令)や4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知も3月22日となったことから、4月からの新加算等の算定届出期間を延長せざるを得なくなり、事業者への周知や事務対応に苦慮することとなった。</p> <p>○条例等の制定や事業者への周知に十分な期間を確保できるようにしていただきたい。</p> <p>○地域密着型サービス事業者・介護支援事業者・居宅介護支援事業者についても同様に条例改正にあたっての時間がなく、パブコメも実施できない。そのため、参酌基準について十分に検討できない。</p> <p>○本市においても制度改正に伴う省令改正等の通知が遅くなっていることにより、事業所から苦情が出ているほか、当初からの加算取得をあきらめているケースはある。また、行政による様式の整備等も間に合わず、事業所にかなりの負担を強いている。</p> <p>○4月1日施行の基準条例改正に当たり、2月議会提出のスケジュールからパブコメを行う時間的余裕がなく、基準省令とおりの条例制定を余儀なくされ、県として参酌基準について盛り込むことができなかった。また、4月1日からの新基準や介護報酬改定に係る告示、解釈通知の大幅な遅れにより、介護事業所等の加算算定に係る事務処理等に混乱を生じさせ、県への問い合わせも相次いだ。</p> <p>○介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となったため、事業者からの指定申請手続き等を定めた県規則の改正が4月1日に間に合わない事態となった。また、4月以降の介護報酬の告示やその解釈に係る通知が3月22日となったことから、介護サービス事業者の中には、4月からの新加算等の届出が間に合わなかったところも出ている。</p> <p>○基準条例を制定、報酬改定に伴う届出を改正する場合は、基準条例の施行準備や事業者への周知期間を要するが、今回の平成30年度報酬改定に伴う基準条例改正の一部が4月1日施行に間に合わない事態や事業者への周知期間が十分にもてない状態であった。</p> <p>○基準省令の内容を確認し、地域の実情に合わせた条例を制定するためには、内容の検討や周知期間の設定など十分な時間をかける必要がある。そのためには基準省令の早期公布が必須であるため、是非ご検討頂きたい。</p> <p>○地域密着型サービス等に係る条例改正の議会手続き、法令審査、パブリックコメント募集等に関して時間を確保できず、事務処理を適正に行う上での影響は大きい。</p> <p>○新介護保険法(平成29年6月2日公布)附則第16条において、第107条第1項の許可の手続きを施行日前においても行うことができると規定されているが、「基準省令」や「報酬告示」等の公布が遅れた結果、本市介護療養型医療施設の運営法人は、基準等が不明確な介護医療院への転換でなく、介護療養型医療施設の更新を行わざるを得ない状況であった。(不要書類作成及び不要手数料徴収)本市としても条例の公布が遅れ、法人が十分検討できるだけの期間を確保できなかったため、附則で規定されている事項について、法人へ説明ができない状況があった。また、報酬告示やその解釈通知の公布が3月22日であったことから、介護サービス事業者等から、4月からの新加算等について十分な準備ができないという意見があった。</p> <p>○基準省令の公布が遅れた場合、それらを基に作成する条例の作成が遅れ、実地指導の調書の作成にも影響が出るため。</p> <p>○神奈川県と同様の支障が本市でも生じている。また、介護保険法が改正され、新たに介護医療院が創設されたことに伴い、介護医療院の開設許可申請等に係る手数料を定める必要があったが、基準省令の交付が遅れた結果、市議会に諮る時間がなく、市長専決をせざるを得なくなった。</p> <p>○条例改正が本県2月議会の閉会後となったことから、県条例を改正すべき一部規定が4月1日の改正法施行に間に合わなかった。6月県議会に再度条例改正案を提出するといった業務負担が生じている。</p> <p>○条例の制定や改正を行うにあたり、根拠となる基準省令等の交付が遅れることで業務に支障が出る他、事業所やサービス利用者への影響も心配される。制度の理解や周知(市も事業所も)、運用や整備のため一定の経過措置期間が必要である。今期の事例では、条例制定の締め切りのほうが早かったため、省令が出る前に文章は推測で作成しなければならなかった。</p> <p>○基準省令の改正については、公布前に原案の提供がされたため、これを基に条例改正等の事務を進めたが、事業者への周知期間は十分確保されたとは必ずしもいえないことから、早期の公布が望ましい。</p> <p>○介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となったことで、市条例の改正が専決処分となった。</p> <p>また、全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示や解釈通知も3月22日となったことから、変更届やそれに伴う必要書類の市の様式の作成、事業所への周知、事業所による作成・提出、市での審査、国保連への伝送に至るまでを1月ですることとなり、実際に国保連請求について混乱が生じた。</p> <p>○今回、「基準省令」の公布遅延により、「基準省令」を条例に落とし込む作業に注力せざるを得なかった(条例の概要に係るパブコメも短縮して実施)。新たな介護保険施設である介護医療院は、県内の病院関係者等に注目されており、県は、近々の開設を検討している事業者に対して、速やかに制度を周知する必要がある。しかし、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できないほか、県の対応策を検討する時間も確保することができなかったことから、県の取組が不十分なまま、条例の施行を迎える事態になった。また、その他の介護事業者においても、介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となり、事業者からの指定申請手続き等を定めた県規則の改正が4月1日に間に合わない事態となった。さらに、全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知も3月22日となったことから、事業者の中には、4月からの新加算等の算定を諦めるところも出ている。</p> <p>○基準省令の公布が遅れたため、条例改正等の事務が他の年度末の事務と重なり、業務量が膨大となった。また、省令改正に伴う新加算の算定内容等について、事業者への周知が遅れたため、書類提出期間が短くなり事業者側の混乱も招いた。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>介護サービスの運営基準等に関する省令の改正については、社会保障審議会の意見を踏まえ決定することとされており、同審議会の意見を踏まえ、可能な限り早急に公布するよう努めているところである。</p> <p>一方、今般の改正においてご指摘のような事態が生じたことを踏まえ、次期改定に向けては、より円滑な施行ができるよう、努めてまいりたい。</p>	<p>今回の基準省令の制定及び改正では、追加共同提案団体の支障事例にある通り、条例の改正等が4月1日に間に合わない地方公共団体や4月からの新加算の算定を諦めた事業者があるということであり、配慮や対応が不十分であると言わざるを得ない。</p> <p>介護サービスの運営基準等に関する省令の改正については、社会保障審議会の意見を踏まえて決定するのであれば、社会保障審議会の開催スケジュールを見直し、報酬改定に係る検討スケジュールの前倒しや経過措置を設定することで、十分な準備期間が確保できるよう検討していただきたい</p> <p>また、新たな基準省令を制定する場合は、十分な準備や周知期間を確保できるよう、一定の経過措置期間を設定することを改めて求める。</p> <p>なお、「より円滑な施行ができるよう努める。」との回答であったが、平成30年7月27日付けで改正された介護医療院の基準省令については、事前の情報もなく、改正されたことすら連絡がなかった。</p>	<p>【習志野市】 次期改正においては、早急な公布をお願いしたい。</p>	<p>【全国知事会】 地域の実情に応じた施設の設置等を行うため、条例に基準の内容が委任される参酌基準の制定にあたっては、各団体において必要な検討を行えるよう十分な期間を確保すること。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
84	神奈川県	障害児者福祉に係る「基準省令」の早期公布	障害児者福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める	【地方分権の趣旨を反映できない】 障害福祉サービス事業等の基準は、法律で規定されているもののほか、「基準省令に規定」され、「基準省令」は条例への委任規定(従うべき基準、標準とすべき基準、参酌すべき基準)を設けている。 「基準省令」は、例年1～2月初旬に公布されるため、基準省令の「従うべき基準」「標準とすべき基準」「参酌すべき基準」を踏まえて行う条例改正作業において、地域の実情に応じた内容を検討する時間が十分に確保されておらず、地方分権の趣旨が活かされていない。 【県民・事業者の不利益】 制度改正の円滑な施行にあたっては、障害福祉サービス等利用者はもとより関係機関や事業者等への十分な周知期間が必要となる。 しかし、掘りどころとなる条例の公布が3月下旬になるため、新サービスの指定申請を躊躇する事業者もあり、障害児者が新制度を利用する機会を十分に確保することができない実情がある。 【働き方改革への対応】 基準省令改正を受けた条例改正作業については、議会のスケジュールに合わせるため、短時間に膨大な作業が発生し、関係する職員は長時間労働を余儀なくされており、働き方改革の取組みにも大きく反している。	厚生労働省	旭川市、宮城県、秋田市、福島県、千葉県、船橋市、板橋区、八王子市、横浜市、相模原市、横須賀市、綾瀬市、新潟県、新潟市、岐阜県、名古屋市、城陽市、和歌山市、鳥取県、岡山県、府中町、防府市、愛媛県、熊本県、熊本市、大分県、宮崎市	<p>○省令改正に係るパブリックコメント関連資料が12月中旬に送付され、この時点で全体の概略が判明したが、省令改正案だけでは詳細が分からないため、制度の詳細な内容の理解及び市の基準条例改正に係る検討を暗中模索の中で行わざるを得なかった。</p> <p>○当然にして議会スケジュール等を勘案して、正規のパブリックコメントを実施する十分な期間もなく、障害者地域自立支援協議会委員への意見聴取に代えることに対応したが、地方分権の趣旨からして、また、市民参加の視点からしても苦肉の策であった。</p> <p>○省令改正の内容はもとより、新事業の内容や報酬について、事業者からの問い合わせも多く、対応に苦慮したが、担当者に確認しても回答を得られない状態や詳細が不明なままの状態が3月末になっても続き、4月1日からの新規事業者指定に係る準備や周知が不十分となり、事業者、市民へ多大なる迷惑をかけた。自治体の中には、事業者に対し、4月1日指定を事実上断ったところもあると聞いている。</p> <p>○そもそも、社会保障審議会の開催スケジュールが平成30年3月2日までに設定されていること自体無理がある。</p> <p>○法改正が平成28年5月になされているにもかかわらず、省令改正の遅れによる地方分権の趣旨が反映できていない状況は明らかであり、今後は早期の制度設計を図っていただきたい。</p> <p>○基準省令は条例への委任規定を設けているが、4月施行の場合であっても、1月以降にならないと公布されないため、地域の実情に応じた内容を検討する十分な時間が確保されていない。</p> <p>○基準省令の公布が遅くなる分、市内事業所等への事前周知が遅くなり、事業所の新サービスの導入等を妨げとなる場合がある。</p> <p>○基準省令改正に伴う条例改正については議会の了承を得る必要があるが、議会に間に合わせるためには短期間で膨大な作業を完了させなければならなくなり、その対応に苦慮している。</p> <p>○国による全国課長会議の開催が、例年3月初旬になり、その情報を事業所に周知するための説明会を開催しているが、大きな会場を予約するための確実な日程が必要ということで、いつも年度末ぎりぎりになる。そこからの対応となると現実的に4月からの運用は難しい。</p> <p>○早く交付できないのであれば、施行を1年先に延ばすことは出来ないのか。</p> <p>○制度改正に伴う基準省令の公布が遅くなることにより、職員が内容を理解する時間が十分に確保できず、事業者からの問合せへの対応や十分な周知を行うことに苦慮している。結果として、事業者が新たな障害福祉サービスへの参入を躊躇するなど、本市の障害福祉サービス等の充実につながらず、制度改正の趣旨が活かされていない。</p> <p>○早期に公布することで、職員及び事業者が準備できる十分な期間を確保する必要がある。</p> <p>○年度内に条例を改正する必要があることから、現在の障害児者福祉に係る基準省令の公布日では作業時間を十分に確保することができず、条例に地域の実情を反映させることが困難である。また、障害福祉サービス利用者はもとより、関係機関や事業者等への周知期間も確保することができず、制度の円滑な運用に不安がある。また、短期間に集中して作業を行う必要があることから、担当職員はその期間中、連続して長時間労働を行わざるを得ず、心身に多大な負担が生じているのが現状である。このことから、障害児者福祉に係る基準省令について、可能な限り早期に公布を行うことを求める。</p> <p>○条例改正作業において、十分な検討時間や作業時間の確保が困難になっている。</p> <p>○また、パブリックコメントを実施する期間を勘案すると、現在の省令公布時期では新年度4月1日の施行は難しい。</p> <p>○制度改正などの施行にあたり、障害福祉サービス等利用者や関係機関、事業者等における十分な周知期間が確保できていない。</p> <p>○また、自治体においては、基準省令改正を受けた条例改正等の作業についても、十分な準備期間が確保されていない。</p> <p>○「基準省令」の公布時期が遅いため、制度施行に併せて条例改正を行う際には議会提案による期間の時間しかなく、地域の実情に応じた内容を検討する時間が十分に確保できないため、地方分権の趣旨を実現することが困難な状況となっている。</p> <p>○また、障害福祉サービス等利用者や事業者等への十分な周知期間がなく、制度施行前には新サービスの指定情報提供ができなかった。結果として制度施行時から利用者が新サービスを利用できる機会を確保できていない状況となっている。</p> <p>○「基準省令」は、例年1～2月初旬に公布され、内容によっては、「市町村判断」として地域の実情に応じた内容を検討する必要があるが、その時間が十分に確保されておらず、地方分権の趣旨が活かされていない。</p> <p>○事前の周知や十分な知識を習得する時間がないまま施行となるため、各事業所等からの問い合わせ対応に追われた際、調査等に膨大な時間を割けざるを得なくなるため、長時間労働につながる。</p> <p>○条例の公布数が多数であった場合、短期間ですべてを網羅することは難しく、関係機関からの問い合わせに対して誤った対応をする原因となり、その後のトラブルにつながるかねない。</p> <p>○神奈川県と同様に、障害児者福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める。</p> <p>○改正内容の詳細(Q&A等)について、市町村や事業所への情報提供次期が例年年度末頃になるため、新設された加算措置等への対応が間に合わないケースが多く見られる。</p> <p>○平成30年度から児童福祉法において居宅訪問型児童発達支援が創設されたが、基準省令や支給決定に係る通知等の発出が遅れたため予算化ができなかった。</p> <p>○制度改正の円滑な施行にあたっては、障害福祉サービス等利用者はもとより関係機関や事業者等への十分な周知期間が必要となる。</p> <p>○しかし、掘りどころとなる条例の公布が3月下旬になるため、新サービスの指定申請を躊躇する事業者もあり、障害児者が新制度を利用する機会を十分に確保することができない実情がある。</p> <p>○また、関係する行政職員においては、基準省令改正を受けた条例改正作業等について、短期間に膨大な作業が発生し、長時間労働を余儀なくされている現状がある。</p> <p>○H30.4.1～の法改正・報酬改定により当市でも対応に追われた。制度の変更内容の解釈の仕方に不安を抱いたり、関係機関との共通理解を図る点において苦慮した。そのため、市基幹相談センターや相談支援事業所と勉強会を行ったり、圏域ナビゲーションセンター主催の厚労省職員講師の研修会に参加した。</p> <p>○平成30年4月から、放課後等デイサービスについて、新たに報酬区分が設定されたが、国から事前の事務連絡が送付されたのは2月であり、正式に基準省令が公布されたのは3月末である。あわせて、事業所の報酬区分の判定に関わる新たな指標が示されたが、スケジュール的に新指標による判定が困難な場合は、旧指標によるか市長が認める他の方法によることされた。</p> <p>○本来であれば、地方分権の趣旨から本市の実情を踏まえた適切な判定手法を選択すべきであるが、十分な検討期間を確保できないため旧指標を用いたところ、利用者や事業者から、判定理由や報酬改定に対する多くのご意見や問い合わせを受けている状況である。</p> <p>○基準省令改正を受けた県の事務作業においては、国が詳細な内容を示すタイミングが遅いため、当県においても、条例改正等短期間のうちに膨大な作業が発生し、関係職員は長時間労働を余儀なくされている。</p> <p>○基準省令の公布が遅れた場合、それらを基に作成する条例の作成が遅れ、実地指導の調書の作成にも影響が出るため。</p> <p>○当市も、基準省令改正に伴う条例改正については、議会のスケジュールに合わせるため、短期間で膨大な作業を強いられている。また、規則や要綱改正のための整備省令などについての公布も遅いため、改正後、新年度(制度開始)までの期間があまりにも短く、制度周知が全くできない。</p> <p>○基準省令改正を受けた条例改正作業については、議会のスケジュールに合わせるため、短時間に膨大な作業が発生し、関係する職員は長時間労働を余儀なくされており、働き方改革の取組みにも大きく反している。</p> <p>○提案県の事例のとおり、条例改正を行うための作業期間が短く、十分な内容検討と事業者への周知が行えない。</p> <p>○また、短時間に膨大な作業が発生し、関係する職員は長時間労働を余儀なくされている。</p> <p>○【住民・事業者の不利益】 当団体においても、新年度に入ってから関連規程を修正する状況が生じている。また、運用方法等が判然とせず、サービスにつなげられず事業者等が苦慮している事例もある。(30年度の例では、就労定着支援等)</p> <p>○【働き方改革への対応】 3月下旬から4月上旬の短期間に、国及び都道府県の関連通知等のメール連絡だけで150件を超えており、関連部署は超過勤務で対応せざるを得ず、国が進める働き方改革に逆行する状況となっている。</p> <p>○基準省令改正を受けた条例改正作業について、短時間に膨大な作業が発生し対応が困難なこと、また、事業所への周知期間等、必要な時間を十分に確保する必要があることから、報酬改定に係る告示や通知の発出、基準省令の公布など、早期の対応を求める。</p> <p>○本県も同様に、パブリックコメントや議会上程に十分な時間が確保できていない。</p> <p>○特にサービスの新設等の大きな改正については、基準に係る解釈や、報酬算定要件の明示がない限り、事前に事業の指定準備や周知を行うことができない。</p> <p>○「基準省令」は、例年1～2月初旬に公布されるため、基準省令の「従うべき基準」「標準とすべき基準」「参酌すべき基準」を踏まえて行う条例改正作業において、障害福祉サービス事業者等からの意見聴取を踏まえての地域の実情に応じた内容を検討する時間、また障害福祉サービス事業者等への周知に十分な時間が確保されておらず、円滑な事務処理に支障をきたしている。</p> <p>○そのため、障害児者福祉に係る「基準省令」については、可能な限り早期に公布を行うことを求める。</p> <p>○本市においても神奈川県と同じ状況において苦慮しており、条例制定(改正)に必要な事務処理期間及び市民や事業者へ制度を周知する期間を確保できるよう、障害児者福祉に係る「基準省令」について早期に公布を行うことを求めます。</p> <p>○働き方改革への対応 基準省令改正を受けた条例改正作業については、議会のスケジュールに合わせるため、短時間に膨大な作業が発生し、関係職員は長時間勤務を余儀なくされており、働き方改革の取組みにも大きく反している。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>基準省令の改正については、その改正内容の検討等に時間を要すること、また、次年度の予算案と密接に関わる事項であるため予算編成過程において検討する必要があることから、例年1月頃の公布となっているところである。</p> <p>一方で、基準省令の内容を各自治体の条例に反映させることは重要であると考えており、厚生労働省としては、自治体の条例改正スケジュールを考慮し、公布に先立って改正内容等を自治体に周知している。</p> <p>引き続き、自治体の条例改正に係る事務負担等に配慮しつつ、可能な限り早期に公布ができるよう取り組んでまいりたい。</p>	<p>「基準省令の改正については、その改正内容の検討等に時間を要すること、また、次年度の予算案と密接に関わる事項であるため予算編成過程において検討する必要がある」との回答について、地方公共団体においても、条例改正にあたり、内容の検討や確認に時間を要し、条例改正に向けた十分な時間の確保と制度改正の円滑な施行に向けた取組みが必要である。</p> <p>「厚生労働省としては、自治体の条例改正スケジュールを考慮し、公布に先立って改正内容等を自治体に周知している」との回答について、そのような中においても追加共同提案団体の支障事例にあるとおり、パブリックコメント手続きを実施できなかった地方公共団体があるということは、配慮や対応が不十分であると言わざるを得ず、周知の在り方についても見直していただきたい。</p> <p>また、障害福祉サービスの報酬改定は3年毎に実施されており、今後も実施時期が確定しているのであれば、報酬改定に係る検討スケジュールの前倒しや施行時期の見直し等、地方分権の趣旨を踏まえて国における検討・公布・施行のスケジュールを検討していただきたい。</p>	<p>【八王子市】</p> <p>基準省令改正の公布に先立って自治体に周知されている改正内容等では、その解釈や意図等の詳細が示されておらず、制度理解のために十分なものとはいえないため、基準省令の改正内容を条例に反映させることは困難である。</p> <p>よって、早期の公布のみならず、制度の解釈等の詳細についても、早期に示されたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>地域の実情に応じた施設の設置等を行うため、条例に基準の内容が委任される参酌基準の制定にあたっては、各団体において必要な検討を行えるよう十分な期間を確保すること。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
85	神奈川県、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、中井町、山北町、湯河原町、愛川町、山梨県、大阪府	自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証における性別項目の削除	自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証から性別の項目を削除する。	法令により自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証へ性別を記載することとされている。精神通院医療においては、性同一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者(受給者)から性同一性障害を有する方への配慮に欠けるのではないかと苦情を受けることがある。なお、精神障害者保健福祉手帳についても、性同一性障害の方への配慮の観点から平成24年度より性別の記載が廃止されている。	厚生労働省	宮城県、文京区、八王子市、新潟市、胎内市、石川県、静岡県、名古屋市、春日井市、京都市、城陽市、池田市、神戸市、出雲市、広島市、熊本県、大分県、宮崎市	<p>○当市においても、性同一性障害の方が自立支援医療(精神通院)を受けている。性別欄を削除することで、その方々の精神的苦痛を軽減させることができ、苦情等への対応がなくなり、事務負担の軽減につながる。○本市においても、性同一性障害のある方が自立支援医療を申請する際に、受給者証への性別記載について省略してほしいとの要望を受けることがある。その際、随時都道府県に対して、その旨を申請書等に記載したうえで、当該受給者証のみ性別を記載しないよう対応を依頼している。しかし、そもそも受給者証への性別記載が必ずしも必要ないのであれば、申請者の精神的苦痛の軽減や事務負担の軽減を考慮して、当該項目を削除されたい。</p> <p>○当市においては、平成28年4月1日から、法律などで定めがあるなど特別な場合を除き、性同一性障がいの方に配慮し、また不必要な個人情報の収集を最小限にとどめるとい個人情報保護の観点から、市が発行する証明書や各種申請書の一部について、性別記載欄を廃止しております。</p> <p>精神通院医療では性同一性障がいも対象となるため、申請者の心情及び人権尊重のため、項目の削除が必要と思われる。</p> <p>○本市においても、性同一性障害を有する申請者(受給者)から、性別の記載に係る精神的苦痛の訴えを受けることがある。</p> <p>このことから、性別の記載が必ずしも必要ないのであれば、申請書及び受給者証における性別欄の廃止が望ましい。</p> <p>○本市においても、性同一性障害を有する方から、性別の記載をしないでほしいとの申し出があった。</p> <p>○当市においても法令に基づき、自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証に性別を記載している。</p> <p>「具体的な支障事例」と同様に、精神通院医療においては、性同一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者(受給者)から性同一性障害を有する方への配慮に欠けるのではないかと苦情を受けることがある。なお、精神障害者保健福祉手帳や手帳申請書類については、法令に基づき性別の項目を削除している。</p> <p>○性同一性障害の方が性別を変える前に氏名を変えており、一時的に男性名で性別欄が女性の受給者証となる事例があった。</p> <p>○窓口で相談事例あり(詳細は障がい福祉課では不明)。当時厚生労働省へ確認したが、削除できないという回答であった。</p> <p>申請書・受給者証等本人が目にする書類については性別の項目は不要と考えており、市単独事業では概ね性別の項目を削除しているが、法で定められているため自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証の項目から性別を削除することができなかった。制度改正されれば他の事業と同様性別の項目を削除したい。</p> <p>○法令により自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証へ性別を記載することとされている。精神通院医療においては、性同一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者(受給者)から性同一性障害を有する方への配慮に欠けるのではないかと苦情を受けることがある。なお、精神障害者保健福祉手帳についても、性同一性障害の方への配慮の観点から平成24年度より性別の記載が廃止されている。</p> <p>○申請手続き等の事務に当たり、申請書や受給者証に性別の記載の必要はなく、性同一性障害の方への配慮の点からも性別の記載は廃止するべきと考える。</p>
86	神奈川県、千葉県、山梨県	公共職業訓練に係る雇用保険関係様式の見直し	公共職業訓練に係る雇用保険関係様式のうち、公共職業訓練等の施設の長の職氏名の記載を求めているものについて、氏名の記載を省略することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。	都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者(雇用保険受給者)が公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険関係様式において、訓練等に関する事項等の証明を行う必要がある。本提案では、雇用保険関係様式のうち、公共職業訓練等の施設の長の職氏名の記載を求めているものについて、氏名の記載を省略することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。 【具体的な支障事例】 公共職業訓練等受講届・通所届(雇用保険法施行規則様式第12号)、公共職業訓練等受講証明書(雇用保険法施行規則様式第15号)について、公共職業訓練等の施設の長の氏名の記載が求められていることにより、特に施設の長に異動等が想定される場合には迅速な事務処理に支障を来しているほか、都道府県が必要以上の事務負担を強いられることとなっている。 【制度改正による懸念点】 特段想定されない。	厚生労働省	福島県、栃木県、新潟県、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県	<p>○当県も同様な事務処理を行っている。事務の効率化を図るため賛同する。</p> <p>○公共職業訓練等受講届・通所届(雇用保険法施行規則様式第12号)、公共職業訓練等受講証明書(雇用保険法施行規則様式第15号)に係る公共職業訓練等の施設の長の氏名記載が求められていることについては、様式にサイズを合わせたゴム印の準備を行っており、少なからず経費負担も生じている。また、雇用保険に関する業務では毎月ごと支給期日に間に合わせる必要があり、必要以上の事務負担を強いられることとなっている。</p> <p>○本県でも、当該証明は毎月各100件を下らず、証明に係る事務負担は大きなものとなっているため、提案のとおり氏名の記載を省略することで事務負担の軽減につながる。○本県においても提案県と同様の状況であり、該当様式については、公共職業訓練等の施設長名で証明すれば足り、施設の長の氏名の記載までは必要ないと考える。</p> <p>○当県においても、雇用保険関係様式のうち、公共職業訓練等の施設の長の職氏名の記載を求めているものについて、訓練受講者のうち雇用保険受給資格者が多数に及ぶことから、その記載に係る必要以上の事務負担が生じている。職氏名の記載を省略することにより、都道府県の事務処理の効率化が図られるとともに、事務処理期間の短縮によって雇用保険受給者の利益に資すると考える。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>申請書等の性別の記載を削除することについては、支給認定の適切な判定などに支障が生じる可能性も考えられることから、判定への影響等について整理の上、当該記載の削除が適切か否かを慎重に検討してまいりたい。</p>	<p>「支給認定の適切な判定などに支障が生じる可能性も考えられる」とのことであるが、我々としては、そのような支障はないものと考えている。また、仮に検討する場合には、申請者から性同一性障害の方への配慮に欠けるとの指摘を受けていること、精神障害者保健福祉手帳については、既に性別の記載が廃止されていることを踏まえ、できる限り早期に検討結果を出していただきたい。ついては、まず検討時期や検討方法を明示していただきたい。</p>	<p>【静岡県】 「支給認定への適切な判定などに支障が生じる可能性」とはどのようなことなのか具体的に示していただき、性同一性障害の方に配慮した対応をお願いしたい。</p> <p>【八王子市】 自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証への性別記載については、その必要性が明らかでなく、支給認定の適切な判定などに支障が生じる可能性は考えにくい。精神障害者保健福祉手帳についても、性同一性障害の方への配慮の観点から、平成24年度より性別の記載が廃止されているところであり、自立支援医療費についても、申請者の精神的苦痛等の軽減を図るため、性別記載の早期の廃止を要望する。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>雇用保険法第15条第3項において、基本手当の受給資格者は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、4週間に1回ずつ直前の28日の各日について失業の認定を行うものとされている。</p> <p>一方、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者については、失業の認定を受けるために公共職業安定所に出頭することは訓練等の妨げともなり、また、訓練施設で受講している事実が確認できれば失業の状態にあることが明確であるので、施行規則第21条に定める届出(様式第12号)を速やかに行った上で、1か月に1回、直前の月に属する各日について、第27条に定める証明書(様式第15号)を提出することをもって失業の認定を受けることとされているものである。</p> <p>これらの届出については、適正な支給のために厳格に確認を行う必要があることから、訓練施設の長の証明を必要としているものであり、要望に沿った措置は困難である。</p>	<p>この提案の限りにおいては、訓練施設の長の証明の必要性を見直すように求めているわけではなく、証明者の記載を「職氏名」とされているものから「職名」のみに変更することにより、業務量の削減を通じた雇用保険受給者への迅速な雇用保険給付を実現しようとするものである。(提案の趣旨が正確に理解されておらず回答がすれ違っていると思われる。)</p> <p>受講届・通所届等における訓練施設の長(証明者)について、「職氏名」とされていることを「職名」のみとするものの具体的な支障について説明がなく、特段、支障もないと想定されることから「職名」のみの記載とするよう、再度、検討いただきたい。</p>	<p>【福島県】 公共職業訓練等受講届・通所届(雇用保険法施行規則様式第12号)、公共職業訓練等受講証明書(雇用保険法施行規則様式第15号)については、適正な支給に資するため、都道府県が設置する職業能力開発校の長においても厳格に確認を行った上で公共職業訓練等の施設の長の職氏名欄に「公共職業訓練等の施設名」、「施設の長の職名」、「施設の長の氏名」及び公印の押印を行っており、本件はそのうちの「施設の長の氏名」の記載省略を求めたものであり、「施設の長の職名」により訓練施設の長の証明である旨の確認は十分であると考え。</p>	<p>【全国知事会】 「訓練施設の長の証明を必要としているものであり、要望に沿った措置は困難である」との回答であるが、本件は訓練施設の長の証明そのものについて省略を求めているものではない。</p> <p>改めて、様式のうち「施設の長の氏名」の記載を省略することについて検討すること。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
87	神奈川県、千葉県、山梨県	公共職業訓練に係る雇用保険関係証明事務の権限及び基準の明確化	公共職業訓練に係る雇用保険関係事務のうち、都道府県が設置する職業能力開発校の長が行っている証明事務の権限及び基準を明確化し、事務処理の適正化を図られることを求める。	都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者(雇用保険受給者)が公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険関係様式において、訓練等に関する事項等の証明を行う必要がある。本提案では、雇用保険関係様式に係る証明事務の権限及び基準を明確化し、事務処理の適正化を図られることを求める。 【具体的な支障事例】 雇用保険関係様式に係る証明事務を、職業能力開発校の長が行うべき根拠が法令等で明示されていないため、受給資格者に対して個人情報を含む関係書類の提出を求めたり、様式の記載内容に関する修正指示等を行うことが躊躇されるとともに、受給資格者から手続きの根拠について問い合わせがあった場合にも、適当な回答を行うことができない。 また、個人情報を含む関係書類の取扱いに係る根拠や基準が不明確であることにより、個人情報保護や適正な文書管理の点で懸念がある。 【制度改正による懸念点】 特段想定されない。	厚生労働省	福島県、栃木県、新潟県、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県	○受講者の個人情報の保護や事務処理の適正化が必要。受講者の利便性を確保する手続きや方法を含めた見直しを図ることで、賛同する。 ○雇用保険関係様式に係る受給資格者関係の書類では個人情報を含む内容が多く、その取扱いには細心の注意を払っており、複数人による確認作業は基より施錠による保管管理など、相応の事務負担が生じている。個人情報を含む関係書類の取扱いに係る根拠や基準が不明確であり、個人情報の保護や適正な文書管理の点が懸念される。 ○雇用保険関係様式に係る証明事務において、手当給付の根拠となる「公共職業訓練受講証明書」の記載と添付資料の集約、提出を職業能力開発校の長が行っているが、内容に関する審査等の事務は公共職業安定所長の所管する事務である。職業能力開発校の長に給付等に関する決定を行う権限はないにも関わらず、しかしながら、実態としては、訓練を受講しなかった際に、受講生から証明書等の提出がなされなかった場合にも、詳細な事情を把握することなどについて、公共職業安定所長から指示を受けることがあり、大きな負担となっている。 ○本県でも、当該証明は毎月各100件を下らず、提案県と同様に個人情報の取り扱いが躊躇されるところであり、証明事務の権限及び基準の明確化が必要と考える。 ○本県においても提案県と同様の状況であるため、事務処理の適正化と都道府県の事務負担軽減を図られたいと考える。 ○当県においても、雇用保険関係様式に係る証明事務を行う際には、個人情報を含む関係書類の提出を求める必要のある場合があるが、法令等で根拠が明確化されていないことから、提出を求める際の説明に苦慮している事例がある。雇用保険様式に係る証明事務の根拠等が明示されることにより、事務処理の適正化が図られ、雇用保険受給者の権利利益の保護に資すると考える。
88	神奈川県、千葉県、山梨県	公共職業訓練に係る雇用保険関係証明事務の証明すべき事項の義務付けの見直し	公共職業訓練に係る雇用保険関係事務のうち、都道府県が設置する職業能力開発校の長が行っている証明事務について、証明すべき事項の義務付けを見直し、事務処理の適正化及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。	都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者(雇用保険受給者)が公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険関係様式において、訓練等に関する事項等の証明を行う必要がある。本提案では、都道府県が設置する職業能力開発校の長による証明事項から通所に関する事項を除外し、事務処理の適正化及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。 【具体的な支障事例】 公共職業訓練等通所届(雇用保険法施行規則様式第12号)に係る証明事務は、例えば公共職業安定所長でも十分に行い得る「裁量の余地のない確認的行為」である。加えて、証明事務が自治事務であり、かつ証明方法等について根拠等が明示されていないにも関わらず、実態として公共職業安定所長から証明内容について修正指示等を受けることがあり、それに伴う受給資格者への修正指示等は職業能力開発校の長が行っており、相応の事務負担が生じている。以上を踏まえると、通所に関する事項の証明事務については、職業能力開発校の長が行うべきではなく、雇用保険受給資格者が公共職業安定所長へ直接提出し、公共職業安定所長が確認するべきである。 【制度改正による懸念点】 単に通所に関する事項を職業能力開発校の長の証明すべき事項から外すのみで、手続きの流れは現行制度のままとした場合は、職業訓練受講者(雇用保険受給者)の負担が軽減されない可能性があるため、手続きの流れや方法も含めた見直しを図られたい。	厚生労働省	福島県、栃木県、新潟県、長野県、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県	○当県も同様な状況である。受講者の個人情報の保護や事務処理の適正化が必要。受講者の利便性を確保する手続きや方法を含めた見直しを図ることで、賛同する。 ○通所に関する証明事務については、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所の経路及び方法による運賃額等を申請するものとされており、公共職業訓練を受講する場合は、公共職業能力開発校の長が通所に関する事項の証明をしているが、同様に公共職業安定所長より証明内容の修正指示等を受けることがあり、最終確認を公共職業安定所で行っていることから雇用保険受給資格者が公共職業安定所長へ直接提出し、公共職業安定所長が確認するべきである。 ○雇用保険関係様式に係る証明事務において、手当給付の根拠となる「公共職業訓練受講証明書」の記載と添付資料の集約、提出を職業能力開発校の長が行っているが、内容に関する審査等の事務は公共職業安定所長の所管する事務である。職業能力開発校の長に給付等に関する決定を行う権限はないにも関わらず、しかしながら、実態としては、訓練を受講しなかった際に、受講生から証明書等の提出がなされなかった場合にも、詳細な事情を把握することなどについて、公共職業安定所長から指示を受けることがあり、大きな負担となっている。 ○施設内訓練、委託訓練とともに、入校時に受講届・通所届として提出する場合と実習等による通所方法変更時に提出する場合がある。後者は提出件数が多く大きな事務負担となっており、本提案に賛同したい。 ○本県でも当該証明は毎月100件を下らず、通所に係る距離および運賃確認の業務は大きな負担となっている。 ○本県においても提案県と同様の状況であるため、事務処理の適正化と都道府県の事務負担軽減を図られたいと考える。 ○公共職業訓練等通所届に係る証明事務については、証明方法等について明確な根拠等が明示されいないにも関わらず、証明した内容について公共職業安定所長から修正指示等を受けることがあることから、その修正について相応の事務負担が生じている。通所に関する事項については「裁量の余地のない確認的行為」であり、その事項の証明については雇用保険受給資格者が公共職業安定所長へ直接提出し、公共職業安定所長が確認するべきである。都道府県が設置する職業能力開発校の長が証明すべき事項が合理化され、手続きの流れや方法が合理化されることにより、事務処理の適正化や都道府県の事務処理負担軽減が図られるだけでなく、事務処理期間の短縮によって雇用保険受給者の利益に資すると考える。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>雇用保険法施行規則様式第12号・様式第15号については、公共職業訓練施設の長の証明欄を設けているところであるが、御指摘も踏まえ、訓練施設の長が証明事務を行う根拠等の明確化を行うこととする。</p>	<p>ご指摘のように、受講届・通所届、受講証明書へ証明欄が設けられておりながら、証明事務に伴う添付書類の徴収等については、特に根拠規定がない。 また、通所届にいたっては、証明内容に交通機関でしか証明できないような内容も含まれている。 証明事務に伴う添付書類は、職業能力開発校の長を経由せず公共職業安定所長が直接受け付けたとしても雇用保険受給資格者の利益に反する理由が認められない。 こうしたことから、訓練施設の長が証明すべき内容を十分精査をしたうえで、高度な個人情報が含まれる書類等を取扱う根拠など、この事務を実施するに際しての根拠や基準を明確化するとともに、回答において具体的な明確化の方法をお示しいただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 事務の義務付けに当たっては法律または政令によるべきであり、訓練施設の長が証明事務を行うことを義務付ける場合には、法令により根拠を明らかにすること。</p>
<p>御指摘の通所に関する事項の届出は、通所手当の計算に不可欠であるが、その通所経路等については、(訓練実施場所の変更がある場合等も含めて)当該訓練施設しか的確に把握できないため、訓練施設の長の証明を求めているものである。 この届出を受給資格者が公共職業安定所に直接提出することとすると、届出内容の正確性を担保できなくなる上、受給資格者にとっても訓練期間中に公共職業安定所に出頭することとなり、訓練の妨げになる。 なお、御指摘も踏まえ、訓練施設の長が証明事務を行う根拠等の明確化を行うこととする。</p>	<p>まず、「通所経路等については、当該訓練施設しか的確に把握できない」との指摘であるが、訓練施設の長の証明の内容にかかわらず、出発地、目的地等に基づいて、公共職業安定所長が認定した経路により、手当が支給されている現状では、経路についての職業能力開発校の長の証明は不要である。 次に「届出を受給資格者が公共職業安定所に直接提出することとすると、届出内容の正確性を担保できなくなる」との指摘については、通所経路の認定に必要なのは、日付、出発地、目的地等の情報であり、これらは、受講証明書の備考でも記載ができ、かつ、受講証明書の証明は行うのであるから、訓練施設の長の証明もできる。(現に、訓練場所の変更については、通所届の備考欄に目的地・住所を記載している。) そのため、受講証明書に付加する形により訓練場所の変更等を訓練施設の長が証明することとし、通所届における訓練施設の長の証明を廃止することとしても、支障が生じることは想定できない。 また、「受給資格者にとっても訓練期間中に公共職業安定所に出頭することとなり、訓練の妨げになる」との指摘について、現状では雇用保険受給資格者からの書類提出を郵送等でも受け付けていることから、公共職業安定所長が通所届を直接受け付けるに当たり、敢えて出頭を求める必要はないと思われる、郵送等による方法をとれば良いと考えられる。</p>	<p>【福島県】 通所経路等についての的確な把握は公共職業安定所長でも行える確認行為であると考えられる。また、受給資格者が公共職業安定所に本届出を直接提出することで届出内容の正確性を担保できなくなるほどの業務と位置づけているのであればなおさら証明事務の権限及び基準を明確化し、事務処理の負担軽減や適正化を図ることが必要と考える。</p>	<p>【全国知事会】 事務の義務付けに当たっては法律または政令によるべきであり、訓練施設の長が証明事務を行うことを義務付ける場合には、法令により根拠を明らかにすること。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
89	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	小規模施設特定有線一般放送の届出書類の電子化	小規模施設特定有線一般放送の届出書の申請者の住所及び氏名など表以外の部分についても電磁的方法による提出が可能となるよう「放送法施行規則第二百七条第一項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法」(平成23年6月29日・総務省告示第274号)第3項の第30号～34号の改正を求める。	小規模施設特定有線一般放送の届出書は「放送法施行規則第二百七条第一項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法」第3項第30号～第34号において、電磁的方法による提出が認められているのは各様式の「表の部分」のみとなっており、その他の項目(自書又は押印等)や添付書類については認められていない。このため、事業者は申請手続きを書面により来庁又は郵送にて行わざるを得なくなっており、負担となっている。 自治体においては、届出書の表部分を電磁的に提出された場合、そのデータと書面で提出された書類を連動させて保管する必要があり、整理及び保管が煩雑になっている。また、施設が廃止されるまで個人データを含む届出書及び添付書類を保管する必要があるため、大量の書類を整理及び保管するための経費(人員や保管場所)が発生している。(提案団体合計概数(過去3年) 平成28年度130件 平成29年度350件 平成30年度810件 (H30.4月末現在))	総務省	栃木県、愛知県、鳥取県、福岡県	○事業者申請手続きの際の来庁・郵送の負担を強いている。また、本県においては提案都県ほど届け出件数が多くはないが、年々増加傾向にある。(過去3年)平成28年度29件、平成29年度27件、平成30年度35件(H30.6.21現在) ○事業者において、様式のうち表部分のみを電磁的方法により届出を行い、その他の部分(届出者の自署又は押印部分)や添付資料を認めないというのは、届出者にとってもそれを受理し整理保管する当県にとっても非効率である。当県では、業務の効率化の流れの中、電子申請を推進しているところであり、小規模施設特定有線一般放送の届出書類の電磁的方法による届出の範囲の拡大は有用と考える。 ○当該届出については、全様式を電子データで提出することができず、行政手続オンライン化の原則にも準じていない。事業者はもとより受理を行う職員の負担となっているため、全様式を電子データで提出可能なように法整備することが望ましい。 ○「官民データ活用推進基本計画」により、国・地方を通じた行政全体のデジタル化を進めることとしており、添付書類を含めた提出書類の電子化を認めるべきである。 ○本県においても、届出書類および添付書類の量が多いため、関連書類を保管するための場所が必要となっている。電子化により書類の保管に係る経費等の削減が期待できる。(平成29年度実績9件)
92	埼玉県	下水道事業事務の所管部局の一元化に向け、地方公営企業が担うことができる事業の明確化のための法的整備	流域下水道事業の主体となる地方公営企業(本県では下水道局)が、知事が行う公共下水道の指導・監督など下水道に係る行政事務全般を一元的に実施するためには、下水道管理者による知事の事務の補助執行とその事務に係る経費等の根拠規定を明確にする必要がある。そのため地方公営企業法施行令第8条の5の規定に、次の号(第4号)を加えることを求める。 第8条の5(略) 一～三(略) 四 (地方公営企業)法第2条第3項の定めにより、この法律の規定の全部又は一部を適用する企業が行政として行われる事務に要する経費	【現行制度】 地方公営企業は地方公営企業法第2条で定める「事業」を行うこととされているため、下水道局では料金収入の対価として流域下水道サービスを提供する流域下水道事業を経営している。他方、公共下水道の指導・監督など下水道に係る行政事務全般については知事が行っている。結果的に、下水道に係る事業事務を下水道局と知事部局で二元的に行っている。 【支障】 (県) 流域下水道を管理し現場のノウハウを十分蓄積している下水道局が公共下水道の指導・監督を行うことは、知事部局で行っている現状に比べ、より合理的、効率的である。そのためには、下水道局が知事の事務を補助執行する一元化が必要である。 下水道局が知事の事務を補助執行する場合、経営に伴う収入をもって行政事務を行うことは地方公営企業法の趣旨から妥当ではないため、その事務に係る経費等について一般会計から繰り出すための規定の整備が必要である。 (市町村) 流域下水道に接続した公共下水道を有する市町村の場合、下水道局と知事部局双方と協議しなければならないため、事務の負担が大きい。	総務省	-	-

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>小規模施設特定有線一般放送にかかる手続は、個人、法人又は団体の権利義務に直接関わるものであり、放送法施行規則第217条第1項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法について定めた総務省告示第274号第3項の第30号～34号では、申請の本人性・真正性を確認する観点から、鑑文のみ押印又は署名した書類の提出を求めていることとしている。</p> <p>一方で、現在総務省では、行政手続の電子化について、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日閣議決定)等の政府横断的な取組の中で、小規模施設特定有線一般放送にかかる手続を含む各種放送法の手続について、電子化に向けて検討を進めており、その検討を踏まえ対応する予定。</p>	<p>デジタル・ガバメント実行計画8ページ(書面や対面の原則、押印等のデジタル化の障壁となっている制度や慣習にまで踏み込んだ業務改革(BPR)の検討を行う。)並びに、33ページ(押印などによる本人確認が求められる場合には、原則、電子的な確認手法への移行を目指すとともに、利便性と安全性をバランスした解を見出すことが必要である。)の主旨に則り、オンライン化原則に向けて措置を講じていただきたい。また、具体的なスケジュールをお示しいただくとともに、措置を講じることが困難な場合は、その理由を明らかにしていただきたい。</p> <p>総務省での電子化に向けた検討が終了するまでの期間に関し、以下の点について御教示いただきたい。</p> <p>(1)御回答に添付書類に関して記載がされていないが、添付書類については現時点でスキャナ等を用いて電子化が可能と考えてよいか。その場合、告示等で明示していただきたい。</p> <p>(2)現時点において、申請の本人性・真正性の確認について、マイナンバーカードを含めた電子署名を用いて電子化できないか。</p>	<p>【鳥取県】</p> <p>小規模施設特定有線一般放送にかかる手続を含む各種放送法の手続の電子化について、総務省回答にある検討を速やかに進め、早期に提案の主旨を含む電子化が実現できるよう希望する。</p>	<p>—</p>
<p>地方自治法第153条第1項の規定上、地方公共団体の長から公営企業の管理者に対し事務の委任をすることが可能であることから、当該事務の性質による委任の適、不適を慎重に検討したうえで、公営企業の管理者に知事部局が行う行政事務を執行させることは、現行制度の下でも可能である。</p> <p>またこの場合の経費負担区分について、「経営の基本に関する事項を定める条例中に、法令の規定に違反しない限りにおいて負担区分に関する事項を定めることは差し支えない」(『公営企業実務提要』806頁)とされていることから、知事部局が行う行政事務の執行に要する経費の負担区分について、地方公営企業法の趣旨を踏まえ、条例に定めることにより整理可能と解する。</p>	<p>地方自治法第153条第1項の規定による「事務の委任」については、ご回答のとおりである。</p> <p>しかしながら、地方公営企業では「行政」ではなく「事業」を実施しているものであるため、地方公営企業が長の行う公共下水道の指導・監督など下水道に係る行政事務を執行する場合、「事務の委任」ではなく、長に権限を残した「補助執行」とすることが適切ではないかと考えている。「事務の委任」で行うことが適切ではないと考えられる行政事務の一例をあげると、①大災害発生時に行う公共下水道管理者への緊急指示(下水道法第37条)、②公共下水道事業への指導監督及び報告の徴収(下水道法第39条)、③公共下水道に対する社会資本整備総合交付金への指導監督(適化法第26条)など長の専属として解される事務である。</p> <p>本提案は、長の事務を管理者に補助執行させることについて、法令上の規定が明確でないことから行ったものである。地方公営企業法基本通達において管理者は長の補助機関とされていることから、本県としては、現行制度の下においても下水道に関する長の事務を管理者に補助執行させることができると考えるがご見解をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
93	埼玉県、さいたま市、秩父市、狭山市、坂戸市、美里町	農林水産省所管の交付金「地域での食育の推進事業」の見直し	「地域での食育の推進事業」に関する経費について「申請できない経費」の明確化や運用の見直しを行うこと。また、事業実施計画書策定時に求められる経費の根拠について、内容を簡素化すること。	【現行制度】 「地域での食育の推進事業」における補助対象外経費は、実施要綱の中の「申請できない経費」として明確化されている。また、交付申請時に提出する実施計画書で、特に食材費は品目別の使用量と単価など詳細な根拠の記載が求められる。 【支障】 補助対象経費に関して、例えば食材費は、調味料やパン粉は本事業の調理体験のみに使用したもので、汎用性が高いとして対象外とされる。印刷費について、食育啓発のために作成したもので、不特定多数に配布すると判断され対象外となった。いずれも、実施計画に記載する事業のみに使用するものであり、「申請できない経費」(本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費)に該当しないと考えるが、基準が明確でない。 また、実施計画書で求められる食材費(農産物)に関して、単価が時価であり、実施計画と実績報告とでは、ほぼ変更が生じることとなるなど、必要性の薄い事務に負担が重くなっている。 以上のように、対象経費の考え方が明確でなく、実施計画の策定も煩雑であり、円滑に事業を実施できない。 また、平成29年の提案事項「地域での魅力再発見食育推進事業(本事業の前身)の見直し」にて「対象経費についてさらに拡大したい」との第1次回答があった。しかし、今年度事業にて必要な品目を協議したが、本事業に要する経費であっても汎用性が高いとの理由で対象外とされる品目の扱いに変更はなく、対象経費の拡大についてどのように対応されたのか不明である。	農林水産省	北海道、青森県、石川県、長野県、山梨県、京都府、京都市、尼崎市、鳥取県、宇和島市、大分県	<p>○当府においても、提案団体と同様の支障があり、補助対象経費等の考え方が細かく明記されることで、本交付金に係る事務の簡素化につながる。</p> <p>○補助対象経費の中で「申請できる経費」と「申請できない経費」が明確でなかったため、交付申請時の実施計画で予定した経費の多くが補助対象外(自己負担)となった。</p> <p>○当市においても、同様の支障事例が生じている。</p> <p>計画書の段階で、調味料やラップ、キッチンペーパーといった消耗品は、対象外になるとの指摘があった。本事業でのみの使用が証明できないとの意図があるものと考えられるが、通常、調理実習や試食品作成においては、調味料やラップ、キッチンペーパー等は必ず必要な品目である。これらを委託先である食生活改善推進協議会に用意してもらうことは、協議会に大きな負担をかけることにもなる。</p> <p>また、実施計画書において、今回、郷土料理の調理実習として使用する農産物や海産物は価格の変動幅が大きく、メニューもレンジ集から選択することになっており、食材費に関する単価設定は非常に困難である。</p> <p>さらに、食材費に関しても相見積もりによる業者選定をという指導内容であったが、実際は見積り段階とは金額が異なってくる可能性は大きい。</p> <p>従って、対象経費の品目の拡大と、実施計画書の記載内容の簡素化を図ることで、交付金が利用しやすくなる。</p> <p>○【支障事例】 交付対象となる経費の内容について、明確な判断基準がないため、事務手続きが煩雑になり、事業の円滑な実施に支障をきたす事例がある。</p> <p>(1)食材費 食材費については、実施要綱上、交付対象経費となっているが、運用上、汎用性がある調味料は原則交付対象外とされている。調味料の範囲が明確ではない上、事業実施のために購入した調味料をすべて使い切ったことが証明できる場合は交付対象となるなど、交付対象、交付対象外の判断基準が明確ではない。</p> <p>(2)消耗品費 消耗品費も実施要綱上、対象経費となっているが、消耗品の範囲が明確ではなく、料理講習会などで必要となる割り箸、紙皿、キッチンペーパー、食器用洗剤などはすべて使い切ったことが証明できる場合のみ交付対象となるなど、交付対象、交付対象外の判断基準が明確ではない。</p> <p>○本県においても、提案団体と同様の支障が毎年生じているため、現行制度を見直してほしい。</p> <p>また、他の事業に比べ、事務量・提出資料が膨大であることから、簡素化してほしい。</p> <p>○実施計画記載事業は、調理実習を複数回(10回予定)伴う事業であり、衛生管理徹底のため、「ペーパータオル」「薬用せっけん」「漂白剤」等は本事業実施には必須消耗品と考えるが、「汎用性が高い」ということで対象外になった。その他の消耗品についても同様の理由でほぼ対象外となったが、要綱の別記2「交付対象経費」や「申請できない経費」からは読み取ることができず、また、「汎用性」の基準が不明であった。</p> <p>○【現行制度】 「地域での食育推進事業」(農水省)は、食料産業・6次産業化交付金のうち、第3次食育推進基本計画に掲げられた目標で、食文化の継承等の達成に向け、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援するものとしている。今年度から都道府県を通じての申請・交付となっており、本市としては、実施計画書を県に提出した段階である。</p> <p>【支障】 計画書提出に際しては、調理実習の食材費や啓発物の印刷費等、補助対象経費に関し、県を通じて、事業の性質上から現実的に困難な計画修正に時間を要し、結果、事業実施期間が短くなった。</p> <p>○事業実施計画策定時に給食費日額を根拠に食材費を算出したところ、食材の内訳を記載するよう指示され、訂正した。しかし、計画時に記入した食材はあくまで例示であり、実際に試作や調理講習等で使用する食材は計画と異なる場合がある(農林水産省でも、実績報告時には変更となっても構わないとしている。) また、食材は元々対象事業に使用するものとして必要量を調達している上、仮に余りが出たとしても、給食に提供できるほどの量はなく、転売することも不可能である。</p> <p>以上ことから、計画策定時に食材の内訳を細かく確認するのではなく、給食費日額を根拠に食材費を算定する方法を認めるとともに、対象外となる経費については事前に明示すべきである。</p> <p>○補助対象外経費について 現行制度では当該事業のみで使用しているものにも関わらず、食材費の中でも調味料は「汎用性が高い」という理由で補助対象外となる。また、印刷費については使用枚数の詳細な記録を求められ、配布資料として使用したものの計上は認められない。</p> <p>「都道府県事業実施計画の協議」について 交付申請の前に、実施要綱別記2第5により、都道府県事業実施計画を農政局長に提出し、その内容の妥当性について協議を行うプロセスが追加された。交付決定までに同様の事業計画を繰り返し提出することになり、必要性が感じられないとともに実施主体への交付決定が遅れ、事業実施に支障が出るおそれがある。</p> <p>間接補助について 県で事業を実施せず、県内市町村等が実施主体で事業申請した場合、間接補助となり、県で計画をとりまとめ、検査を実施する等の業務が発生するが、県が仲介する必要があるか疑問である。また、ソフト事業で事業額が小規模である割に検査・書類確認にかかる事務作業は他の国庫補助事業と同様に煩雑であり、市町村等が事業を申請する際の支障となる。</p> <p>○実施要綱上は、「申請できない経費」(本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費)、と規定されているが、その経費がどのようなものか明確に示したものはない。</p> <p>本県でも調理体験を実施予定としている組織があるが、どの経費が申請できない経費にあたるか明確にしてくれなくては、積算が変わり、補助額が変わってくることになり、申請者並びに実施計画を確認する立場にある県においても判断に困る状況。</p> <p>また、実施計画書で求められる食材費(農産物)に関して、単価が時価であり、実施計画と実績報告とでは、ほぼ変更が生じることとなるなど、必要性の薄い事務への負担が重い。</p> <p>本事業については、事業実施主体として行政機関から民間事業者まで幅広く網羅されているが、事業実施計画の段階で詳細な計画及び積算が必要となり、事業実施に不慣れな民間事業者では、事業参加が難しいと感じる。食育においては、民間事業者の活動が大きく貢献していることから、食育を推進していくためにも、民間事業者も取り組みやすいような事業設計や提出書類の検討が必要と考える。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>○申請できない経費の明確化について 「申請できない経費」については、本事業の実施要綱に明示している。 また、国の補助事業において、事業者から申請のあった事業実施計画の事業経費を無審査で補助対象として認めることではないものと考えている。例えば、実施要綱の補助対象経費に該当する経費項目であっても、費用対効果が説明できない経費、その事業にのみ使用することが説明できない消耗品類などは、各農政局等が事業者と協議のうえ、補助対象経費から除外又は必要量の見直し等を行うこととなる。このような農政局等の判断は、本事業の設計に係るものではなく、国の補助金等予算を適正に執行する観点から行われるものである。当省としても、各事業者による適正かつ効果的な事業実施を支援してまいりたいことから、事業実施計画において判断に悩む場合は、各農政局に前広に相談願いたい。</p> <p>○補助対象経費の見直しについて 本事業の補助対象経費の区分は、他の補助事業と同様となっており、会計事務を適正に行う必要から、区分の見直しはしない。 なお、H30事業は、H29事業と事業内容は変わらないが、補助対象経費数は約50%増加しており、通常の食育事業であれば事業経費を概ねカバーできると考える。</p> <p>○事業実施計画の経費の根拠について 本事業に関わらず国の補助事業においては、事業経費の根拠が示されなければ、補助金の交付額を確定できない。事業の適正な実施の確保のため、面倒であっても、経費の積算根拠を事業実施計画においてお示しいただくようお願いする。</p>	<p>○申請できない経費の明確化について 「実施要綱の補助対象経費に該当する経費項目であっても、費用対効果が説明できない経費、その事業にのみ使用することが説明できない消耗品類などは、補助対象経費から除外又は必要量の見直し等を行う」とのことだが、実施計画の策定時に調味料やパン粉等の食材費を、本事業にのみ使用したと立証することが困難であり、実態として本事業にのみ使用した費用も「汎用性が高い」との理由で補助対象経費として認められていない。 また、実施計画時点で「本事業にのみ使用(本事業で全て使いきる)」ことを求められているが、事業に必要な消耗品等に不足があつては、円滑な事業実施を行うことができない。 「判断に悩む場合は、各農政局に前広に相談願いたい」とのことだが、判断基準が明確でない現状では、逐一相談する必要があり双方の負担となる。なお、相談したところで本事業に要する経費であっても汎用性が高いという理由で対象外とされる扱いに変わりはないと思われる。</p> <p>○補助対象経費の見直しについて 「補助対象経費数が約50%増加している」とのことだが、上記のとおり、食材費や消耗品費等が「汎用性が高い」という理由で補助対象外経費とされており、事業経費がカバーされているとは言い難い。</p> <p>○事業実施計画の経費の根拠について 本提案の趣旨は経費の積算根拠自体を省略したいものではない。変動幅が大きい各食材費について、計画時に時価で記載するなど、必要性の薄い事務について記載方法の簡素化を求めるものである。例えば、過去の事例などから1食分の食材費と参加予定人数によって積算する方法などにより、事業経費の根拠を示すことができると思われる。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
94	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狭山市、富士見市、坂戸市、小川町、美里町	土地改良事業関係補助金における交付決定前着工制度の導入	土地改良事業関係補助金において、交付決定前であっても早期に事業に着手すべき事情がある場合は、この旨を予め届け出ることにより事業の着工を可能とすること。	<p>【現行規定】 農地整備事業などの土地改良事業関連補助金については、要綱等において「交付決定前着工届」制度が整備されていない。そのため、着工が可能となるのは国の交付決定日以降となる。</p> <p>【支障】 ほ場整備事業においては、早期執行の観点等から、通常は年度内で工事を完了している。工事着手前に策定する換地計画原案については、土地改良事業関係補助金による業務委託により実施している。しかし、土地所有者との調整に時間を要し、年度を跨いで業務委託を実施する事例も生じている。当該地区において、年度内に工事を完了するには、7月中旬に換地計画原案を策定して、工事発注を行わなければならない。そのため、年度当初から換地業務を委託するなど換地計画原案の策定に向けた準備を行う必要があるが、国の交付決定日が例年5月であるため、約1か月業務を実施することができず、工事進捗の遅延につながっている。年度内に工事が完了しないと、翌年度春からの作付け作業が実施できない等の支障が生じる可能性があるため、農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金や農地耕作条件改善事業と同様に、本事業においても交付決定前着工届制度を導入されたい。</p>	農林水産省	青森県、福島県、ひたちなか市、長野県、静岡県、徳島県、大村市、熊本市	<p>○近年は本市が所管となる団体営土地改良事業の事業実施がないことから支障事例はない。なお、本市内においては複数の県営土地改良事業(農地整備事業)を継続実施しており、全体事業期間(6～8年)から考慮すると計画的な工事進捗を行うために、交付前着工制度の導入が期待される。</p> <p>○ほ場整備事業においては、翌年度春の作付けを目指して事業実施しているところであるが、例年どおり5月の国の交付決定後の事業実施となった場合、冬期間まで面工事(基盤整地)を実施する工程となってしまう。当県は、冬期間、降雪等により作業作業休止となる日も多く、作業工事進捗の遅延等につながっており、早期の事業着手を図るため、交付決定前着工制度を導入されたい。</p> <p>○左記の支障事例によると、農林水産省所管の農業農村整備事業内に括られる事業のなかで、交付決定前着工制度があるものと無いものがあることになっている。新規実施地区において、交付決定が遅くなることで関係者より問合せを受けることがあったため、早期着手が実現できるよう、事業内で統一すべきである。</p> <p>○本県のほ場整備工事は作付に影響しない冬工事による施工が一般的であるが、積雪寒冷地であるため、田面の仕上げ工事は品質を確保する観点から、雪解け後の4月上旬から、代かきが始まる5月上旬までの限られた期間に施工せざるを得ない状況。現在は補正予算で仕上げ工事を施工しているが、補正予算の措置については不確実である。補正予算が措置されなかった場合は通常予算を繰越して施工することになり、通常予算の適正な執行の妨げになる。「交付決定前着工」の制度を取入れることにより、計画的で効率的な事業の遂行が図られると思慮される。</p> <p>○国の交付決定が5月にあり、その後すぐに工事の発注手続を行っても契約が7月以降となることから、工事の進捗に支障が生じている。</p> <p>○本県におけるほ場整備事業について、特に県南部の早期米生産地帯では、稲刈り後(8月)速やかに着工し、翌年の耕作を開始する2月頃までに工事を完了する必要がある。このため、年度当初速やかに設計業務や換地業務に取りかかる必要があることから、交付決定前着工が可能となれば円滑な事業執行が可能となる。また、その他の土地改良事業においても、交付決定前着工が可能となれば、特に緊急性や必要性を要するものなどに臨機応変に対応できる。このため、農山漁村地域整備交付金等と同様に交付決定前着工の制度化が望まれる。</p> <p>○債務工事に伴う仮設道路等の借地料は年度跨ぎで連続的に発生するが、2か年目の補助金の交付が受けられるまでの間、補助事業による借地契約を一旦解除し、同日付で県単独費で借地契約を結び、新年度補助金交付決定日後再度県単独費の契約を解除し、同日付で補助事業による借地契約を結んでおり、非常に煩雑であり、県のみでなく地権者にも煩雑な作業を強制することになる。前年度末に交付前着工届を提出することで、補助金交付前に事業執行が可能となれば、期間延長により切れ間の無い借地が可能となる。</p>
95	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狭山市、富士見市、坂戸市、小川町、美里町	農地耕作条件改善事業の実績報告に係る添付書類の簡素化	農地耕作条件改善事業の実績報告に際し、添付書類として求められている契約書の写しの提出を廃止し、実績報告事務の簡素化を図ること。	<p>本県では、農地集積・集約化のための用地買収について、「農地耕作条件改善事業交付金」により補助を受けて事業を実施している。同交付金は、交付対象事業が完了した後、実績報告を行う必要があるが、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱により、実績報告にあたって契約書の写し等の添付が求められている。地方公共団体が交付事業対象者となる場合は、添付資料が膨大となり、本県における平成29年の実績報告では、用地買収に係る契約書等として約120件(300枚)分を添付したため、大きな作業負担となった。</p> <p>同様に農地整備を目的とする他の補助事業(農山漁村地域整備交付金等)の場合は、実績報告にあたって添付書類のうち契約書の写しの提出は不要とされているため、本事業においても同様の取扱いとすることにより、報告事務の簡素化をしよう求める。</p>	農林水産省	福島県、栃木県、静岡県、徳島県、愛媛県、高知県、熊本市	<p>○農地耕作条件改善事業交付金のH29年度実績報告においては、契約書添付実績は3件6枚となっている。本提案により、これらの事務負担の軽減につながるものである。</p> <p>○本県においては、左記の農地集積のための用地買収事業への農地耕作条件改善事業の適用例はないが、国への実績報告書には工事及び契約書の写し、検査調書などを添付することになり、業務量が他事業と比較し多大となる。このため、他事業と同様に書類の簡素化をお願いしたい。</p> <p>○添付資料の簡素化により、地方公共団体が交付対象事業者となる場合の実績報告に係る負担が減少し、事務の効率化を図ることができる。</p> <p>○本県では、「農地耕作条件改善事業交付金」により補助を受けて事業を実施している。同交付金は、交付対象事業が完了した後、実績報告を行う必要があるが、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱により、実績報告にあたって契約書の写し等の添付が求められている。地方公共団体が交付事業対象者となる場合は、添付資料が膨大となり、本県における平成29年の実績報告では、用地買収に係る契約書や出役簿等の写しを約500枚添付したため、大きな作業負担となった。</p> <p>同様に農地整備を目的とする他の補助事業(農山漁村地域整備交付金等)の場合は、実績報告にあたって添付書類のうち契約書の写し等の提出は不要とされているため、本事業においても同様の取扱いとすることにより、報告事務の簡素化をしよう求める。</p> <p>○市町村や土地改良区等団体の執行する事業については、平成28年度まで国から直接交付されていたため、国としては事業実施の確認のため工事契約書の写しを求めたのも頷けるが、現在は間接補助として、県を経由して事務処理されており、県が十分に地元団体を指導し、実績の確認を行うことで、国への実績報告書については工事請負調書の添付で了解していただきたい。</p> <p>各工事の契約書の写しを添付する作業は多大な労力と紙が必要となる上、郵送に際し重量が増すため費用も増大する。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>補助事業は、補助金の交付決定を受けた後に着手すべきものであるが、土地改良事業関係補助金に係る事業の実態を把握の上、公益上真にやむを得ないと認められる事業については、交付決定前着手の導入について検討してまいりたい。</p>	<p>本事業の円滑な事業継続に支障を生じさせないよう、平成31年度から交付決定前着工届を導入していただきたい。「公益上真にやむを得ない」と認められる場合においては、交付決定前着工届制度が導入されている農山漁村地域整備交付金や農地耕作条件改善事業と同様に、本事業を円滑に実施する観点等から幅広く導入していただきたい。</p>	<p>【静岡県】 「公益上真にやむを得ないと認められる事業」とはいかなる事業か、また同一事業地区内にあっても当該年度に実施予定の事業工種によって判断されるのか、明確にいただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>農地耕作条件改善事業の事業実績報告については、簡素化する方向で見直しを検討したい。</p>	<p>本県では、換地を用いない手法により農地集積を図る低コストなほ場整備を実施しているが、事業実施に伴う用地買収の契約件数が非常に多いことなどから、実績報告にあたり契約書の写しの提出を省略する見直しについて、平成30年度事業の実績報告から対応していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
96	埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、坂戸市、伊奈町、小鹿野町、美里町、東京都	公金収納における電子マネーの取扱いの明確化	地方自治体の施設の入場料等において電子マネーによる公金収納が推進されるよう、法制度上の取扱いを明確化すること。	【制度改正の必要性】 電子マネーは、少額の支払において小銭の取扱いが不要となり迅速な支払が可能で、利用者の利便性が高い決済手段である。 平成20年の電子マネーによる決済は11億件、決済金額は7,581億円であったが、平成28年には52億件で4.7倍、決済金額は51,436億円で6.8倍と飛躍的に増えている。 また、日本の通貨に慣れない外国人旅行者にとっても電子マネーは利便性が高く、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年(2020年)に、国が目標としている4,000万人の外国人旅行者がストレスなく快適に観光できる環境整備に資するものである。 これらを踏まえ、地方自治体の施設の入場料等においても、電子マネーによる公金収納を推進することが、県民及び外国人旅行者の利便性向上に資するものとなる。 【支障】 地方自治法上、電子マネーの取扱いが収入の方法として定められていないため、導入の妨げとなっている。	総務省	福島県、群馬県、人間市、船橋市、島田市、小牧市、兵庫県、山口県、徳島県、熊本市	○日本の通貨に慣れない外国人旅行者にとっても電子マネーは利便性が高く、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年(2020年)に、国が目標としている4,000万人の外国人旅行者がストレスなく快適に観光できる環境整備に資するものである。 ○今後、支払い方法のニーズが多様化することを踏まえ、法制度上の取扱いを明確化するべきだと考える。
101	秋田県、宮城県	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に係る申請者の所得区分の確認事務を市町村の事務として法令に規定	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査について、申請の受付を行う市町村が行えるよう、県から市町村に権限を移譲する。	これまで自立支援医療の支給認定のうち、申請者等の所得区分の確認事務については、厚生労働省通知に基づいて、申請の受付を行う市町村が確認した上、都道府県に達している。 今般の番号法施行により、市町村は法令上単に經由事務を行う者であって、法令の規定により事務の全部又は一部を行うもの及び個人番号利用事務実施者に該当しないことから、事務の実態に関わらず、当該事務を実施することができないものとされ、下記のような支障が生ずる。 ①県において「所得区分の確認」を行うためには、新たな人員配置が必要となるほか、市町村で所得の確認事務を行うよりも、より多くの時間を要することとなり、受給者証の発行が遅れるなど住民サービスの低下を招くおそれがある。 ②引き続き、「所得区分の確認」を市町村において実施するためには、事務処理特例条例により権限を都道府県から市町村に移譲することが必要であるが、市町村との協議・同意が必要であり、仮に同意が得られない市町村が発生した場合、一部市町村の確認事務を都道府県が行うことになる。一部市町村のみより多くの時間を要する状況となり、住民サービスに差が生じることが懸念されることから、対応に苦慮しているケースがある。 従前から全国的に、申請を受ける窓口たる市町村で一定の内容確認をした上で、申請書を進達する取扱いをしてきたが、これをマイナンバー制度に対応させるのであれば、市町村の事務であることを法令上規定(権限を法定移譲)すべきであり、同一の事務であるのに都道府県によって手続(と住民サービス)が異なることになるため、特例条例での処理によるべきとの考え方は適当とは思われない。	内閣府、厚生労働省	埼玉県、川崎市、新潟県、静岡県、沖縄県	○市町村は申請窓口であることから、所得区分の確認事務の権限を有していた方が合理的であり、また、情報照会も市町村で行うことができるようになれば事務の遅滞が生じるおそれも少ない。 ○「所得区分の確認」事務については、これまでと同様申請窓口である市町村で行うことが必要である。このため、事務処理特例条例により市町村に移譲することとしたが、移譲を受けた市町村は42/62市町村にとどまっている。 県内で統一した取り扱いをするために、引き続き事務処理特例条例による市町村への移譲を進めていくが、業務の実態に合わせ、全県で統一したサービスを速やかに実施するためには、法令上、市町村事務として規定することが必要である。 ○当県においては、対象件数も多い現状にあるので、市町村で事務を行えず、すべて県でとなると、新たな人員配置が必要なのは必然である。 ○県において、番号法による「所得区分の確認」を行うためには、「福祉システム」、「統合宛名システム」、「住基ネット」の3つのシステムの連携が必要となり、それぞれのシステム間での情報の受渡しが必要である。また、情報セキュリティの関係から、情報の受渡しに、厳格な制限があるため、システム間で情報の受渡しをする都度、厳格な情報チェックが必要である。 かつ、処置件数が多いため一括処理が必要となるが、「住基ネット」等の一部の処理については別の課への依頼が必要となる。さらに、市町であれば市町民税が未申告の場合も申請書を提出に来た際にその場で本人に申告させることができるが、県が所得確認を行う場合は、申告をさせるまでに時間を要することになる。 ○番号法により「所得区分の確認」を市町において実施するためには、事務処理特例条例により権限を市町に移譲することが必要であるが、市町との協議・同意が必要である。既に一部の市では同意が得られず、県が確認事務を行うことになり、その市においては、受給者証の発行が遅れるなど、市町により住民サービスに差が生じることになる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>地方公共団体の公金の収納は、現金による納付が原則とされているが、地方自治法第231条の2第6項の規定により、納入義務者が、地方公共団体の長が指定した指定代理納付者が交付・付与する証票などの物や番号等を提示・通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合に承認することができる。</p> <p>電子マネーを利用した公金の収納については、電子マネーの決済事業者を当該指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能である。</p>	<p>平成27年12月に総務省の「地方公共団体の財務制度に関する研究会」で取りまとめられた報告書において、公金収納における電子マネーの収納方法を確立するために、地方公共団体の財務制度を見直す必要があると示されている。</p> <p>その後、総務省から公金収納における電子マネーの位置づけを示す通知等が発出されておらず、現状では電子マネー活用が可能と解すことは困難であり、課題も多く残されている。</p> <p>例えば、電子マネーでの支払方法には、プリペイド方式とポストペイ方式によるものがあり、この違いにより歳入の納付に係る弁済効果の発生時期や遅延金に影響が生じる。</p> <p>また、地方自治法施行令第157条の2に規定する指定代理納付者についても、クレジット会社は総務省通知(H18.11.22)により要件が示されているが、電子マネーにおいては事業者が多様であり、クレジット会社と異なり与信審査もないなど、同様に取り扱いがよいのか不明である。</p> <p>以上のように、公金収納における電子マネーの位置づけや検討すべき課題について、法令または通知等で明確化していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>【内閣府】 自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務の権限移譲に関する提案事項であるため、まずは厚生労働省において検討を行うべきと考える。</p> <p>【厚生労働省】 自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査に係る事務を市町村の事務として一律に法令上に規定することについては、これにより影響を受ける市町村の意見を勘案しながら、検討してまいりたい。</p>	<p>自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に係る所得確認の事務については、市町村を経由する経路事務であることから、権限の一部を市町村へ移譲することにより効率的に事務を実施することができ、住民サービスの向上につながると考えられるため、早急な対応をお願いしたい。</p>	<p>【静岡県】 県内で統一した取り扱いを速やかに行うため、申請者の所得区分の審査に係る事務を市町村の事務として法令上に指定していただくよう、引き続き要望する。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体は、自立支援医療(精神通院医療)の支給認定事務のうち、申請者の所得区分の確認事務の移譲の前提としてマイナンバーの活用を求めているが、マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ聖域を設けることなく検討を進めること。</p> <p>また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
102	秋田県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村	農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧の廃止	農地中間管理事業に関して、早期に農地の賃借権等の設定を行うため、農用地利用配分計画(以下「配分計画」という)の県知事の認可に当たっては、意見聴取のための2週間の縦覧を要しない制度へと変更する。	【支障事例】 農地中間管理事業の推進に当たり、煩雑かつ長期にわたる契約事務手続きが課題となっている。 現在の制度では、農地中間管理事業を活用して担い手が賃借権等を設定するまで、1か月半以上の事務手続き期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。 なお、配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もない。 また、仮に農地が適正に管理されていない場合は、機構法第20条により契約を解除することができるため、事後的な措置も整備されていると考える。	農林水産省	岩手県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、秩父市、長野県、島田市、春日井市、広島県、徳島県、香川県、高松市、高知県、大村市、熊本県、九州地方知事会	<p>○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続きに長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。</p> <p>○農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤法に基づく市町村長の利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画の認可公告の必要であり、農地中間管理機構を中心とした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。</p> <p>そのため、担い手農家からは、農地法、基盤強化法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。</p> <p>本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが整い、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に、事務の迅速化を図ってきたところであるが、更なる迅速化のために、農用地利用配分計画の縦覧を廃止又は縦覧期間を短縮したいが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。</p> <p>なお、市町村農業委員会が農地配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき利害関係者から意見が提出されることは、実態としてなく、農用地利用配分計画の縦覧の必要性は低いと考える。</p> <p>○農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法等による手続き、②機構と農地を借りたい人とで農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間と時間を要している。</p> <p>このため、目的である農地の集積の加速化には効果を発揮できていない。事業を通じた担い手への農地集積を進めるため、手続きを簡素化し、担い手への権利設定等に要する期間の短縮化を図ることが望ましい。</p> <p>○担い手へ早期に農地の賃借権等の設定を行うためには縦覧の廃止または期間短縮は必要と思われる。</p> <p>○同様の支障事例・課題が発生しており、制度改正は必要と考える。</p> <p>○農地中間管理事業の推進に当たり、煩雑かつ長期にわたる契約事務手続きが課題となっている。</p> <p>現在の制度では、農地中間管理事業を活用して担い手が賃借権等を設定するまで、1か月半以上の事務手続き期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている</p> <p>○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を図るべきである。</p> <p>○権利移転の手続き期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業法は約4か月を要する。</p> <p>契約時及び契約内容変更時の手続きが農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。</p> <p>○農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していく上で、本県においても、農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧の廃止を要望する。(なお、本県においても、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。)</p> <p>○配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もなく、制度の見直しが必要である。</p> <p>○提案と同様の支障事例が本県でも発生(約25,000筆分(4力年累計)の認可公告事務が発生)していることから、事務の簡素化と手続期間短縮などの制度改正が必要。</p> <p>縦覧中に意見書が提出された事例無し。</p> <p>○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。</p> <p>そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。</p> <p>今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧期間(2週間)が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながると考えている。</p> <p>なお、これまでに縦覧期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。</p> <p>○事務手続きに長期間を要する要因となっている。</p> <p>○本県では、農地中間管理事業による貸付の手続きは、農地法や基盤法に比べて3週間程度長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。</p> <p>市町村が配分計画案を作成する段階から、機構、農業委員会や利害関係者と十分な調整をしていることから、平成26年度以来、配分計画の縦覧において意見書の提出は一度もない。</p> <p>○本県では、農地中間管理事業の実施にあたっては、県段階での事務手続(審査・2週間の縦覧・認可公告)のみでも約1ヶ月かかっており、このほか農業委員会、市町村及び機構でも煩雑な事務処理が必要となっている。</p> <p>このため、機構による農地の借入れから農業者への貸付けまでには約3ヶ月の期間を要しており、農地法や農業経営基盤強化促進法に基づく権利設定より長期であるため、営農活動に影響が出る等の声が現場から寄せられている。加えて、県・機構・市町村等の事務負担が過大であり、人員不足の声も上がっているほか、農地中間管理事業の推進に向けた前向きな施策遂行に支障を来している。</p> <p>なお、農地中間管理事業の制度開始以後、縦覧中に意見が寄せられた例はない。</p>

【重点13】

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。</p>	<p>施行後5年目の見直しに向け、提案内容も含んだ事務の簡素化を検討いただきたい。</p>	<p>【群馬県】 配分計画案を作成する際の地域における事前調整の結果、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されないことがない実態を踏まえ、5年後見直しに伴う法改正により縦覧を廃止し、農地中間管理事業における事務手続きの迅速化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。</p> <p>【福島県】 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を目処とした総合的な検討にあたっては、今回の提案を十分勘案するよう要望する。</p>	<p>【全国知事会】 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。なお、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めること。</p> <p>【全国市長会】 手続の簡素化に向け、対応を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
103	秋田県、青森県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村	農地中間管理事業に関する農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画の契約期間延長に係る手続緩和	①農地中間管理事業により設定された利用権の期間延長手続きについて、契約期間以外の内容(農地・当事者)が既契約と同一である場合、市町村公告及び県知事の認可・公告までの一連の作業を不要とし、関係者(農地中間管理機構・出し手・受け手)の合意等で契約期間を延長できることとする。 ②改正土地改良法施行前に農地中間管理機構が借り入れた農用地等において機構関連事業を実施する場合についても①と同様の手続きを経ればよいこととし、現行必要とされている一連の作業(計画の撤回(解約)、再作成、認可、公告)は不要とする。	【制度概要】 ①利用権の契約期間延長に当たっては、農地中間管理権を再取得するため、集積計画の撤回・同計画の再作成・配分計画の知事の認可・公告の手続きが必要となっている。 ②農地中間管理機構(以下「機構」という。)が借り入れている農地について、改正土地改良法で定める要件を全て満たす場合、区画整理や農用地の造成などの土地改良事業を実施できる。(機構関連事業) 当該要件のひとつに、「改正土地改良法の施行後に取得される15年以上の農地中間管理権に係る農用地等であること」が規定されている。 一方、国通知によれば「改正土地改良法の施行前に取得した農地中間管理権に係る農用地」については、 1)当該集積計画の当事者の同意を得たうえで集積計画の全部又は一部を撤回し 2)農用地等の所有者(出し手)及び機構の同意を得た上で 3)集積計画の全部又は一部の撤回と、新たな農地中間管理権の設定のための集積計画の作成について、農業委員会の決定を経て 4)集積計画の撤回と新たな集積計画について同時に公告する必要があるとされている。 【支障事例】 ①平成26年～29年までに権利設定を行ってきた件数は膨大であるため、契約期間延長の手続きに加え通常の新規契約もあることから、将来的に、利用者の申請手続きや集積計画・配分計画を作成する市町村・機構の事務的負担が大きくなることが予想される。 ②改正土地改良法の施行前に取得した農地中間管理権に係る農用地において土地改良事業を実施する場合、その都度農地借受申請手続きや、集積計画・配分計画の作成等を行う必要があり、利用者(受け手)や市町村、機構の事務的負担が極めて大きい。	農林水産省	岩手県、福島県、いわき市、ひたちなか市、群馬県、秩父市、新発田市、石川県、長野県、島田市、春日井市、鳥取県、広島県、徳島県、香川県、高松市	○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続に長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。 ○①本県においても、期間延長の手続きに生じる事務負担は、将来的に大きくなると予想される。 ②本県においては、当該事例は、案件がそれほど発生していない。しかし、機構関連事業を推進していく上では、今後の事務負担の増大につながると予想される。 ○農業者だけでなく、市町村や農業委員会での事務負担の大きさが、本制度の活用を推進する上での阻害要因となっており、更新事務もその一つである。 機構への貸付面積が増加しない、または、面的なまとまりを欠くような状態だと、機構が持つ農地の再配分機能も十分に発揮できない。農地中間管理事業の推進に関する法律の目的を実現するためには、本提案が求める措置が必要と考える ○集積計画の撤回及び新たな集積計画の同時公告は、利害関係者や自治体の事務負担が大きい。 ○同様の支障事例・課題が発生しており、制度改正は必要と考える。 この例にとどまらず、今後大量の契約更新事務が想定される中、契約更新手続きの簡素化は喫緊の課題である。「基盤法」の例外として、農地所有者と借受者が同一条件の下に更新する場合は、法定更新を認めるよう制度改正を望む。 ○本市においては、農地中間管理事業の契約期間満了の事例が現時点では無いため、契約期間延長に関する具体例はないが、家族間の農地の所有権移動(生前一括贈与、相続等)により、農地中間管理権を再取得するため、集積計画の撤回・同計画の再作成・配分計画の知事の認可・公告の手続きが必要となり、大きな事務負担となった。高齢な農地所有者も多く、農地中間管理事業においては貸借期間を10年以上で設定している案件が多いため、今後も貸借契約中に家族間で農地の所有権が変わる案件は多数出てくることが予想されるため、再設定の際の事務の簡略化は大きな事務負担の軽減になる。 ○①契約期間延長の事務負担は大きい、農業経営基盤強化促進法による貸借でも同様である。契約期間延長に加え、通常の新規契約も含めて事務処理を行っているが、これらを別処理にするとデータ処理も別に行わなければならない、かえって事務処理が煩雑になる。 ○今までに権利設定を行ってきた件数は膨大であるため、契約期間延長の手続きに加え通常の新規契約もあることから、将来的に、利用者の申請手続きや集積計画・配分計画を作成する市町村・機構の事務的負担が大きくなることが予想される。 ○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を図るべきである。 ○契約期間延長に係る手続きの簡素化により、現在利用している農家や機構、市町村の事務負担が大幅に軽減され、改正土地改良法による機構関連基盤整備事業の円滑な推進が図られる上、農地中間管理事業そのものの継続的な実施に資するので必要である。 ○本県でも、中間管理事業の貸借件数の増加に加え、新たに創設された農地中間管理機構関連基盤整備事業への対応など、年々事務が増加し、機構や市町村の事務的負担が大きくなってきており、将来的に更に大きくなることが予想される。 こうした中、農用地利用配分計画の契約期間延長や改正土地改良法施行前に借り入れた農地に係る手続きの緩和については、機構や市町村だけでなく、農業者の事務負担の軽減の観点からも必要であると考えており、本県においても要望する。 ○これまでに、支障事例は発生していないが、本県機構が中間保有している農地(約25,000筆)を含めた地区での基盤整備の要望があった場合、同様の支障事例が起きることが予想される。 ○今後、通常の賃借契約に係る手続きに加え、契約期間の延長手続まで行うことは、農家や関係機関の事務的負担の大幅な増加につながることから、さらなる担い手への農地集積を推進するためには、延長手続きの簡素化や縦覧期間の見直しも含め、一連の事務処理の簡素化を図る必要があると考えている。 ○平成26年～29年までに権利設定を行ってきた件数は膨大である。今後、通常の新規契約に加え、契約期間延長の手続きも追加され、将来的に、利用者の申請手続きや集積計画・配分計画を作成する膨大な事務が発生し、市町村及び機構の事務的負担が大きくなることが予想される。 ○本県においても、改正土地改良法に基づく機構関連基盤整備事業を実施する際、利用権設定の延長のために集積計画・配分計画の再作成が必要であり、将来的に関係機関の事務負担が膨大になることが予想される。

【重点13】

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>①について 農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。この中で提案の内容も踏まえつつ、対応を検討する。</p> <p>なお、農地中間管理機構からの貸付けについては、同一の者に再度貸し付ける場合等の農用地利用配分計画の添付資料の一部を不要とするよう農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則(平成26年農林水産省令第15号)を改正し、平成30年7月1日から施行したところである。</p> <p>②について 平成29年の改正土地改良法(以下「改正法」という。)により創設された農地中間管理機構関連農地整備事業は、農業者の申請、同意及び費用負担によらず行う土地改良事業である。この事業の創設に伴い、農地中間管理権の取得(農地中間管理機構の借受け)に当たって改正法による改正後の農地中間管理機構の推進に関する法律(平成25年法律第101号)の規定に基づき、あらかじめ当該事業が行われることがあることについて機構から農地所有者に対して説明することとされている。</p> <p>このため、機構関連農地整備事業の対象とする農用地については、改正法において、改正法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した(借り受けた)農用地とされている。</p> <p>したがって、御提案のように、改正法の施行前から農地中間管理権が取得されている農用地について、契約期間を延長することで当該事業の対象とすることは困難である。</p>	<p>①、②施行後5年目の見直しに向け、提案内容も含んだ事務の簡素化を検討いただきたい。</p>	<p>【福島県】 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を目処とした総合的な検討にあたっては、今回の提案を十分勘案するよう要望する。</p>	<p>【全国知事会】 農地中間管理事業については、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めること。</p> <p>【全国市長会】 手続の簡素化に向け、対応を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
104	秋田県、大館市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、羽後町、東成瀬村	汚泥の広域処理に係る廃棄物処理法の弾力的運用	汚泥を集約処理する場合、下水汚泥とし尿汚泥とではそれぞれ関係する法律の取り扱いが異なるため、広域汚泥処理の事業主体が流域下水道管理者である都道府県となる場合には、下水道法上の取り扱いとする措置を講ずること。	平成30年1月に汚水処理関係4省による連名で都道府県に対し、「広域化・共同化計画」の策定を求めており、汚泥処理施設の広域化等を推進するには関係法の手続きを合理化する必要がある。 下水汚泥は、下水道管理者が自ら処理する場合は廃棄物処理法の適用外(H4年通知)であるが、集約により下水汚泥とし尿汚泥等を合わせて処理する場合には、下水道法と廃棄物処理法が共に適用され、下水道法上の事業計画の届出のほか、一般廃棄物処理施設設置許可の手続きが必要になる。 当県が先進的に実施している広域汚泥処理事業において、複数の下水道終末処理場及びし尿処理場からの汚泥を集約処理・資源化する施設を整備しており、下水道法上の事業計画変更の届出のほか、一般廃棄物処理施設設置許可も必要となるため、両手続には多大な負担や期間が発生した。 なお、下水道終末処理場では生活若しくは事業に起因し、若しくは付随する廃水等の処理に伴い発生する汚泥(し尿処理場で処理されているし尿以外のし尿も含む)を処理しており、両施設とも処理の経路が異なるだけで、処理している汚泥は同じものと考えられる。 また、広域汚泥処理施設で処理しているほとんどは下水汚泥であり、下水道管理者が広域化の事業主体である場合には、下水道法上の手続きのみで問題はないものと思われる。 全国的に広域化が推進されている中、このように非合理的な手続きが、事業の支障となることが懸念される。なお、当県では新たな集約処理施設の整備も検討されているため、手続きの合理化は喫緊の課題である。	環境省	京都府	○下水道事業では、持続的な汚水処理サービスの提供を行うため、施設の統廃合を含めた広域化・共同化の推進が不可欠である。汚泥処理施設の広域化等の推進に当たって、柔軟な対応が可能となるように、廃棄物処理法の適用について緩和していただきたい。また、緊急時にも柔軟に汚泥処理が可能となるように、産業廃棄物処理施設の設置許可についても、同様に緩和していただきたい。 ○下水道管理者である県又は市町村が自ら処理する場合、廃棄物処理法の適用外とすることで、今後、都道府県が広域化・共同化の事業を進める上で容易となるものと思われるため。
106	山梨県 【重点44】	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令の国から都道府県への権限移譲	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令を国から都道府県へ権限移譲し、電気工事による危険及び障害の発生防止のための措置が、より迅速かつ確実に実行されるようにすることを求める。	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者及び経済産業大臣へ通知した通知電気工事業者(みなし登録電気工事業者及びみなし通知電気工事業者を含む。以下、「経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等」という。)に対する危険等防止命令を、国から都道府県へ権限移譲し、電気工事による危険及び障害の発生防止のための措置が、より迅速かつ確実に実行されるようにすることを求める。 【制度改正の必要性】 電気工事による危険及び障害の発生防止のための措置が、より迅速かつ確実に実行されるようにすること。 【具体的な支障事例】 都道府県は、電気工事による危険等を経済産業大臣よりもいち早く覚知可能だが、実質的に、経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対してのみ、当該都道府県知事が直接、危険等防止命令等の措置を行い得ず、波及事故等が懸念される。また、経済産業大臣が届出又は通知の受理を行うみなし登録電気工事業者及びみなし通知電気工事業者に対しては、経済産業大臣による危険等防止命令と重ねて、都道府県知事による建設業法に基づく必要な指示又は営業停止命令が出される場合があり、建設業法と電気工事業法の関連性を鑑みても、非合理的である。 【懸念の解消策】 危険等防止命令を全て国から都道府県へ権限移譲した場合に想定される懸念については、建設業法の例に倣って国と都道府県の双方に権限付与すること、加えて登録電気工事業者等に関する情報を、経済産業大臣を介して関係都道府県知事が共有する仕組みを整備することにより、解消可能と考えられる。	経済産業省	—	—

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>一般廃棄物処理施設においては、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等が確保されていなければ、一般廃棄物が安定化・無害化されず、環境影響が生じるおそれがあります。また、施設そのものが施設周辺の生活環境保全上の支障を生じさせるおそれもあります。こうしたことから、その設置について許可制(市町村の設置であれば届出制)が採られ、市町村が自ら設置する場合においても維持管理計画の提出を求めるとともに、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、利害関係を有する者等に生活環境保全上の見地から意見書を提出する機会を付与しているところです。</p> <p>し尿の処理工程において排出された汚泥は一般廃棄物であるところ、他の廃棄物と合わせて処理を行う場合であっても、生活環境の保全等を確保するため、上記の手続きが必要であると考えます。</p>	<p>下水汚泥は、生活排水処理の過程で発生する汚泥であり、し尿汚泥も由来が同じ性質の汚泥であることから、広域的な集約処理施設でも、従来の下水処理施設と何ら変わらないものと認識しています。</p> <p>また、下水道事業として、市町村区分を越えて広域的に下水汚泥やし尿汚泥等を終末処理場敷地内に集約し活用する施設は、下水道法に基づく事業計画に位置付けて整備されるものであり、構造の基準や維持管理に係る事項は下水道法の規程により、施設の安全性や維持管理の確実性は担保され、周辺地域の生活環境保全に支障を生じさせるおそれはないものと思われまます。</p> <p>このような利活用施設は、都道府県が市町村より事務の委託(地方自治法第252条の14)を受けて整備するものであるが、計画総汚泥量の半分に満たない市町村のし尿汚泥等が一部運び込まれることのみにより、設置許可の手續が必要となることは合理的ではなく、また、その事務的負担は大きい上、これらの手續きによって工事着手時期が左右されることは、事業の円滑な推進に支障となることから、改善を求めるものです。</p> <p>下水道事業では、終末処理場を核として、バイオマスの利活用を一層拡大することとしており、今年1月には、汚水処理関連4省(総務省、農林水産省、国土交通省、環境省)が要請した、広域化・共同化計画の連携メニューが策定され、全国的にもこうした取組が進んでいくものと思われまます。</p> <p>今後、下水道管理者が下水道事業として施設の広域化・共同化を行う場合には、し尿汚泥についても、その量が一部に過ぎない場合にあっては、下水汚泥を自ら処理する場合と同様に取扱いすることができるよう、所管官庁の垣根を超えて緩和することで、バイオマス利活用が推進され、将来的な財政負担の軽減と循環型社会の形成に資するものと考えます。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>経済産業大臣の登録を受けた登録電気事業者及び経済産業大臣へ通知した通知電気事業者(みなし登録電気事業者及びみなし通知電気事業者を含む。以下、「経済産業大臣の登録を受けた登録電気事業者等」という。)に対する危険等防止命令を、都道府県へも権限付与することについて、国所管の電気事業者は約1800者あり、その中には100以上の営業所を全国の都道府県に設置しているケースもあることから、ある特定の営業所での法令違反事案について、その都度当該都道府県が危険防止命令措置を行うよりも、国が一元的かつ広域的に監督・指導することが効果的である。</p> <p>また、現行制度において、国所管の電気事業者に法令違反の疑いがあった場合、各地域を所管する産業保安監督部が法27条の危険等防止命令及び同法29条の報告及び検査を行う体制になっており、国は法令違反の程度を総合的に判断し、場合によっては法28条に基づく登録の取消し等を行うこととなっている。このように法27条の危険等防止命令は法28条の登録取消し等にも関係しており、仮に都道府県に危険等防止命令の権限が付与され、都道府県がそれぞれ命令を発するようなこととなれば、国として総合的な判断が困難となりかねず、当該電気事業者に対する一元的かつ広域的、効果的な指導ができないため、現行どおりの役割分担が適切である。</p>	<p>「その都度当該都道府県が危険防止命令措置を行うよりも、国が一元的かつ広域的に監督・指導することが効果的」とする点について、本提案は、経済産業大臣の登録を受けた登録電気事業者等に対して、経済産業大臣と、区域内で電気工事が行われる都道府県知事とが並行して危険等防止命令を出せるようにすることを求めているのであり、現行制度による国の監督・指導を妨げるものではない。</p> <p>また、登録取消し等を含めた権限の移譲を求めているものではないが、都道府県知事が経済産業大臣の登録を受けた登録電気事業者等に対して危険等防止命令を行った場合に、その旨を経済産業大臣へ報告することにより、むしろ国による広域的かつ効果的な監督・指導に大いに資するものと考えられる。</p> <p>全国に多数の営業所を設置する電気事業者であっても、当該事業者による電気工事は一の都道府県の区域内で行われるものがほとんどであること、また、電気工事は波及事故による近隣住民への二次被害が生じ得るものであること等を踏まえると、危険等防止命令に関しては、対象となる事象をいち早く覚知した主体が地域への影響も勘案して迅速かつ確実に行われるべきである。</p> <p>法の目的が、電気工作物による危険及び障害の発生を防止し、もって保安の確保に資するものであることに照らせば、具体的な支障が想定される以上、直近で事例があるか否かに関わらず、本提案について再検討願いたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 権限移譲に当たっては、必要な実施体制について明らかにした上で、手挙げ方式を含めて移譲を進めるよう検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
107	山梨県	地域環境保全基金における基金の取崩しの順序に係る基金の運用の見直し	国と自治体の造成額に応じた取り崩しを可能とするなど、地域環境保全基金における基金の取崩しの順序の見直しを求める。	環境省所管の地域環境保全基金において、「地域環境保全基金の適切な管理等について」に基づき、2028年3月31日以内を終期とする事業計画書の提出を求められている。しかし、「自治体が積み増した資金は造成額より先に処分(取崩)される」との規定により、事業計画の選択肢が狭められている。 本県では、基金(造成額4億円(国費2億円、県費2億円)、独自積み増し額4億円の計8億円)の運用益を原資として、環境保全活動支援事業等を実施している。当該事業の中には民間が協賛している形態もあり、一定の効果も見込まれることから、県としては今後も継続していきたいと考えている。 近年、金利の低下に伴い基金の運用益が減少している中、今後の事業継続のためには基金の取崩しは必要であると考えており、当初基金の返還期限後においても、県独自で積み増した造成額で基金事業を継続する予定であった。 そのため、基金の取崩しについては、まずは当初基金の4億円から国・地方公平に取り崩すものと考えていたが、平成26年度実績報告書の参考欄の記載によれば、最初に県独自に積み増した造成額から基金を取り崩すこととなっている。 なお、交付要綱においては、基金の取崩しの順番は明確になっていないこと、また、基金事業は本来県の事業であることから、自治体の独自の積み増し分の処分方法について国が介入するべきではないと考える。説明会や質疑応答集においても、本件と同様の意見が出ているが、国から明確な回答はされておらず、上記取り崩しを行う明確な根拠も無いと思われる。	環境省	栃木県、福井県、愛知県	○基金の目的である環境保全に関する知識の普及及び環境保全活動の促進は、息長く取り組むことが必要であり、本県では、2030年度を目標年度とする環境学習等行動計画の目標達成に資する事業を、10年間の実施計画を作成して行うこととしている。環境保全基金は、まずは独自積み立て額(6億円)を使用することが求められ、その後国庫補助を活用した部分(4億円)の取り崩しが認められるが、それを充当できるのはソフト事業(一部対象外もあり)に限定されている。仮に、環境保全に関する知識の普及に資するハード整備に基金を取り崩して充当しようとする場合、整備当初は独自積み立て額で対応したとしても、そのリニューアルは数年先であり、環境省の考え方のとおり対応すれば、その時点では独自積み立て額は残っておらず、用途が限定されている残りの国庫補助活用分だけでは行動計画に位置付けた事業の効果的な展開が阻害される。 ○本県では、平成2年3月に、国庫・地方交付税を原資とする地域環境保全基金を設置し、その運用益のみを活用して普及啓発事業を実施するとともに、県独自の積み増しを行ってきた。しかし、環境省は「県独自の積み増しを全額処分した後でなければ、国庫等の原資を取り崩すことは認めない」としているため、この原則に従うと、本県の実情に応じた効果的・効率的な事業の実施は困難である。
108	富山県	建築基準法第51条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の見直し	建築基準法第51条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の要件を見直し、工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破碎施設の建築に係る手続を簡素化・迅速化すること	産業廃棄物処理施設については都市計画で敷地の位置が決定されていなければ新築・増築ができないこととされているが、建築基準法第51条ただし書の規定による特定行政庁の許可を受ければ新築・増築が可能であり、さらに一定規模以下の施設は同許可を受けることなく、新築・増築が可能となっている。 許可を要さない施設の規模について、特に、廃プラスチック類の破碎施設については、規模が1日当たり6トン以下の処理能力とされており、これは1日当たり100トン以下の処理能力とされている木くず又はがれき類の破碎施設と比べて厳格な規制となっている。 中国政府が平成29年12月末から生活由来の廃プラスチックの輸入を禁止したため、これまで資源として中国に輸出されていた廃プラスチックが国内で処理せざるを得なくなることが見込まれており、本県では県内の廃棄物埋立量削減のため民間事業者による廃プラスチック類の破碎施設の設置を推進しているが、建築基準法第51条ただし書の許可及びそのための都市計画審議会の議を経る必要があり、速やかな建築に支障を来している。県内の廃プラスチック類の破碎施設に対しては、破碎後の処理物の飛散防止のため屋内保管を徹底しており、屋外保管する木くず又はがれき類の破碎施設と比較しても、周辺環境への影響が小さくなるよう十分に配慮している。このように周辺の生活環境への配慮措置がなされている廃プラスチック類の破碎施設においては、建築基準法第51条ただし書の許可を要さない規模の要件を、木くず又はがれき類の破碎施設と同等程度と見直すよう求める。	国土交通省、環境省	上越市	○民間事業者が行う産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設は一定規模を超えると建築基準法第51条ただし書の規定による特定行政庁の許可を受けなければならない。一定規模以下の施設は同許可を受けることなく新築・増築が可能である。一例として工業地域、工業専用地域内の産業廃棄物処理施設の木くず又はがれき類の破碎施設は100t/日以下であれば緩和規定により許可不要となっているが、廃プラスチック類の破碎は6t/日を超える場合、一般廃棄物処理施設の木くず、がれき類の破碎は5t/日を超える場合は許可が必要となり、都市計画審議会の議を経る必要もあることから、民間事業者に対してはスケジュールも含め負担となっている。 都市計画上の支障の有無を判断するにあたり、土地利用計画、車両の搬出入経路及び台数、生活環境影響調査からも影響は同程度であるものと考えられることから、廃プラスチック類の破碎や一般廃棄物処理施設の破碎等についても緩和の見直しを求める。 本制度改正により、手続きの簡素化・迅速化することで、国内資源循環確保に向けたリサイクル体制整備の確保の促進が図られるとともに、地方公共団体の事務負担の軽減に資する。 また、本来であれば処理施設等は都市計画で敷地の位置を決定することが原則とされており、許可においても都市計画法上の支障の有無の判断が重要となるため、許可の手続きとしては都市計画法によるものであったほうが合理的であると考ええる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>○地域環境保全基金の基金残高について、条例改正等により、一般会計への繰り入れや、他の基金条例において運用している基金への繰り入れなどを行うことは、現行の交付要綱において否定しているものではなく、地方公共団体の裁量による事業実施を妨げるものではない。</p> <p>○なお、条例改正等を行わずに国費分の取り消しを行うことについては、地域環境保全基金は、地域環境保全対策費補助金によって地方公共団体に設置されたものであるが、この補助金においては、地域環境保全対策費補助金交付要綱第8条第1項で、「基金管理者は、基金について、4億円(補助金の交付決定において当該基金の額が2億円以上4億円未満の場合については、当該基金の額の5割に相当する額)を下回る額まで処分しようとする場合には、あらかじめ長官の承認を得なければならない」旨、第2項で「基金管理者は、前項の規定によらず基金について4億円を下回る額まで処分しようとする場合には、あらかじめ長官に届け出るとともに、当該処分に対応する国庫補助金相当額を国庫に返還しなければならない」旨規定されている。</p> <p>○第1項の規定の趣旨は、地域に根ざした環境保全活動が着実に推進されるよう、原則運用型であり、国庫補助金相当額の含まれる当該基金の造成額について処分の制限を設けるとともに、造成後などに地方公共団体が独自に積み増しを行った額については、地方公共団体の判断において自由に処分を行うことを可能とするために定められたものであり、第2項の規定の趣旨は、第1項の規定によらない処分についても、届出と4億円に含まれる国庫補助金相当額の返還を行うことで可能とするために定められたものである。</p> <p>○このため、国費分を優先して処分を行うには上記規定の改正が必要であるが、制度趣旨に照らせば、同規定の見直しは困難である。</p>	<p>原則運用型であることは理解するが、金利の低下等による自治体の想定外の事情により基金の運用益が減少している中で、環境保全活動の着実な推進ができなくなっている。</p> <p>このように、現行の基金制度の中で運用が困難となっている場合において、自治体の独自積み増し分から優先して取り崩すことにより、現状の事業の縮小を余儀なくされるなど、事業の選択の幅が狭まっている。</p> <p>また、国費分を優先して処分を行うのではなく、国の負担額と自治体の負担額(独自積み増し分を含む)に応じた取り崩しを可能とするなど、弾力的な運用を求めるものである。</p> <p>今後の自治体で効果的・効率的な事業の実施に資するよう、基金の取り崩しの順序の見直しについて前向きに検討いただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】</p> <p>地方公共団体が受ける補助金に関して、補助要綱により基金の取り崩しの順序が義務付けられていたり、事実上基金の取り崩しが不可となっていることは適当ではない。</p>
<p>【国土交通省】</p> <p>○建築基準法第51条において、都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設等は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないこととされている。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでないとしている。</p> <p>○建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号において、周辺の環境に影響を与えない一定の小規模な産業廃棄物処理施設については、都市計画決定等を不要としているところであり、この規模を超えるものについてはその敷地の位置が都市計画上支障がないかを個別の実状に応じて判断する必要があるため、特定行政庁(富山県内であれば富山県等)の許可により対応することが適切であると考えている。</p> <p>【環境省】</p> <p>○建築基準法に関しては国土交通省が所管しているところですが、環境省としては、建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号において、都市計画決定等を不要としている産業廃棄物処理施設の規模の見直しについての協議等があった場合には、ご指摘を踏まえて対応して参ります。</p>	<p>○技術向上に伴い破砕機の環境性能が向上(騒音・振動の軽減)している中で、周辺の環境に影響を与えない施設の規模として、一律に処理能力が1日6トン以下として定められている合理的な理由はなにかお示しいただきたい。</p> <p>○「周辺の環境に影響を与えない一定の小規模な産業廃棄物処理施設については、都市計画決定等を不要としているところ」とあるが、廃プラスチック類の破砕施設はそもそも木くず又はがれき類の破砕施設よりも周囲に与える影響は小さいうえ、本県では、破砕前後の廃棄物・処理物の飛散防止のため屋内保管を徹底しており、屋外保管する木くず又はがれき類の破砕施設と比較しても、周辺環境への影響が小さくなるよう十分に配慮している。</p> <p>○また、中国や東南アジア諸国が廃プラスチック類の輸入を制限し、国内での廃プラスチックの処理、とりわけリサイクルによる処理が必要となるなど、社会経済情勢が変化していることから、1日6トン以下とする合理的な理由がないのであれば、周辺の環境に影響を及ぼさないと認められる範囲内で、規模の要件を見直すべきと考える。</p>	-	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
109	大阪府、堺市、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 【重点47】	私人への徴収・収納委託が可能な歳入範囲の拡大(旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金の追加)	地方自治法243条及び同法施行令第158条の規定は、歳入歳出外現金について、地方公共団体から私人への徴収又は収納の事務の委託を認めていないところ、旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金について委託を可能とするよう、関連法令(地方自治法、旅券法や関係する施行令等)の改正を求める。	旅券法に基づく旅券発給等の事務について、大阪府では、大阪府のパスポートセンターの他、事務処理特例制度により、市町村へ権限移譲した上で執行している。同事務を市町村にて執行する場合、旅券法第20条第2項に基づき、大阪府手数料を市町村窓口において徴収する必要がある。本府においては、現在は大阪府証紙を用いて徴収しているが、平成30年9月末をもって、同証紙の廃止を予定している。それに伴い、平成30年10月以降は、市町村窓口において、現金による手数料の徴収が必要となり、同徴収事務を旅券発給等の事務と一体的に、事務処理特例制度による市町村への権限移譲事務として執行予定である。また、旅券発給等を取り扱う市民課・住民課の事務については、現在多くの市町村において、窓口の民間委託を実施しているところ。しかしながら、市町村が大阪府手数料の徴収事務を執行する場合、市町村においてその取扱が「歳入歳出外現金」となることから、同徴収事務は、地方自治法243条及び同法施行令第158条によると、私人への委託が不可となっている。(総務省へ確認済)その結果、同徴収事務のみ、民間委託からは除外し、市町村職員が処理、または申請者に市町村指定金融機関において納付いただく等による対応が必要となり、業務の効率化や住民の利便性の面で課題となっている。また、国が定める「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、業務改革等の推進として「窓口業務の民間委託の全国展開を進める」としている中で、現在の状況は、窓口委託の促進の妨げとなりかねない。	総務省、外務省	—	○当市は申請や受付等の窓口業務を委託しているが、徴収・収納事務は切り離して業務をせざるを得ない状況である。
111	大阪府、京都市、守口市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きに係る協議の見直しについて	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きにおいて、市町村立の施設の認定の場合は、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長への協議を不要とする。	幼保連携型認定こども園の設置については、市町村以外の者が設置するには、都道府県の認可を受けなければならないが、認可に当たっては、事前に施設を設置する市町村長への協議が必要とされている。一方、市町村が設置する場合は、都道府県への事前届出のみである。対して、幼保連携型以外の認定こども園の認定については、市町村とそれ以外の者で手続きが同じであり、認定に際しては、「当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長に協議しなければならない(認定こども園法第3条6項)」とされている。この事前協議は、子ども・子育て支援新制度において、保育の必要数等は各市町村が事業計画において定めることとなっており、認定権を持つ都道府県と保育の必要数等を管理する市町村の間で齟齬が起きないように規定しているものと考えられる。しかし、市町村立の施設を認定する場合、認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議が必要となる。実態として、大阪府では、平成27～30年の認定事務97件のうち、17件が市町村立の施設であり、認可・認定事務の集中する年度末に形式的な事務が発生しており、都道府県、市町村ともに事務負担が大きい。当該事前協議を廃止したとしても、子ども・子育て支援法第31条により、特定教育・保育施設の利用定員を定める場合や変更する場合は、都道府県知事に届出が必要とされており、保育量等を把握できるため、法の趣旨を損なう恐れはない。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	茨城県、山梨市、草津市、京都府、池田市、貝塚市、枚方市、藤井寺市	○幼保連携型認定こども園の場合と同様の手続きで良いと思われる。 ○認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議という形式的な事務が年度末に発生し事務負担が大きい。 ○本市においては、現時点で公立の認定こども園は存在しないが、公立幼稚園等のあり方について検討を進めているところであり、もし、認定こども園化の方向となった場合、複数の施設の手続きを同時に行う必要があり、都道府県、市町村の負担軽減の観点からも制度改正が必要であると考えられる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【総務省】 本件提案に関しては、条例による事務処理の特例により市町村が行う旅券発給等の事務に係る手数料について、地方自治法第227条に基づき、当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、その場合には、当該手数料の徴収又は収納事務について市町村が私人に委託することは現行制度により可能となっている。 なお、都道府県への支出が必要な場合については、当該市町村が手数料として徴し、歳入とした後、当該都道府県に対して歳出として支出すべきと考える。</p> <p>【外務省】 本件提案に関しては、条例による事務処理の特例により市町村が行う旅券発給等の事務に係る手数料について、地方自治法第227条に基づき、当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、その場合には、当該手数料の徴収又は収納事務について市町村が私人に委託することは現行制度により可能となっている。 なお、都道府県への支出が必要な場合については、当該市町村が手数料として徴し、歳入とした後、当該都道府県に対して歳出として、支出すべきと考える。 また、旅券法第20条第2項は、都道府県は、条例で定めるところにより都道府県の手数料を徴収することができる」と規定しているが、旅券法及び旅券法施行令において、旅券の発給等の処分の申請をする者から都道府県が徴収する都道府県の手数料の徴収に係る事務及びその処理又はその方法に関して何ら規定を置いていないところ、一部の都道府県において、当該都道府県知事の権限に属する一般旅券に関する事務の一部を、条例による事務処理の特例により、一部又は全部の市町村長に対して事務権限を配分することを前提として、当該市町村が行う事務に関する規定を旅券法令において設けることは、旅券法令の範ちゅうを超えており、困難である。</p>	<p>○「当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、」との御回答について、旅券の作成事務は、府において主体的責任をもって確実に執行すべきものと考えており、府が旅券事務手数料を徴収し実施している。そのため、市町村に旅券発給の全ての事務権限を移譲し、各市町村からの委託を受けて府が旅券作成を行うことは適当とは言えない。</p> <p>○本件に係る現金は、歳入歳出外現金とはいえ、市町村窓口における収納方法は手数料等と変わらず、公正な公金の取扱い及び経済性は既に私人委託を認められている費目と相違ないことから、旅券発給事務に係るものに限定することも含め、関連法令の改正など必要な措置をご検討いただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>
<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第六項における都道府県と市町村との協議は、当該市町村以外が設置する認定こども園を想定したものであり、当該市町村立の認定こども園については、協議は不要である。</p>	<p>市町村立の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定手続きについて、都道府県知事から市町村長への協議が不要であるならば、例えば、自治体向けFAQに市町村立以外の認定こども園を想定した規定であることを記載するなど、法の趣旨を明示していただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 所管府省は現行制度上協議が不要との見解を示しているが、その法令上の根拠を明らかにするとともに、各地方自治体に対して十分周知することが必要である。</p> <p>【全国市長会】 所管省からの回答が「協議は不要である」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
112	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際(運営法人や建物構造に変更がない場合)の財産処分手続に係る添付書類の簡素化	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分手続に係る添付書類を簡素化する	大阪府では子ども子育て新制度移行時(平成27年4月1日時点)で保育所数が1,101園に対し、認定こども園数が287園(うち幼保連携型259園)であったが、平成29年4月1日現在で、保育所数984園に対し、認定こども園数が505園(うち幼保連携型434園)と保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進んでいる。その際、当該建物が補助金の交付を受けており、かつ、処分制限期間内であれば財産処分の手続きが必要となる。財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書、検査済証、図面等)が必要となるが、建物が古い場合、当時行った交付決定等の書類が散逸しており、この検索に多大な時間を要するため、認定こども園への移行を希望する園にとって、移行準備の大事な時期に建設当時の資料を捜索することが負担となっており、認定こども園への円滑な移行の阻害要因となっている。すでに、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、本府においては、認定こども園への移行が進んでいることや、認定こども園が保育所的な性質も引き続き有することからも、さらなる簡素化をお願いしたい。	厚生労働省	旭川市、福島県、横浜市、山梨市、草津市、京都府、大阪市、豊中市、池田市、貝塚市、枚方市、八尾市、藤井寺市、東大阪市、島本町、高松市、松浦市、宮崎市	<p>○20年近く前の建物の財産処分時でさえ、添付書類の準備がかなり煩雑であったため、簡素化が必要であると思われる。</p> <p>○財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書等)が必要になるが、建物が古い場合、当時の書類が散逸しており、建設当時の書類を捜索することに多大な時間を要する。保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は、保育的な性質を引き続き有することから簡略化をお願いしたい。</p> <p>○認定こども園への移行を希望する事業者の事務負担が大きい。</p> <p>○当市では子ども子育て新制度移行時(平成27年4月1日時点)で認定こども園数が31園(うち幼保連携型21園)であったが、平成29年4月1日現在で認定こども園数が50園(うち幼保連携型32園)と保育所等から幼保連携型認定こども園への移行が進んでいる。その際、当該建物が補助金の交付を受けており、かつ、処分制限期間内であれば財産処分の手続きが必要となる。財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書、検査済証、図面等)が必要となるが、建物が古い場合、当時行った交付決定等の書類が散逸しており、この検索に多大な時間を要するため、認定こども園への移行を希望する園にとって、移行準備の大事な時期に建設当時の資料を捜索することが負担となっており、認定こども園への円滑な移行の阻害要因となっている。すでに、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、本市においては、認定こども園への移行が進んでいることや、認定こども園が保育所的な性質も引き続き有することからも、さらなる簡素化をお願いしたい。</p> <p>○本市においても幼稚園から認定こども園に移行する場合、認定こども園、小規模保育事業所等を開設する際にはすべての事業者が金融機関等から建物等に抵当権を付けて施設整備資金等の借入れをしており、都度、財産処分の手続きを行っており、事業者、本市とも事務手続きに時間がかかっているため改善が求められる。</p> <p>○提案自治体と同様の状況であり、国が幼保連携型認定こども園の移行を推進している立場である以上、地方自治体の事務負担軽減のため、書類作成等を簡素化していただきたい。</p> <p>○保育所等の既存の施設から認定こども園へ移行する際に認定申請と合わせ確認申請の手続きが必要であり、その書類の量は膨大な量となる。さらに財産処分が必要な場合は加えて書類が必要になることから、認定こども園化への阻害要因になりかねない。本市においても認定こども園化を促進していることから、可能な限りの書類の簡素化をお願いしたい。簡素化の詳細としては、財産処分の手続きに係る資料のうち「その他参考となる資料」について、案件により求められる内容が異なり、添付資料として必要な平面図や交付決定通知書等よりも膨大な量の資料を求められることが多いため、あらかじめ必要な資料として設定していただくか、保育所等から認定こども園に移行する場合においては、平面図と交付決定通知書等のみとされたい。</p> <p>○幼保連携型認定こども園への移行の場合、「厚生労働省所管一般会計補助等に係る財産処分について(平成20年4月17日 雇児発第0417001号)」のうち、別添2「子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例」1(4)に当たり、厚生労働大臣等の承認を必要としないこととされ、申請手続の特例(包括承認事項)による報告(別紙様式2)及びその添付資料の提出でよい等、簡素化がされている。しかし、それでもなお、添付資料の準備等について、事業者の負担となっていることから、さらなる簡素化をお願いしたい。</p> <p>○本市においても、保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進んでいる。その際、当該建物が補助金の交付を受けており、かつ、処分制限期間内であれば財産処分の手続きが必要となる。財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書、検査済証、図面等)が必要となるが、建物が古い場合、当時行った交付決定等の書類が散逸しており、この検索に多大な時間を要するため、認定こども園への移行を希望する園にとって、移行準備の大事な時期に建設当時の資料を捜索することが負担となっており、認定こども園への円滑な移行の阻害要因となっている。すでに、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、さらなる簡素化をお願いしたい。</p> <p>○当市では、平成27年4月1日の新制度施行以降、保育所から認定こども園への移行する施設が増えてきている。その一方で、財産処分における事務が煩雑であることや、何十年前の創設時の資料の収集に苦慮している実態があるため、更なる手続きの簡素化をお願いしたい。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分の手続きにおいては、添付資料として対象施設の図面、写真、国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)等が必要としている。</p> <p>現状、手続きにおいて必要とされる添付書類は、補助金の交付時期、いかなる国庫補助金の交付を受けた事業であるか等の確認を行ううえで必要最低限の資料と考えており、引き続き、当該手続きに際しては、参考資料の添付にご協力いただきたいと考えている。</p> <p>なお、現在お願いしている添付書類のうち、写真に関しては、その必要性の観点から検討を行うことも考えられる。</p>	<p>保育所から幼保連携型認定こども園へ移行するにあたって、支給認定された保育の必要な子どもを預かるという、目的が類似する施設種別の移行であることに加え、幼保連携型認定こども園化の推進は、子ども・子育て支援新制度における「地域における子育て機能の充実」、「利用者ニーズへの迅速な対応」といった施策的な要素も有していることから、「必要最低限」とする資料の考え方について御再考いただきたい。</p> <p>本提案はあくまで添付資料の省略の認容を求めているが、仮に添付書類の簡素化が認められない場合であったとしても、特に改修等を伴わない転用の場合においては、補助の内容を確認するための書類として、現行認められている決算書のほか、建築年月日や図面等については、法務局から容易に取得可能な家屋等の登記簿謄本の添付で代替可とし、写真については不要とするなど、より柔軟に対応することを可能とさせていただきたい。</p>	<p>【福島県】 そもそも保育所としての機能を幼保連携型認定こども園は併せ持っており、引き続き教育・保育を提供していくものでもあるので、財産処分を不要としていただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
113	大阪府、滋賀県、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	処遇改善等加算の認定権限の移譲	都道府県知事、指定都市及び中核市において行うこととされている処遇改善等加算の認定に係る権限を、各市町村へと移譲する。	<p>処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る加算の認定は、指定都市及び中核市以外の市町村(以下、「一般市町村」とする)が管轄する施設・事業所については都道府県知事が、指定都市及び中核市が管轄する施設・事業所については各指定都市及び中核市の長が行うこととされている。</p> <p>しかし、年度終了後に行う処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る賃金改善実績報告書の提出先は政令市及び中核市であるか、一般市町村であるかの別なく、市町村長とされている。そのため、一般市町村においては加算の申請に対して認定を行う主体と、実績の報告を受けける主体とが異なり、事業の一元管理ができていない状況である。</p> <p>また、一般市町村においては、管轄する施設・事業所から加算申請書の提出があったものを、取り纏めて、都道府県へ提出し、認定を受けたことを当該施設・事業所へと通知することとなり、都道府県との遣り取りもあって、認定されるまでの過程が長期化することとなる。</p> <p>更には、本加算の認定が行われなければ、施設及び事業所への精算ができないため、一般市町村が管轄する施設・事業所においては、結果として精算までの期間が長期化(市町村の提出から審査及び修正後、認定まで最長5箇月程度)している。各施設の運営事業者からは、審査過程で額の変更が生じる場合もあり、歳入が確定せず、運営が不安定ともなりうることから、市町村への申請の提出から認定までをより早期に行ってほしいとの声もある。</p>	内閣府、文部科学省、厚生労働省	青森県、練馬区、川崎市、新潟県、山梨市、京都府、池田市、愛媛県	<p>○施設等から提出された加算申請書を市町村がとりまとめ県に提出し、その後、県が市町村に対して認定を行っている。このため、手続きが長期化するとともに、県及び市町村の業務が繁雑となっている。</p> <p>○本市においては一元管理となっているが、市町村においても簡素化され一元管理となることについて賛成します。</p> <p>○本県においても、中核市を除く全市町村分の認定作業に膨大な時間を要し、認定が長期化し、例年、年度末近くの認定となっている。</p> <p>認定作業に要する時間を短縮し、各施設への精算を早めるためにも、認定作業を市町村へ権限移譲するのが適当と考える。</p> <p>○当県でも本加算の認定作業については書類の確認に時間を要することなどの理由で、他府県と同じように精算までの期間が長期化している。また、事務処理を簡素化するため、認定にあたっては県内すべての市町の書類を確認してから認定を行っており、県へ認定書類の提出が遅れることで、さらに認定が遅れる事例が発生している。そのため、市町が認定を行うことで早期に事業者が精算を行うことができる。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>処遇改善等加算の認定については、職員給与に直結する極めて重要なものであり、慎重な対応が求められることなどから、広域調整及び域内の給付・事業を重層的に支える役割を担い、事務処理体制の整った都道府県において一括して加算認定等の事務処理を行うこととしていた。</p> <p>そのうち、指定都市・中核市については、従前の民間施設給与等改善費における仕組みを考慮し、平成28年度の地方からの提案を踏まえ、子ども・子育て会議へ諮った上で、平成29年度より「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号)を改正し、認定権限を移譲したところである。</p> <p>指定都市・中核市以外の各市町村への移譲については、制度開始時の考え方に加え、平成29年度から処遇改善等加算Ⅱという新たな仕組みを創設したところ、個々の職員ベースでの発令・給与改善状況や研修受講履歴など、従来よりも多数の情報を適切に確認する必要があること等を考慮し、引き続き都道府県において認定を行うことが適当であると考えられる。</p> <p>なお、処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る各種様式について、今年度より記入・計算を簡素化しており、引き続き自治体の事務負担の軽減に取り組んでいく。</p>	<p>市町村における事務処理体制について、処遇改善等加算以外の加算や調整等の事務はすでに行い実績も積んでいることから、ことさら都道府県の体制が整っており市町村が整っていないとの考えは当たらないと考えるが、そう判断される根拠をお示しいただきたい。</p> <p>また、各種様式について、自治体の負担を減らすため簡素化していただいたことは大変ありがたいことであるが、それならばなおさら「事務処理体制が整っている」ことを理由として都道府県があえて認定事務を行う必要はないと考える。</p> <p>なお、今回の提案にあたり、府内市町村の担当課に提案の趣旨への賛否について確認したところ、指定都市・中核市以外の36市町村のうち、約3割にあたる11市町村から賛同が得られたところである。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 権限移譲される市町村に新たな事務負担が発生する可能性があることから、手挙げ方式とすることを含めた検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
114	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	保育士等キャリアアップ研修の実施方法を含めた在り方の見直し	保育士等の処遇改善加算Ⅱの要件となっている保育士等キャリアアップ研修について、代替保育等の確保が困難な状況にある中、研修の受講が困難であることを鑑み、実施方法について通信制やeラーニング、ビデオ学習による方法を認める等の見直しを図りたい。 ※指定保育士養成施設においては通信制による履修が認められており、類似研修の介護支援専門員資質向上事業実施要綱においては、各研修における講義の一部又は全部を通信学習とすることができると厚生労働省から通知。	大阪府では4万8千人分の研修受講が必要だが、対象となる保育士等全員が(1分野ごとに)15時間にもおよぶ研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難。平成29年度実施の研修においても、研修定員1480名に対し、修了者は680名である。研修受講が必須化される予定の2022年度までに保育士等が研修を受講できていない場合、それまでの間処遇改善加算Ⅱの認定を受けていた事業所が2022年度以降に加算を受けられなくなる。対象園等から要件を満たすため、研修を受講させたいが、代替人員の確保等が困難であるとの問い合わせが寄せられている。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	北海道、盛岡市、福島県、ひたちなか市、川崎市、新潟県、須崎市、山梨市、草津市、亀岡市、池田市、貝塚市、八尾市、和泉市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、阪南市、島本町、松浦市、宮崎市	<p>○対象となる保育士が、長時間に及ぶ研修受講のため、現場を離れて参加することは、円滑な保育業務の運営を考えると難しい状況にある。また、正規職員としての保育士の確保が困難な状況において、代替職員を確保することは、さらに厳しい状況にある。ついては、保育所運営への負担が軽減される内容に見直す必要があると考える。</p> <p>○対象となる保育教諭等全員が1分野につき15時間もの研修の受講が必須となり、それに伴う代替保育士の確保が困難な状況である。また、研修実施機関及び日程等が限られており、さらに受講が困難な状況にある。</p> <p>○当市において代替保育士の確保が困難なため、所定の研修を受講できない事例が発生している。</p> <p>○県に対して当市での研修会開催を要望しているが、その場合であっても移動時間は短縮されるものの、代替職員の確保などの問題は残ることとなる。そのため、本提案にある通信制やeラーニングの導入については、前向きに検討をしていただきたい。</p> <p>○保育現場からは、研修受講にかかる代替保育士の確保が困難であることや、研修の実施規模により受講できないなどの意見を聞いている。現状に即した柔軟な研修実施体制が必要と考える。</p> <p>○提案自治体と同様に、キャリアアップ研修への参加が各法人、施設、職員への重い負担となっている状況である。</p> <p>○当県は県土が広く離島もあり、移動に多くの時間を要する。また、冬季間は雪により移動が困難である。このため、保育士の受講が困難となっているケースがある。</p> <p>○対象園から十分な研修定員が確保されていない状況があることから、必要な人数全員の研修受講が可能か不安視する声が多数寄せられており、確実な受講を保障するよう強く求められている。研修が受講できないと加算対象とならず給与が減額となる恐れもあり、状況によっては職員が退職することも想定され、保育士確保と逆行する。また、各施設では加算対象人数が複数いるものの、在籍職員数は最低基準に加えて少数名しかおらず、研修期間中の代替職員の確保等が現実的に困難であるとの問い合わせが寄せられている。</p> <p>○当県では1万7千人の研修受講が必要であり、他の自治体と同様に、保育士不足の中、対象となる保育士等が15時間の研修に複数回出席することは困難な状況である。また地域特性として、面積が広大であるだけでなく、人口が広域に分散しているほか、冬は寒冷で積雪期間が長く北国特有の厳しい気象条件であるため、長距離移動や前後泊を要し、研修日数以上に職場を離れることとなる等、都市部在住の保育士に比べて、研修の受講はより難しい。今年度から14振興局を中心として研修を実施する予定であるが、全ての振興局で8分野を複数回実施することは費用の面でも厳しい状況であることから、十分な研修回数の確保が困難である。通信制やeラーニング、ビデオ学習等が認められれば、保育士等が遠方の会場に向いて受講する必要がなく、多くの希望者の受講が可能になることから、当県の各保育団体からも強く要望されているところであり、ガイドラインを見直していただきたい。</p> <p>○保育士等キャリアアップ研修の受講が必要な保育士は、各施設で保育を行うに当たって中心的な役割を担っていることが多く、研修の受講にあたり、長期間現場を離れることにより、保育に支障が生じている。また、昨今の保育士不足もあり、代替人員の確保等も困難である。</p> <p>○現在、本町内の民間保育所1施設では、保育士不足により認可定員数の受入れが不能となっている。保育士の処遇改善を図るための加算を受けるためにキャリアアップ研修の受講が必須となるが、保育士が不足している現状を鑑みると、長期間にわたる研修を受講することが困難な保育士も存在することが想定される。保育士確保や研修受講による安定した保育サービスの提供及び保育士自身の生活の安定を図るべく、より研修を受講しやすい形態に変更することが必要であると考え。</p> <p>○本県においても、認定こども園協会や保育協議会から、研修期間中の代替職員の確保が困難なことなどにより、ビデオ学習やeラーニング等の多様な手法による研修機会を増やす声が上がっており、当該提案に賛同する。</p> <p>○当市においても代替保育等の確保が困難のため研修の受講計画が思うように立てられないなどの意見が施設から寄せられている。</p> <p>○小規模保育所等が増加している状況下で、保育士等が現場を離れて1分野ごと15時間の受講を平日に受講することに難しさを感じる。実際、日曜日の開催はないかとの問い合わせもある。また、15時間のうち、体調不良等で1日欠席した場合の救済措置についても課題であるため、通信制やeラーニング、ビデオ学習が認められると課題のクリアにつながると思う。</p> <p>○保育教諭不足が続く現状では、対象の保育教諭が多く、代替保育者の確保及び、実習時間の確保が難しくなっている。</p> <p>○当県においては1万5千人の研修受講が必要であり、現在養成校と連携し研修実施体制を整備している状況。他県での研修に参加する機会も少ないという現状から、保育士等に対する研修の機会創出に苦慮している。一方で、研修内容の質についても一定水準以上の内容とするために検討している段階。eラーニングやビデオ学習による研修機会の拡大の必要性も感じるが、質の確保の観点から認められるか検討が必要。</p> <p>○処遇改善等加算Ⅱの加算要件となる予定であるキャリアアップ研修の受講については、他都道府県が指定する研修を修了した場合においてもその効力が有効となるが、1分野につき15時間以上を要し、概ね3日間研修に時間を要するとともに、自都道府県で受講が困難な場合は他都道府県まで移動を要することから、受講する保育等においても負担が生じている。</p> <p>○対象となる保育士等全員が(1分野ごとに)15時間にもおよぶ研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難であるため、処遇改善加算Ⅱの認定に際して研修受講が必須化される予定の2022年度までに、より多くの保育士等が研修を受講できるよう研修方法の見直しをしていただきたい。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>保育士等の技能・経験に応じた処遇改善に係るキャリアアップ研修については、現時点においても、「通信制やeラーニング、ビデオ学習」等による受講が認められており、本提案は対応済みである。</p>	<p>保育士等キャリアアップ研修については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長から「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)により、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)が地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出されているところ。</p> <p>研修の修了評価については「ガイドライン」の「4 研修修了の評価」において、「研修修了の評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、15時間以上の研修(別紙1の「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものに限る。)を全て受講していることを確認する」とされているところ。</p> <p>「通信制やeラーニング、ビデオ学習」等(以下「通信制等」という。)による受講においては、この研修の受講確認等が課題となるところ。現時点において「通信制等」による受講が認められているのであれば、厚生労働省より速やかに、その旨を明確に示すとともに、「通信制等」における受講確認等について、ガイドライン等による技術的助言を発出されたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 所管府省からの回答が「対応済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 所管省からの回答が「対応済み」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
116	群馬県、福島県、栃木県、新潟県	農地中間管理事業における農用地利用配分計画に係る縦覧期間の廃止について 【重点13】	農地中間管理事業において知事が行う農用地利用配分計画に係る縦覧については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、縦覧期間が2週間とされているが、縦覧を廃止する。	農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村長の農用地利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画(以下、「配分計画」)の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心にした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間に要している。担い手農家からは、農地法、農業経営基盤強化促進法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが整いし、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に事務の迅速化を図ってきたところであり、更なる迅速化のために配分計画の縦覧を廃止したいが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。なお、市町村農業委員会が配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されることは実態としてなく、配分計画の縦覧の必要性はないと考える。	農林水産省	岩手県、秋田県、埼玉県、長野県、静岡県、島田市、春日井市、広島県、徳島県、香川県、高松市、高知県、大村市、熊本県、九州地方知事会	<p>○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続きに長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。</p> <p>○当県においても、農地中間管理事業を活用し担い手が賃借権等を設定するまで、約1ヶ月半の事務手続き期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。</p> <p>2週間の縦覧期間が廃止となることにより、契約に要する期間が短縮されることから、利用者の利便性が向上すると考えられる。</p> <p>○農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法等による手続き、②機構と農地を借りたい人とで農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間と時間を要している。</p> <p>このため、目的である農地の集積の加速化には効果を発揮しきれていない。事業を通じた担い手への農地集積を進めるため、手続きを簡素化し、担い手への権利設定等に要する期間の短縮化を図ることが望ましい。</p> <p>○担い手へ早期に農地の賃借権等の設定を行うためには簡素化が必要と思われる。</p> <p>○農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村長の農用地利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画(以下、「配分計画」)の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心にした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間に要している。</p> <p>担い手農家からは、農地法、農業経営基盤強化促進法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。</p> <p>なお、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されることは実態としてなく、配分計画の縦覧の必要性はないと考える。</p> <p>○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を図るべきである。</p> <p>○権利移転の手続期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業法は約4か月を要する。</p> <p>契約時及び契約内容変更時の手続きが農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。</p> <p>農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していく上で、本県においても、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に係る縦覧期間の廃止を要望する。(なお、本県においても、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。)</p> <p>配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もなく、制度の見直しが必要である。</p> <p>○提案と同様の支障事例が本県でも発生(約25,000筆分(4カ年累計)の認可公告事務が発生)していることから、事務の簡素化と手続期間短縮などの制度改革が必要。</p> <p>縦覧中に意見書が提出された事例無し。</p> <p>○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。</p> <p>そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。</p> <p>今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧期間(2週間)が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながると考えている。</p> <p>なお、これまでに縦覧期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。</p> <p>○農地中間管理事業による農地貸借は、農地集積から農地配分まで8週間程度期間を要することから、権利設定を急いでいる農業者からは敬遠される傾向にある。</p> <p>○本県では、農地中間管理事業による貸付の手続きは、農地法や基盤法に比べて3週間程度長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。</p> <p>市町村が配分計画案を作成する段階から、機構、農業委員会や利害関係者と十分な調整をしていることから、平成26年度以来、配分計画の縦覧において意見書の提出は一度もない。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。</p>	<p>配分計画案を作成する際の地域における事前調整の結果、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されないことがない実態を踏まえ、5年後見直しに伴う法改正により縦覧を廃止し、農地中間管理事業における事務手続きの迅速化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。 なお、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めること。 【全国市長会】 手続の簡素化に向け、対応を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
117	群馬県、福島県、新潟県	国産花きイノベーション推進事業における実施要件の見直し	国産花きイノベーション推進事業における「国産花きの需要拡大」事業を行う際の「国産花きの強みを生かす生産・供給体制の強化」事業の実施の要件を見直す。	H30年度の事業公募において、公募直前に事業要件が変更され、「需要拡大メニュー」に取り組む場合は「生産・供給体制の強化メニュー」に取り組むことが必須とされたため、必要性が低い事業の実施を強いられている。「需要拡大メニュー」に取り組みにくい状況となっている。県内においては、これまで、国における実証等を踏まえた花きの日持性など強みを活かした一定程度の供給体制を構築しているところであるが、今後の国産花きの振興に当たっては、県内の需要を喚起することが不可欠であり、事業の実施要件が、実情に合っていない。また、「需要拡大メニュー」と「生産・供給体制の強化メニュー」の補助金額は同額とされたことで、実施する事業の見直しを余儀なくされた。本件については、群馬県園芸協会、群馬県生花商組合から要望が出されているところ。	農林水産省	神奈川県、富山県、京都府、徳島県、高知県	○事業要件の唐突な変更により、県協議会事業を大幅に見直すこととなった。本事業は今年度が最終年度となるが、次年度以降の後継事業については、本業界の課題である需要拡大に必要な予算が投入できるよう、補助金額の配分割合について、配慮を願いたい。 ○H30年度事業の公募要領において、「国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化」等の実証にかかる事業費が総事業費の1/2以上であることが必要となったため、本県においても「国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化」の実証規模に合わせて、消費拡大につながる取り組みが前年に比べ縮小することとなった。 ○急な事業要件の変更により、事業計画の全面的な再検討が迫られ、需要拡大メニューの規模縮小をせざるを得ないことになったほか、需要拡大に携わる関係者の意欲が減退するなど、大きな混乱が生じた。 ○「生産・供給体制の強化メニュー」は、産地の生産課題に対応した取組に活用できることから、有意義なメニューと考えている。 しかしながら、「生産・共有体制の強化メニュー」で実施する実証事業等に必要な備品類は長期使用が可能であるなど、「需要拡大メニュー」と比較して経費に差が生じることも想定され、2つのメニューを同規模で実施していくためには、いずれかの事業規模を見直す必要が出てくる。 それぞれのメニューにおいて、必要な規模での実施が可能になるよう、事業要件の見直しが必要である。 ○「需要拡大メニュー」の補助金額が、「生産・供給体制の強化メニュー」と「花き関係者への連携支援メニュー」の合計金額以下とされたことで、需要拡大メニューの内容及び実施回数等について、大幅な見直しと調整を実施せざるを得ず、関係団体から要件の緩和について要望が出されている。 本県は消費県であり、需要拡大メニューに取り組むことで、新たな需要創出や県民への需要喚起に資する。 ○H30年度の事業公募において、「需要拡大メニュー」に取り組む場合は、同額の「生産・供給体制の強化メニュー」を実施することが条件として付加された。 本県の花き振興を図るためには、「需要拡大メニュー」の実施が必要となるが、こうした条件を付加されたことにより、事業の変更を余儀なくされ、本年度の公募を見送ることとなった。 地域の実情に合った事業が実施できるよう、採択要件を緩和してほしい。
118	群馬県、茨城県、栃木県、新潟県	都市計画に係る国土交通大臣の同意・協議が不要となる軽易な変更の範囲の見直し	一般国道の交差点における隅切りを廃止する場合など、道路の区域を一部縮減する場合についても軽易な変更として国土交通大臣との同意協議を不要とすることができるよう軽易な変更の範囲の見直しすること。	道路に関する都市計画の変更に係る国土交通大臣の同意協議が不要となる軽易な変更の範囲について、都市計画法施行規則第13条第3号において、道路の拡幅による位置又は区域の変更は含まれているが、道路の縮減による位置又は区域の変更は含まれていない。本県では、平成24年度に県内の都市計画区域で市決定都市計画道路を廃止したが、これに伴い当該道路に交差する一般国道の隅切り部分も廃止するため国土交通大臣の同意を要することとなり、国との下協議から含めると5ヶ月程度追加処理日数を要した。 道路に関する都市計画の軽易な変更の範囲について、拡幅による位置又は区域の変更だけでなく、上記のように一般国道への影響が少ないような幅員の縮減による位置又は区域の変更についても、軽易な変更として国土交通大臣との同意協議を不要とするよう見直しを求める。	国土交通省	鳥取県、岩国市、高松市、宮崎市	○当市においても、長期未着手の都市計画道路について見直しに着手したところであり、今後同様の支障事例が発生する可能性がある。都市計画道路の適時適切な見直しを円滑に進めるためにも、具体例で挙げられているような隅切りの廃止などは軽易な変更の範囲として取り扱うべきであると考えます。 ○本市においては現時点で具体的な支障事例は発生していないものの、提案団体同様に長期未着手路線の見直しに取り組んでおり、今後同様な事例が発生することが想定される。都市計画の実質的な変更を伴わず、すでになされている国土交通大臣の同意の判断の前提を何ら崩さないと認められるものについて協議を不要とするなど、事務の簡素化が望まれる。 ○本市の都市計画道路の未着手区間の多くは整備予定の目処が立たないことや、都市計画決定から長期間を経過したことによる都市構造や交通需要の変化等により、当初の計画と整合しなくなっており、縮小・廃止も含めた都市計画道路網の見直しを予定している。そのため、今後提案事例と同様なケースも想定され、手続きを簡素化することで都市計画の適時適切な見直しを円滑に実施することは重要である。 ○本県においてこれまで支障事例は無いが、将来的には同様の支障が生じる可能性があること、また道路の区域の縮小による都市計画の変更は、拡幅の場合に対し社会的な影響は小さいと考えられ、軽易な変更として扱うことは妥当であることから、制度改正の必要性はあるものと考えます。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>国産花きの産出額は、ここ数年ほぼ横ばいで推移している。その内容を見ると、出荷量は徐々に減少しており、これを販売単価の上昇が補っているものと見られる。</p> <p>他方、輸入品は、輸入量、輸入金額ともに増加傾向にある。これらのことは、国内の花き生産が品質の高さを強みとして付加価値の高い生産にシフトする一方、物日等の需要や実需のニーズに国産品が十分に答えきれていないことが要因になっているともいわれている。</p> <p>このことから、国産花きのシェアの維持・奪還を図るためには、まず、産地が需要動向や実需のニーズを的確に捉え、需要に応じた生産の拡大、すなわちマーケットインの産地づくりを進めることが最も重要な課題となっている。</p> <p>このため、平成30年度公募要領において「需要拡大メニュー」に取り組む場合は「生産・供給体制の強化メニュー」に取り組むことを必須要件とするなど、今一度しっかりとした産地づくりの取組を重視する方向にシフトしたところである。</p> <p>国産花きイノベーション推進事業は、平成30年度で終期を迎えることとなるが、引き続き需要に応じたマーケットインの産地づくりを進めることは重要な課題であるため、次期対策についても、上記の考え方を基本とし、要望の趣旨も踏まえつつ検討を進めてまいりたい。</p>	<p>本県では、花き需要が急速に減退していることを踏まえ、まずは需要を喚起することが重要であるとの考えから、地域の関係者が連携し、需要拡大の取組を実施してきたところである。その結果、近年では、花き産出額も増加傾向にあり、一定の成果を上げ始めている。</p> <p>「マーケットインの産地づくりを行い国産花きのシェアの維持・奪還を図る」とあるが、国内の需要そのものを拡大することも必要と考える。</p> <p>花き振興のために、生産・供給体制の強化を行うべきか、需要を拡大すべきかは、それぞれの地域が、自らの課題を把握し、関係者間の連携の上に、地域の実情に応じて進めることが重要であり、このような観点から、当該事業の要件緩和を提案した。</p> <p>当該事業は、平成30年度で終了とのことであるが、後継事業においては、各都道府県協議会の意見を反映させるなど、地域にとって使いやすい事業としてほしい。</p>	-	<p>【全国知事会】</p> <p>補助金等要綱において、ある特定の事業の補助を受けるに当たって関連する事業の実施もあわせて義務付けることや、当該補助を受ける応募条件として都道府県を必須の構成員とする協議会の設置を義務付けることは適当ではないため、次期対策については自由度を高めた上で、都道府県に交付する制度に改めること。</p>
<p>都市計画道路の区域を縮小する都市計画の変更については、計画上の機能を満足するために必要なものとして決定した区域を縮小することで、都市計画施設の機能の低下につながる可能性が考えられることから、軽易な変更の対象としていないものである。</p> <p>提案内容の、一般国道の交差点における隅切りの廃止については、接続する市町村道の都市計画を廃止する場合、交通計画上の影響等について国としても検討する必要があると考えている。</p> <p>この影響や対応策について検討を行うためにも、当該制度によって都道府県より協議を受ける必要があると考えているため、提案内容を軽易な変更とすることについては事例の詳細を踏まえて今後検討を行う。</p> <p>なお、都市計画法第18条第3項の規定に基づく協議については、当該手続の迅速化を図るため、標準的な処理期間(事前協議40日、本協議20日)を定めている。提案内容に含まれる具体事例についても、この日数内に処理を行っている。</p>	<p>「計画上の機能を満足するために必要なものとして決定した区域を縮小することで、都市計画施設の機能の低下につながる可能性が考えられることから、軽易な変更の対象としていない」とのことですが、本事例は、接続する市町村道の廃止に伴い、明らかに不要な隅切りを廃止し、国道の形状を整えるものであることから、都市計画道路の機能の低下につながる可能性は低いものと考えています。また、そもそも接続する市町村道の都市計画道路の廃止は、国道に将来流入する交通量が皆無になるものであり、隅切りを廃止するか否かにおいて、国が交通計画上の影響を検討する必要はないと考えます。</p> <p>国土交通大臣との協議を行う場合は、協議に係る手続・調整等の事務負担が発生するため、本事例のように都市計画上の影響が少ないものについては、同意・協議の対象とならないようにしていただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】</p> <p>同意を要する協議は必要最小限とすべきであり、提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
119	群馬県、福島県、栃木県	汚水処理施設の統廃合に係る財産処分の制限の緩和	汚水処理施設に係る都道府県構想に基づく当該施設の統廃合・再編に当たっては、補助対象施設の供用開始後10年未経過であっても、財産処分の際に国庫返納不要で包括承認することとする。	<p>現在、本県では、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設を、効率的かつ適正に配置し整備するための配置計画である県汚水処理計画を定め、計画的に施設の統廃合等を進めているところ(現計画では13施設の統廃合を計画)。</p> <p>本県では、農業集落排水施設やコミュニティ・プラントの一部を廃止して、下水道処理に切り替えていく方針である。</p> <p>この際、農業集落排水やコミュニティプラント等の終末処理施設を廃止するとともに、これまで農業集落排水やコミュニティプラントに繋がっていた管渠については、下水道につなぎ直す必要があり、元々農業集落排水やコミュニティプラントのために整備した管渠を目的外使用する必要がある。</p> <p>管渠を含む汚水処理施設は農山漁村地域整備交付金や地方創生汚水処理施設整備交付金、循環型社会形成推進交付金を活用して、新設や改築更新を行っており、その使用開始から10年未経過の間に計画通り統廃合を進めようとする、補助金の返還が発生し、計画の遂行に支障を来す場合がある。</p> <p>汚水処理施設の統廃合・合理化を進める支障とならないよう、補助財産の処分に当たっては、整備、修繕から10年未経過の施設であっても、補助金の返還なく、財産処分が可能となるようにするよう提案する。</p>	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	那須塩原市、石川県、福井県、静岡県、愛媛県、今治市	<p>○当市も現在補助金を入れて処理場の改築更新を行っており、特に農業集落排水事業においては、人口減少による流入量の減少から施設の統廃合・合理化が喫緊の課題となっている。</p> <p>当市は農業集落排水事業で4処理場があり、処理場の統廃合・合理化については同様の問題をかかえており、整備・更新から10年未経過であっても補助金の返還なく財産処分ができるよう制度改正を要望する。</p> <p>○本市も処理場の統廃合を進めておりますが、農集と公共下水の統廃合に係る10年未経過施設の財産処分において、補助金返還が必要だと言われ統廃合計画に支障をきたしています。</p> <p>本市としては、合併により類似施設が複数あることを理由として、財産処分(報告)を行う方向で協議していましたが、合併から年月が経過している(10年経過、但しそれまで農集内の統合作業を実施。)、新市建設計画への記載が不十分等の理由で認められません。</p> <p>現在の人口減少に伴う下水道使用料の減収見込みや施設の更新・改築経費の負担など、下水道事業を取り巻く環境を考えたとき、また下水道関係三省が積極的に、広域化・共同化を推進している中、弾力的かつ積極的に補助金返還の必要がない財産処分を認めるべきと考えます。</p> <p>また、農集と公共の統合のように、目的は異なっても、同様の手段を以って目的の達成を図るものについては、農水省財産処分承認基準第3条別表1の無償譲渡の備考欄(補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。)に該当するものとして、補助金返還を不要とする取り扱いを希望します。</p> <p>○当市の農業集落排水処理施設は、現在、広域化・共同化のための検討を開始しているところであるが、供用開始から日が浅い施設については、財産処分の際に国庫返納が必要なことをもって、広域化・共同化を断念することも一般的には考えられることから、施設のスムーズな統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資すると思われる。</p> <p>○当市は県生活排水処理構想のもと、市生活排水処理基本構想に基づき農業集落排水某地区の公共下水道編入を進める予定です。当市では施設等10年経過しており編入の支障に問題ありませんが、当市と同様な施設を持つ10年経過していない他市町においても施設の統廃合・合理化を支障なく進めることは、県全体としても重要なことなので、制度改正を要望します。</p> <p>○本県でも汚水処理施設の統廃合による合理化が検討されており、施設の統廃合が行われる場合、補助金や交付金による整備施設は、財産処分の事務が予想される。規制緩和により、円滑な事業の推進及び事務負担の軽減を図りたい。</p>
120	群馬県、茨城県、栃木県 【重点48】	建築士審査会の委員任期の条例委任	建築士審査会の委員任期について、現在は建築士法により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、条例に委任すること。	建築士審査会委員の任期については、建築士法第30条第1項により全国一律に2年と定められている。しかし、実際には、2年を超えて再任される委員が多く、当県では過去25年で、27人中25人が2年を超えて再任されている状況である。一方で、職員の人材不足で他業務に圧迫されているなか、短期的に改選手続が発生し、事務負担となっている。地方の実情に応じた審査会運営が可能となるよう見直しを求める。	国土交通省	鳥取県	—

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【内閣府】 地方創生整備推進交付金による汚水処理施設の整備は、予算を内閣府から各省に移し替え、各省から地方公共団体に交付し実施されるものであり、財産処分の承認手続等については、内閣府の規定ではなく、各省の規定に基づき、各省が行っているところ。 なお、地域再生法第18条では、補助金等交付財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助金等交付財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続きを簡素合理化することとし、認定地域再生計画に基づき補助金等交付財産の転用を行う場合には、地域再生計画の認定を受けたことをもって補助金等適正化法第22条の各省各庁の長の承認を受けたものとみなすこととしており、その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととしているところ。</p> <p>【農林水産省】 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)第15条第8項において、「地域再生法(平成17年法律第24号)第18条の規定により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。」としており、この場合、10年未経過の施設であっても補助金の返還なく財産処分が可能となっている。</p> <p>【国土交通省】 本件は農業集落排水施設やコミュニティ・プラントを廃止する際に補助金の返還が発生し支障を来すというもので、問題になっているのは財産処分にあたっての基準であり、該当施設の使用状態に応じて「根拠法令等」に挙げられている、農林水産省や環境省から発出された通知に基づき財産処分を行う際にどのような条件を付すかということなので、国土交通省としては回答は控える。</p> <p>【環境省】 「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について」(平成20年5月15日付け環企発第080515006号)の別添第3において、経過年数が10年未満の施設であっても、「市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの」については国庫納付に関する条件を付さずに承認することとしているため、これに該当すれば国庫納付をせずに財産処分することが可能と考えます。</p>	<p>(農林水産省)「地域再生法第18条の規定により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。」としており、この場合、10年未経過の施設であっても補助金の返還なく財産処分が可能となっている」とありますが、地域再生計画に認定され地方創生汚水処理施設整備交付金を活用し整備や補修をした農業集落排水を統廃合する場合は、新たに統廃合に係る地域再生計画を作成し認定を受けなくても、農水省財産処分承認基準第15条第8項に該当するか明確化していただきたい。</p> <p>また、(環境省)「経過年数が10年未満の施設であっても、「市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの」については国庫納付に関する条件を付さずに承認することとしているため、これに該当すれば国庫納付をせずに財産処分することが可能」とありますが、環境大臣等が適当と個別に認めるものに、本提案のような人口減少社会を見据えた効率化を前提にした汚水処理施設の統廃合が含まれるか明確化していただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 所管府省から現行制度により対応可能という趣旨の回答があったが、提案団体が求めている事例につき、財産処分が認められることについて明確化し、地方公共団体に周知を図るべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>○提案団体以外の多くの都道府県におけるニーズの有無や、具体的支障事例の詳細、各都道府県への影響の有無等も十分に調査し、当該調査の結果も踏まえた上で、法改正をする上で立法事実とするに足る具体的なニーズの存在が立証されない限りは、提案に応じることはできない。</p> <p>○なお、建築基準法に基づく建築審査会の委員の任期について、過去の分権一括法で改正を行い、条例に委任することとしたものの、その結果としてほぼニーズがなく、むしろ大半の自治体に無用な条例改正の負担を負わせたことは既に明らかになっていることであり、このことも十分に勘案する必要がある。</p>	<p>現行制度では任期が2年と法定されており、地方が自主的に任期を定める余地すら認められていない状況です。委員の任期について、法律に規定しなければならない明確な理由をお示しいただきたい。</p> <p>建築審査会の委員の任期についても、現時点で2年以上としている地方公共団体が少なかったとしても、条例委任したこと、必要に応じて地方が自主的に任期を定められるようになったことに意義があると考えています。</p> <p>都道府県における条例制定の負担を考慮するのであれば、本県としては、一律に条例委任を求める方法だけではなく、2年以外の任期の設定を希望する都道府県が、必要に応じて条例制定し、任期を設定できるようにする方法も考えられ、2年以外の任期を希望しない都道府県が新たに条例を制定する必要がないのであれば、「大半の自治体に無用な条例改正の負担を負わせ」ることなく、地方の自主性・自立性を高めることができるのではないかと考えます。</p>	-	<p>【全国知事会】 所管省の回答は、具体的なニーズが立証されない限り提案に応じることはできないとのことであるが、提案の検討に当たっては、国が地方に委ねることによる支障を立証・説明すべきである。</p> <p>委員の構成・数・任期・選任手続等については原則として地方公共団体が条例で定めることとする地方分権推進計画を踏まえて、提案について十分な検討を求める。</p> <p>無用な条例改正の負担であるとか、ニーズがないという見解は、地方分権の趣旨を全く理解しないものであり、到底許容することはできない。</p> <p>地方としては断固としてこの回答を拒否し、国の態度を明らかにすることを求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
122	岡山県 【重点14】	農業生産基盤整備事業(線の整備事業)の受益地に係る変更要件等の明確化	農業生産基盤整備事業(線の整備事業)について、着手から完了までの間、社会情勢の変化等を踏まえ、受益地設定を含む事業計画の柔軟かつ迅速な変更を可能とすること。また、受益地の変更可否の判断基準(変更が認められるケースとそうでないケースの事例集の作成等)及び国との事前協議段階から土地改良法・各事業の実施要綱に基づく事業変更手続に至るまでの手順や補助金返還のルール等を明確化し、地方に示す。	農業生産基盤整備(線の整備事業)については、工事が長期に及ぶケースが多い中、周辺の道路環境や農業者の事情に大きな変化があっても、現行制度では柔軟な対応ができないのが実情である。本県の県南内陸部における複数のIC周辺農地は、当該農地への直接的な工事は行われていない線の整備事業の受益地に含まれているが、後継者不在等のために農業者・地権者が農業以外の活用を望んでいる農地や、農業を継続するよりも地理的優位性を生かして産業用地として活用した方が地域住民の生活をより豊かにすると市町村が判断する農地が存在する。このような場合、事業途中で、相当規模以上(例えば5ha)の農地を農業以外の用に供する施設の建設を目的として受益地の変更ができるのか否か、どういった手順や補助金返還のルールがあるのか不明瞭であり、検討に苦慮している。	農林水産省	仙台市、熊本市	○本市においては、提案における支障事例はない。 しかしながら、継続事業が長期に及ぶケースにおいて、社会情勢等の変化により都市計画上の施設整備計画等がでてくるとも想定され、受益地の変更要件(要件、補助金返還ルール等)が示されることが望まれる。 ○本市南部の駅徒歩圏に位置する農地は、国営かんがい排水事業(国営施設応急対策事業)の受益地に設定されているが、地元では、周辺に不足する生活利便施設や福祉施設の立地を前提に市街化区域の編入について調整していた地区があり、事業受益地からの除外の上、市街化区域編入に向けた調整を行う必要がある。 (事業実施について、地権者同意なしに行われている為、地元でも事業が実施されていたことを把握しておらず、都市計画部門との調整が整った後に、事業が実施中と判明) 市街化区域編入のため、事業主体に事業受益地からの地区除外について相談しても、具体的な手順や基準、申出の時期等を具体的に提示されず、地元としても対応に苦慮している状況。 事業が完了すれば、以後8年は農振除外もできなくなるため、事業実施中に対応する必要があるため、早期にその手立てを明示の上、対応に応じていただく必要がある。
129	鳥取県、京都府、京都市、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県 【重点42】	自家用有償旅客運送による貨客混載の許可基準の緩和	自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送について、地域公共交通会議等で協議が調った場合には、道路運送法第78条第3号に基づく許可なく少量貨物運送を実施することができることとする、自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可を受ける際に必要な、地域の貨物自動車運送事業者の同意を得たこととする等自家用有償旅客運送による少量貨物有償運送の要件・手続きを緩和する。	一般乗合旅客自動車運送事業による350kg未満の貨客混載は道路運送法第82条により許可不要として認められているが、自家用有償旅客運送による貨客混載を行う場合には、「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取り扱いについて(国自旅第412号国自貨第172号平成28年3月31日)」に基づき、許可することとなっている。本通知によると、許可基準は、既存の貨物自動車事業者によっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な地域として、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がないと運輸支局長が認める地域に限るものとし、運輸支局長が、国土交通省自動車局との協議の上、当該地域の物流網の状況、住民の貨物輸送に係るニーズ等について、必要に応じて当該地域の住民、地方公共団体、業界団体その他の関係者から意見を聴取し、判断することとなっている。 現在、鳥取県日野郡日野町において、バス事業の生産性向上のため日野町営バスを活用した貨客混載の実施を検討しているが、実施に当たっては、鳥取運輸支局から地域の総意が求められていることから、当該地域の貨物自動車運送事業者である日野郡内34社(一般貨物自動車運送事業13社、軽貨物自動車運送事業21社)それぞれから支障がないかについて確認する必要があるが、当該事業がなかなか進まない。	国土交通省	愛媛県	○路線バスは、350キロ以下の少量貨物を許可なしで運搬できることから、自家用有償旅客運送を担う自治体からは、許可なしでの農産物といった少量貨物輸送といった規制緩和を求めている。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>事業実施期間中に、社会情勢の変化等により産業用地の創出等の必要が生じ、受益地からの除外を行う場合には、受益地からの除外を要望する者が、土地改良区、市町村等との間で、土地改良施設の利用への影響等を勘案した調整を行い、その結果をもとに、事業実施主体(国、都道府県等)は当該農地を受益地から除外するための必要な手続を行うこととしている。土地改良施設の利用への影響等を勘案した調整については、受益地から除外予定の農地の位置や農地の面積、用水配分への影響や地域の様々な事情等を勘案し、土地改良区、市町村等が判断することであることから、国が具体的な判断基準を設けることは困難である。</p> <p>国営土地改良事業の事業計画変更手続については、「国営土地改良事業計画変更取扱要領」等に基づき行っており、たとえば、受益地から除外する面積が累積5%以上の減となる場合には、国が変更計画書(案)を作成し、その内容について、計画変更審査委員会の審査・了承を経た上で、法手続へ移行することとしている。</p> <p>国営土地改良事業の計画変更の法手続としては、国が県知事、市町村長等との協議、事業参加資格者の同意徴集等の手続を行うことが土地改良法で定められている。今後、土地改良法の規定に基づく土地改良事業の計画変更手続について、フローチャートを作成し当省ホームページに掲載することを検討する。</p> <p>一方で、累積5%未満の場合には、受益地からの除外に関して国との協議を行う必要はなく、受益地からの除外を要望する者と土地改良区、市町村等との間で調整が整えば、受益地からの除外が可能である。この場合、土地改良区、市町村等が事業実施主体である国に受益地の除外の調整結果について報告を行い、事業実施主体である国が事業対象施設の規模等への影響を確認しつつ、除外を前提として事業を進めることとしている。</p> <p>補助金返還の要否については、更新事業実施中に受益地からの除外を行う場合、たとえば5ha程度の規模であれば、通常、更新事業の対象とする施設の規模に影響がないことから、一般的には、補助金返還を要さない。</p>	<p>農林水産省第1次回答は、事業実施中であっても、国営土地改良事業で受益地除外面積が累積5%以上の場合を除いて、市町村等で調整が整えば、地方の判断で受益地を変更できることを明言するものであり、本県提案に沿ったものとしていただき感謝する。</p> <p>ただ、本件回答の趣旨を関係機関に徹底することで、受益地除外の必要が生じた場合に、混乱や誤解がなく円滑に手続が進むよう、地方農政局を通じて市町村等に文書をもって周知いただくことが必要である。</p> <p>その上で、国営土地改良事業における累積5%未満の受益地については、何ら要件はなく地方の判断で除外できるものと理解したが、仮に国による市町村等からの報告内容の確認の結果、除外できない場合があるならば、どのような場合か明確にさせていただく必要がある。また、土地改良事業の計画変更手続について農林水産省ホームページに掲載することを検討することであるが、市町村等での検討や国の土地改良事業の推進に支障をきたすことのないよう、法手続を伴わない5%未満のケースも含めて、補助金返還の要否確認や市町村等の調整結果に係る国への報告などのタイミングを明示した一連の手続・手順のモデルフローチャートを併せてお示しいただきたい。</p>	<p>【仙台市】 「受益地からの除外を行う場合には、受益地からの除外を要望する者が、土地改良区、市町村等との間で、土地改良施設の利用への影響等を勘案した調整を行い、その結果をもとに、事業実施主体(国、都道府県等)は当該農地を受益地から除外するための必要な手続を行うこととしている。」について、改良区や市町村等との間での調整における、その段取りや様式、フロー等について不明瞭な点が多いことから、ガイドラインの作成やHPへの掲載等を通じ、必要な手続きや関係機関との調整方法を明確にさせていただきたい。</p> <p>また、累積5%未満である場合、「受益地からの除外を要望する者と土地改良区、市町村等との間で調整が整えば、受益地からの除外が可能である。」という回答部分について、「要望者」「土地改良区」「市町村等」の間において、受益地から除外することについて了承を得られれば、事業実施主体である国の同意や手続きは不要という解釈で構わないか明示いただきたい。</p> <p>「受益地からの除外」について、何を以って受益地から除外された状態として認められるか明示いただきたい。例えば、土地改良事業計画の変更を伴う場合は、「土地改良事業計画変更の決定公告を以って」、土地改良事業計画の変更を伴わない場合は、「土地改良区からの地区除外申請書を提出の上、決済金の支払いが完了したことを以って」等、具体的に明示いただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>
<p>他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業を行う場合には、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から許可が必要となっている。自家用有償旅客運送者による有償での貨物運送についても、上記の観点から原則として認めておらず、地域の既存の貨物自動車運送事業者のみによっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難であるなど公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、許可を受けた場合に限って認めている。その際、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がないかを申請ごとに確認する必要があるため、許可を不要とすることは困難である。</p> <p>また、地域公共交通会議については、旅客の利便の増進を図る観点から旅客自動車運送事業者等により構成することとされており、貨物自動車運送事業に関するものとはなっていないところ。</p>	<p>○一般乗合旅客自動車運送事業者(以下「乗り合いバス事業者」)による350kg未満の貨客混載は、道路運送法第82条により許可の手続きを経ることなく実施することが認められている。自家用有償旅客運送の運転者要件は、乗り合いバス事業者のように二種免許の保有が必須とはなっていないものの、国土交通大臣が認定した講習実施期間での講習が義務付けられており、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点で乗り合いバス事業者と取り扱いに差を設けるのは不合理的である。</p> <p>○また「輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がないかを確認する必要がある」ことを目的として許可制としているのであれば、貨物運送事業者の同意は直接関係ないため不要ではないかと考える。</p> <p>○地方におけるバス路線は人口減少、モータリゼーションの進展により多くは赤字路線となっており、その維持確保が喫緊の課題となっている。バスによる貨客混載は、赤字路線での新たな収入源として期待されており、これにより路線の維持につながるため、「旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るため」という道路運送法施行規則第9条の2に規定される地域公共交通会議の設置目的に十分合致する。そのような地域の実情により、地域公共交通会議の運営上必要と認められる場合、構成員に貨物事業者等も加えることができるため、そこで少なくとも、自家用有償旅客運送による少量貨物の運送が必要と判断された場合には、許可等不要で少量貨物の運送を実施してもよいのではないかと考える。</p>	<p>【愛媛県】 路線バス(一般乗合旅客自動車運送事業)の廃止により、市町村が運営する自家用有償旅客運送のコミュニティバス等がその代替交通機関として重要な役割を担っている。これら交通手段の維持や地域活性化のために、空きスペースに一次産品や生活物資の有償輸送等も活用事例の一つとして挙げられる。</p> <p>これらの輸送を容易に行うことができるよう、地域にとって使い勝手の悪い制度に改正すべきであり、許可なしで少量貨物が輸送可能な路線バスと区別して取り扱うべきではないと考える。</p>	<p>【全国知事会】 自家用有償旅客運送等については、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されていることから、提案団体の提案に沿って、地域の実情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を構築するべきである。また、そもそも自家用有償旅客運送を行える地域は交通不便地であることを踏まえ、改めて許可や合意を必要とすることの妥当性について検討すべき。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
130	鳥取県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟 【重点3】	児童養護施設の保育士配置基準の緩和	児童養護施設には保育士を配置することとされているが、幼稚園教諭の資格取得者を配置しても、現行の基準では求められる職員数に含めることができない。幼稚園教諭の役割は、児童の健やかな成長のためにその心身の発達を助長することであり、児童養護施設で生活する児童に対しても保育士同様にその役割を十分果たし得る職種である。よって、現在、保育士を配置することと定められている職種の規定を、幼稚園教諭の資格取得者も配置できるよう要望する。	近年、児童養護施設の現場では、保育士の人材確保に苦慮している。平成29年10月末時点での鳥取県における保育士の有効求人倍率は2.64であり、求める人数の半分の希望者もない状況である。また、福祉人材センターにおける過去5年間の保育士就職人数は0人であり、保育士の確保は大変厳しい状況にある。なお、年度中途に育児休暇等を補充するための保育士確保はさらに厳しい状況にある。	厚生労働省	山口市、北九州市、大分県	<p>○①支障事例について 児童養護施設の現場では、保育士に限らず児童指導員など有資格者の人材確保に苦慮している。</p> <p>○②地域における課題等について 児童養護施設では、保育実習の受け入れ先として毎年、数多くの実習生を受け入れている。保育実習の受け入れ先である児童養護施設では、就職活動の一環として、実習生と関わりのある大学等に対し、就職先としてのあっせんを依頼しているが、各大学等卒業生のうち1名程度しか児童養護施設に就職していない。幼稚園教諭資格取得者も要件に加えることはもちろんの事、児童養護施設が魅力ある職場であることをPRすることも必要である。</p> <p>○保育士を含め、直接処遇職員の確保ができず、職員配置が改善できていない施設がある。女性の直接処遇職員が不足し、宿直勤務のローテーションを組むことに施設が苦労している。</p> <p>○支援困難ケース児童の占める割合が高くなってきたことなどから、児童養護施設における職員(保育士)の定着率が低くなっていることや、福祉系の学生が児童福祉(社会的養護関係)を目指す割合が低くなっていることなどから、人材確保には困難性が認められる。</p> <p>○平成29年度において、県内1カ所の児童養護施設で施設内での小規模グループケアの実施を新たに予定していたにもかかわらず、直接処遇職員(保育士や児童指導員)の確保ができず実施を延期した事例があった。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>保育士については、養成課程において、乳児保育や社会的養護に関する内容などの児童養護施設に従事するために必要な内容を履修することとされている。一方で、幼稚園教諭については、これらの履修が必須とはされていないことから、児童養護施設において、幼稚園教諭の資格を有することをもって、直ちに保育士と同様の役割を十分果たし得ると言うことはできないが、ご提案に対してどのような対応が可能であるかについては、有識者及び関係団体等の意見等を踏まえながら、慎重に検討したい。</p>	<p>児童養護施設では保育士及び児童指導員の有資格者の確保に苦慮しており、人員確保は大きな課題である。本県を含め、賛同している自治体の中には、保育士を含めた直接処遇職員の確保ができないために、例えば定員に空きがあっても入所受入れができない等、深刻な支障事例が出ており、現場は待ったなしの状態である。</p> <p>厚生労働省からの回答に「関係団体等の意見等を踏まえながら」とあるが、当県の児童養護施設側からも「幼稚園教諭でも役割を十分に果たすことができるので、幼稚園教諭を配置できるようにしてほしい。」との話が多数出ており、自治体や施設(現場)側の意向把握はできているので、喫緊の課題を解決すべく、幼稚園教諭の配置が実現可能とするための検討を早急に行い、早期の改正をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。 なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
143	鳥取県	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	国交省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。	国土交通省	北海道、青森県、福島県、埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、愛知県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県、熊本県、大分県、九州地方知事会	<p>○法人の種類によって、調査票の受付・審査が国と都道府県に分かれていることから、国と都道府県、特に都道府県に事務が発生しているが、国が一括して調査をすれば、都道府県への説明、委託契約、都道府県からの照会に対する回答、都道府県が実施する事務等を省略することができ、業務の効率化が図れる。</p> <p>国が一括して調査をすることで、特段の支障がなければ、国で一括して調査し、業務の効率化を図るべきである。</p> <p>当団体の場合、封筒の宛先が当団体となっていることから、専任の事務担当者が居ない小規模の宗教法人から様々な質問が当団体に寄せられるが、国へ改めて質問していただくか、当団体から国へ確認した上で回答するなど二度手間が発生する。</p> <p>○都道府県事務は、事前調査(都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備)のみに限定し、本調査業務は国で一括して行うべきと考える。</p> <p>【効果】事務手続きおよび経費の効率化</p> <p>【支障事例】</p> <p>5年に1度実施される調査であり、県では当該調査に係る人員を調査年度に限って確保することは現実的でなく、調査担当職員の業務負担が大きい(県の本来業務に支障が生じかねない)</p> <p>調査を受ける法人からの問い合わせ対応は国が行う予定であるが、調査票の提出先は県であり、また調査票の審査は県から再委託を行う民間事業者であるため、調査対象法人は問い合わせ先が分かりにくく混乱を招く恐れがある。</p> <p>国が一括して実施する場合に比べ、経費及び事務手続きが非効率である。例えば、調査票は国交省が発送→調査対象法人→県→再委託先(民間事業者)→国交省という流れで送付されるが、都度送料がかかるため経費のムダが生じる。</p> <p>国から県への委託費について、十分な予算が確保されていない。H30年度調査では、国の各都道府県への予算の配分調整に時間がかかり委託費の確定が遅くなったため、県から民間事業者への委託内容の仕様検討も遅れた。</p> <p>○国は「会社法人」の調査を外部委託しており、都道府県に委託している「会社以外の法人」も含めて一括で外部委託すれば、事務の効率化及び経費節減を図ることができる。</p> <p>当県では、業務遂行のため、非常勤職員を雇用して対応しているが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦労するなど体制及び作業環境整備の負担が大きくなってきている。</p> <p>「会社以外の法人」だけ都道府県に割り当てられたり、調査票の受付整理や未提出法人への督促等だけ都道府県が実施したりする合理的な理由が見当たらない。</p> <p>調査方法について、国が調査票を発送するが、受け付けは都道府県となり、調査票未提出法人に対する督促の1回目は国が実施するが、2回目以降は都道府県が実施するなど、調査を受ける法人にとって調査実施主体がわかりにくいシステムとなっており、混乱やトラブルを招く恐れがある。</p> <p>○【支障事例】</p> <p>(1) 都道府県への法定受託事務としている理由、必要性がなく、経費及び事務手続の面で非効率である。</p> <p>(2) 国から都道府県への委託費について、再委託が認められているものの十分な予算が確保されていないため再委託を断念した。</p> <p>(3) 調査内で国と都道府県で事務分担が分かれており、回答する法人には分かりにくいと思われる。</p> <p>【上記の具体例】</p> <p>(1) 国側が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、臨時職員を雇用する場合、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦慮する場合がある。</p> <p>(2) 再委託する委託費の予算不足により自前で事務処理することにより職員負担が増加している。</p> <p>(3) 督促について、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県実施となっているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくく混乱を招く恐れが高い。</p> <p>○【支障事例】</p> <p>(1) 国から通知のあった委託費では当県は外部に再委託できないため、臨時職員を雇用する予定である。このため、委託費には含まれない、県で作業する面接事務や会場設営などの事務作業が追加で発生している。</p> <p>○国と都道府県で役割分担して実施することから、調査を受ける法人にとって実施主体が分かりづらい。</p> <p>【具体例】</p> <p>法人に調査票送付するのは県、問い合わせは国となっている。また、督促について、葉書督促を国で、封書・電話督促を県がやることになりわかりづらく(封書等の返送先は県)、混乱、トラブルを招く恐れがある。</p> <p>非効率な事務となっている。</p> <p>【具体例】</p> <p>国でも本調査を民間にも委託し、都道府県も再委託で民間に委託可となっていることを考えると、国で一括して民間に委託した方が効率的ではないか。(都道府県が介在する効果が分からない)</p> <p>○御提案の内容と同様に、5年に1度の統計調査のため国から委託される当該事務は、事務量が膨大であり、限られた職員での対応が困難であるため、民間事業者へ再委託することになるが、国からの予算も限られていることから、受託事業者を見つけることが困難な状況である。また、各都道府県においては、入札や契約、調査票の受付、国や業者との連絡調整に苦慮するなど、非効率な状況があることから、国が一括して外部委託することにより都道府県の事務負担を軽減するよう法定受託事務を見直すこと。</p> <p>○本調査事務については、一部は国が民間委託を行い、一部は都道府県が民間委託を行っており、事務手続き上非効率が生じている。</p> <p>法人名簿整備については、法人番号制度の導入により国税庁が一般公開している法人データを国交省が直接活用すれば足り、都道府県は不要な確認作業を行っている。特に社会福祉法人については、大半は市町村が所管しており、名簿作成を都道府県で行う具体的なメリットがない。</p> <p>○国からの委託料が十分に確保されておらず、業務に支障をきたす恐れがある。</p> <p>入札業務等事務量が多く、国において一括して外部委託をおこなうほうが効率的である。</p> <p>○各都道府県においては、再委託する場合も、非常勤職員を雇用する場合も、業者や人材を確保するのに苦慮しているため、本調査は国が一括して外部委託を行えば、全都道府県の事務を省略でき効率的である。</p> <p>○都道府県への法定受託事務としている明瞭な理由及び必要性が見出せず、経費及び事務手続の面で非効率である。</p> <p>調査手法で国と都道府県で事務分担(例:1回目の督促の実施は国で2回目県)が分かれており、回答する法人には分かりにくい。</p> <p>当該調査が5年に1回の頻度であることから、その事務実施だけのための人員確保が困難な状況になっており、事務の再委託が認められているとは言え、その業務のために必要な準備、手配、入札、進行管理運営等を行う職員の負担が重くのしかかっている。加えて、国は本調査業務そのものを民間委託しており、県が分担する事務は当該調査業務の一部分であることから、国と都道府県でそれぞれ民間委託している現状は非効率である。</p> <p>調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県が分かりにくく、混乱やトラブルを招く恐れがある。</p> <p>○本県では、本調査専属の非常勤職員を雇用し、業務を実施しているが、人員確保や情報流出防止に留意した作業場所の確保等に苦慮している。また、国からの予算措置が十分ではなく、委託の実施は困難となっている。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>平成5年の第1回調査から業務の一部を都道府県で実施しており、平成30年調査に係る業務としては、会社以外の法人に係る名簿整備、調査票の回収及び督促業務について、統計法第16条及び同法施行令第4条に基づき、法定受託事務として実施することとしている。</p> <p>平成30年調査における都道府県委託業務は、平成25年調査時に最も負担が大きかった疑義照会(回収した調査票の記載内容に対する照会)業務を国土交通省が実施することとし、また、平成30年調査の企画・設計段階では、第1回から第3回までの督促をすべて都道府県において実施する予定だったが、事務負担を軽減すべく第1回の督促を国土交通省で実施することとした。</p> <p>事務分担の変更は、調査票回収率への影響も想定されることから、引き続き都道府県による一定の関与が必要と考えられるが、次回調査に向けて、平成30年調査の調査票の回収状況や結果も踏まえ、国土交通省内部及び外部に設けた学識経験者等から成る研究会(平成5年調査から毎年開催)において、都道府県の関与の在り方について検討する。</p>	<p>○「調査票回収率への影響も想定されることから、引き続き都道府県による一定の関与が必要」との理由に関して、平成30年土地基本調査に関する研究会(第1～3回)議事概要等によれば、調査業務へ都道府県を関与させる以外の回収率確保のための方法が積極的に検討・議論されている様子はない。平成35年調査に向けては、都道府県の関与ありきで検討を行うのではなく、まず、国だけの調査では回収率が上昇しない原因を検証し、都道府県の関与がなくても回収率を確保できる仕組みづくりをこの研究会で検討した上で、統計法等関係法令での位置づけも含めた調査方法等の根本的な見直し、罰則等も含めた運用の徹底に当たられるべきではないか。</p> <p>○「学識経験者等から成る研究会において、都道府県の関与の在り方について検討する」とするとの回答について、これまでの土地基本調査に関する研究会での検討状況も踏まえ、具体的な目途をお示しいただきたい。なお、「次回調査に向けて、平成30年調査の調査票の回収状況や結果も踏まえ」とのことであるが、検討を先延ばしにせずとも過去の調査結果を踏まえて検討をすみやかに開始していただきたい。</p>	<p>【愛知県】 調査票の回収時における国と県の現行の事務分担は、調査対象が会社法人であるか等によって分けられているだけであり、これらを変更することで回収率が下がるとは考え難い。都道府県の関与のあり方について、引き続き検討されるということであるが、法人土地・建物基本調査における都道府県の関与の必要性が十分に示せないのであれば、提案の趣旨に沿った都道府県事務の見直しをしていただきたい。</p> <p>【埼玉県】 調査対象約49万法人のうち、国が約34万法人(会社法人)、都道府県が約15万法人(宗教法人、学校法人等)を所管している。調査のフロー等は、いずれの法人もほぼ同一であり、国が一括して行う方が効率的である。</p> <p>事務分担の変更により、法人(会社法人以外)によっては、調査票の回答先が都道府県から国に変わる。しかしながら、このことが原因で回収率に影響を与えるとは考えられない。</p> <p>疑義照会及び1回目の督促を国が実施することとしても、一連の業務を行う準備は必要であり、都道府県が行う事務負担は変わらない。</p>	<p>—</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
144	奈良県	損害賠償金徴収事務の委託のための地方自治法施行令の改正	地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入について、地方自治法施行令第158条第1項に「損害賠償金」を対象とするよう改正。	県営住宅の使用料について、「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭を徴収することができる」(奈良県営住宅条例第38条第2項及び第4項)と定めている。本規定は、公営住宅法第32条に基づき、「公営住宅管理標準条例(案)について」(平成8年10月14日住総発第153号)を参考に定めている。「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭」については、知事が指定する期日をもって明渡しを請求(賃貸借契約を解除)していることから、損害賠償金である。当県においては、県営住宅の退去者の滞納家賃については、債権回収の効率化を図るために弁護士に委託する一方、損害賠償金については、私人に委託できないことから、現在職員で回収にあたっている。退去者のうち、滞納家賃と損害賠償金の両方を滞納している者も一定程度いるが、滞納家賃は弁護士、損害賠償金は職員と、支払い先や対応先等が異なり、債権回収業務が非効率になっている。なお、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定に伴い、延滞金及び遅延損害金が追加されたところであるが、地方公共団体が結ぶ契約において、損害賠償金もこれらの違約金に付随して発生する蓋然性が高いものであるから同様に規定されるべきと考える。	総務省	いわき市、埼玉県、大阪府、愛媛県	○本県では、県営住宅の家賃に関しては、住宅供給公社に収納事務を委託している。一方、損害賠償金に関しては、委託が行えないため、県が直接、請求を行っている。 また、損害賠償金の未納者に対しては、県が督促、催告しているが、効果的な滞納整理が困難な状況にある。損害賠償金の滞納者のほとんどの者は、家賃も滞納しており、住宅供給公社に徴収事務を委託し、一体的な債権回収を図ることが効率的である。 ○市営住宅の入居者に賦課される市営住宅及び附帯駐車場にかかる金銭は、①使用承認(賃貸借契約)期間における使用料(公営住宅法第16条等に基づいて定めた家賃及び駐車場使用料等)と、②使用承認取消(契約解除)日の翌日から明け渡しするまでの期間における賃料相当額損害金がある。 ①の使用料の収納事務については地方自治法施行令第158条による収納事務委託をしているが、②の損害金の収納事務については法律等に定めがなく委託ができない。 そのため、使用料の収納は私人に委託し損害金の収納は本市が直接行っており、同一滞納者に対する納付勧奨が別々に行われることにより滞納者が混乱したり、本市における事務も非効率なものとなっている。また、弁護士法人等私人への委託により使用料の徴収率は向上しており、損害金についても委託が可能となれば一貫した滞納整理業務の実施により効率化が図られるとともに、徴収率の向上が期待できることから、関係法令の改正を求める。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>地方自治法施行令第158条第1項各号に規定する歳入は、その収入金額が条例又は契約に基づき機械的に算出されるなど客観的に明らかであり、その徴収を私人に委託しても、公金取扱いに関し適正を欠くおそれもなく、地方公共団体自らが徴収するよりも能率的に円滑に徴収することができるものであるとして、私人への徴収又は収納の事務を委託することを可能としているもの。</p> <p>「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)を踏まえ、地方自治法施行令第158条第1項が改正され、同項第1号及び第2号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号から第6号までに掲げる歳入に係る遅延損害金について、その徴収又は収納の事務を私人に委託することができることとされたが、これらについても、元金に付随して発生する歳入であり、収入金額は条例又は契約に基づき機械的に算出されるものであるとして、私人への徴収又は収納の事務を委託することが可能とされたもの。</p> <p>この度の提案は、公営住宅の不法占拠者に対する損害賠償金の徴収事務についての私人への委託であるが、当該賠償金が機械的に算出されるか否かについて国土交通省に確認したところ、損害賠償金に対する考え方及び額の決定については、各地方公共団体が定めることとされており、制度的に統一的な取扱いとされていないことや、不法占拠者が住居を毀損した場合の損害賠償額については、その程度に応じた額がその都度設定されることも想定されることとであった。これらを勘案すると、当該賠償金については、機械的に算出されるものとは言い難く、地方自治法施行令第158条第1項による私人への徴収又は収納の事務の委託の対象とはならないものと考ええる。</p>	<p>入居者が公営住宅法第32条第1項各号に該当する場合、県は入居者に対して公営住宅の明渡しを請求し、その際、奈良県営住宅条例第38条第3項及び第4項並びに奈良県営住宅条例施行規則第19条において定める金額(「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日までの期間については、近傍同種の家賃の2倍に相当する額」)を徴収することとしている。このため、収入金額が客観的に明らかであり、私人への徴収又は収納事務を委託することにより、公正な公金の取扱いに適正さを欠くおそれはないと考える。</p> <p>また、公営住宅の退去者等が住居を毀損した場合の損害賠償金については、その毀損状況等によりその都度算定されるものであるから、前段の不法占拠に対する損害賠償金のように一定の算定基準によって算出されるものではないが、当該損害賠償金は、入居時に徴収している敷金との相殺により精算されることが多いため滞納となることが少なく、当県における滞納額も少額である。(下記※参照)このため、今回の提案で私人への徴収委託を可能としたい対象は不法占拠に対する損害賠償金であり、住居毀損に対するものは必ずしも必要としない。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第158条の規定に「第1号に係る損害賠償金で普通地方公共団体が条例で額を定めるもの」等の限定条件を設けることにより、私人への徴収又は収納の事務の委託の対象とされたい。</p> <p>(※ 奈良県の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法占拠に対する損害賠償金の滞納額：107,640,788円 ・退去者等の住居毀損に対する損害賠償金の滞納額：3,535,134円(上記の約3.3%) 	<p>【大阪市】 家賃滞納等の債務不履行に基づく解約または高額所得者に対する法定解約により発生している明渡し義務を履行しない場合における損害賠償の額を予め法律・条例等で規定したもの、「民法第420条の損害賠償の予約として条例等で定める損害金」という。)については、その収入金額が条例等に基づき機械的に算出されるなど客観的に明らかであり、その徴収を私人に委託することは、公金取扱いに関して適正を欠くおそれもなく、地方公共団体自らが徴収するよりも能率的に円滑に徴収することができるものであり、特に家賃滞納整理業務においては明渡しまでの間の滞納家賃と併せて徴収することはより顕著であることから、収納事務委託対象可能な歳入として地方自治法施行令第158条第1項に追加されたい。</p> <p>【愛媛県】 回答は「貸付損害金」が、現施行令(前回の施行令改正主旨)において、機械的に算出されるものか否かによる事務委託可否の説明となっており、今回提案による現施行令の改正により、「貸付損害金」の事務委託を可能にし、「滞納家賃」と併せ一体的な事務委託を可能にすることに対する記載がみられない。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
147	奈良県	社会福祉法人が経営する社会福祉施設への施設監査(一般監査)周期の見直し	前年度における施設監査(一般監査)の結果、適正な運営が確保されていると認められた社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、児童福祉施設、生活保護法による保護施設)への一般監査(実地)の周期について、社会福祉法人への法人監査と同時に実施できるようにするため、原則3年に1回に見直すよう求める。なお、運営上、問題のある施設については、翌年度も実地による施設監査を行う。	社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、生活保護法による保護施設)への施設監査(一般監査)の周期については、要綱で原則として毎年1回は実地に行くこととされている。(前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、書面による実施が可能)また、児童福祉施設への一般監査の周期については、児童福祉法施行令により、1年に1回以上と定められている。施設監査(一般監査)と法人監査についてはともに周期が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、市町村と調整のうえ、同日に行ってきたが、法人監査の周期が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難になっている。施設監査(一般監査)と法人監査では、必要書類のうち、会計等の書類が重複しており、施設監査(一般監査)と法人監査では法人の対応者は同一人物であることから、同一日に実施することが効率的である。特別養護老人ホームや幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宮城県、新潟市、金沢市、京都市、大阪市、兵庫県、広島市、徳島県、福岡県、熊本県、熊本市	<p>○本市においても、社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設監査(一般監査))のうち適正な運営が確保されていると認められる老人福祉施設、障害者支援施設及び法人監査についてはともに周期が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、法人担当と調整のうえ、同日に指導監査を実施してきたが、法人監査の周期が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難な事例が生じている。</p> <p>施設監査(一般監査)と法人監査においては、会計関係の書類等準備資料などが一部重複、また、法人側の対応者が同一人物となることも多く、同一日に実施することが効率的かつ法人にとっての負担軽減につながると考えられる。</p> <p>特別養護老人ホーム等の増加に伴い、監査対象施設数も増加している中、施設監査(一般監査)の周期について法人監査と同様に原則3年に1回となることで施設監査(一般監査)と法人監査を同日に実施することが可能となり、監査事務の効率化、虐待等事案に対するより一層の迅速な対応、運営上問題のある施設に対する監査の重点化や介護保険サービス、障害福祉サービス事業所等への指導を強化することができる。</p> <p>○本市においても、監査対象施設数が増加していることから、効率的に監査を実施する必要がある。</p> <p>○当市の監査においては、現行のとおり実施しております。貴団体のご提案から、本市におきましても周期が合わなくなることより、不都合が生じてくると考えております。老人福祉施設、障がい者支援施設等、生活保護法による保護施設への施設監査の周期と児童福祉施設への監査周期をあわせ、これに法人監査を同調させることにより、双方の事務負担を考慮すれば、より効果的な監査が行われると考えます。</p> <p>○ 監査対象施設の増加については本市においても、監査実施における課題となっており、運営状況が良好な施設についてはその周期が伸ばせるならば、指摘等を行う必要がある施設へ注力できることにも繋がることから好ましいと考えます。</p> <p>○本県においても、指導監査の重点化を図るため、法人運営に特に大きな問題が認められない法人に対する監査の周期を原則3年に延長することとしている。</p> <p>施設監査と法人監査の周期が異なるため、両監査を同一日に効果的・効率的に実施することができず、また、運営が良好な法人にとっても負担軽減とまらない状況となっている。</p> <p>○社会福祉法人及び社会福祉施設の両者の指導監督を所管する本市としては、効率化の観点から両者を同時に監査することは当然と考え、すでに平成29年度から、施設監査の周期を法人監査の周期と合わせ、原則3年に1回監査を実施している。</p> <p>なお、児童福祉施設については、児童養護施設等の監査は従前どおり1年に1回実施しているが、数の多い保育所の監査は実地監査を3年に1回行い、実地監査を行わない年は書面監査を行うこととしている。</p> <p>○提案に賛同する。</p> <p>本県では、老人福祉施設、障害者支援施設(自治事務)については、指導監査の重点化・効率化の観点から、法人及び施設の監査を同一日に実施すべく、法人指導監査の周期に合わせて、原則、3年に1回へ変更したところ(保護施設(法定受託事務)については、従前のとおり変更なし)。</p> <p>その一方で、児童福祉施設(自治事務)については、原則年1回の一般監査を行っており、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育所等が増加する中、問題のある施設や新規参入施設に重点化するなど、メリハリのある施設監査を行うことが必要となっている状況。</p> <p>○法人監査と施設監査の周期が違うことにより、法人本部が置かれている施設と、当該施設の施設監査の監査年が異なることがあり、施設の負担が増えている。</p> <p>また、本県においても、幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。</p> <p>○社会福祉法人への法人監査と、障害者支援施設への一般監査は、周期が異なることで事業所によっては、毎年何らかかの監査が実施される。事業者の負担軽減の観点から、問題のある施設以外は原則3年に1度の実施に見直すことが望ましい</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>○ 老人福祉施設の監査は、適切な入所者処遇や入所者の生活環境等の確保等を目的として、原則1年に1回の監査が求められているものである。法人監査と施設監査の周期を揃えた場合、監査頻度の低下によって上記目的が達成されないことが危惧されるため、施設監査の周期見直しは不適切であると考えます。</p> <p>○ 障害者支援施設等に対する指導監査は、適切な障害者(利用者)の支援(個別支援計画、食事、入浴、排泄、衛生、自立援助、防災対策等)が確保されていることを確認するため、原則毎年1回の実地監査が求められているものであり、監査の効率的実施との理由をもって施設監査の頻度を減らすことは、利用者処遇の低下をも招きかねないことから不適切であると考えます。</p> <p>○ 保育園等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、保育の受け皿の拡充と同時に「保育の質」の確保・向上が求められており、保育園の保育の質や子どもの安全を確保するため、各都道府県等において毎年1回以上、人員配置基準を満たしているか等について実地監査を行う仕組みとしている。</p> <p>また、児童養護施設等の社会的養護の施設では、施設に入所する子どもの最善の利益を図るため、権利擁護や被措置児童等虐待防止、子どもの自立支援、職員の資質向上などの取組が確実に行われていることを確認する必要があることから、1年に1回の監査を行っている。</p> <p>このように、児童福祉施設についてはより一層の質の確保が求められているなか、法人監査と同時に実施することが効率的との理由によって頻度を減らすことはそれに逆行するため不適切であり、実現は困難。</p> <p>○ 保護施設の指導監査は、原則年1回実地監査を行うこととし、前年度の実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設は例外的に2年に1回として差し支えないこととしているところである。保護施設の監査は、入所者の自立や自活に向けた適切な支援が実施できる体制が整っているかを確認することを目的としており、その監査内容については、入所者の適切な処遇や生活環境等の確保、入所者の自立等に向けた支援の実施状況や職員の体制、防災対策など、入所者の日常生活や生命の安全に直接関わる重要な確認項目が多く、監査内容の性格上、基本的には毎年の確認が必要であると求められるものであることから、法人監査業務との効率化ということのみを以て、監査の周期を緩和することは適切ではない。</p> <p>○ 幼保連携型認定こども園の監査については、小学校就学前の子どもに対する教育・保育の提供等の適正かつ円滑な実施を確保するため、学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の遵守状況を実施検査等で確認し、必要な指導助言を講ずることとしている。</p> <p>実施頻度については、認可権者である都道府県等による定期的かつ計画的な実施としているが、児童福祉施設でもある幼保連携型認定こども園は、児童福祉施設が、原則1年に一度以上、実地調査を行うこととの均衡に留意することとしている。</p> <p>そのため、法人監査の業務との効率化ということのみを以て、監査周期の考え方を変更することは適切でないと考えている。</p>	<p>○ 本件提案の趣旨は、施設監査について法人監査同様に、前回の監査結果等を踏まえ、運営上問題がないと認められる施設の監査周期を延長しつつ、問題があると認められる施設に対しては継続的に監査を実施することで監査の重点化を図るものです。</p> <p>○ 監査業務の効率化を目的とする監査周期の見直しは不適切であるのご指摘について、幼保連携型認定こども園、特別養護老人ホーム等の監査対象施設数の増加や保育所の利用定数増加に伴う1回あたりの監査に係る事務量の増加により現行の施設監査周期で全ての社会福祉施設に対して十分な施設監査を実施することは現実的に困難であり、現行の施設監査周期は現場の実態に即していません。また、社会福祉施設においても人員配置に余裕はなく、社会福祉施設の負担を軽減する必要があります。</p> <p>○ 本件提案の実現により利用者処遇に係る「質」の低下を招くことのご指摘について、本件提案は問題があると認められる施設に対する監査の機会や時間を十分に確保することを可能とするものであり、ご指摘はあたらないものと考えます。</p> <p>○ 老人福祉施設及び障害者支援施設等に対する指導監査は自治事務であり、指導監査指針も技術的助言であるため、前回の実地監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、地域の実情に応じて、2年連続で書面監査として差し支えないものと考えます。</p> <p>○ 「児童福祉行政指導監査の実施について」において、「民間の児童福祉施設に対する指導監査を行う場合は、法人監査も併せて行うよう配慮すること。」とされている一方で、現行では法人監査と施設監査を同日に実施することが困難であり、監査周期を見直すべきと考えます。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
149	長野県 【重点46】	教員免許状旧免許状所持者が免許状を追加取得した場合の修了確認期限の自動延長	旧免許状所持者が別種の教員免許状を追加取得した場合、新免許状の有効期間の取扱いと同様、申請しなくとも自動的に更新講習修了確認期限を延長する。	教員免許更新制の取扱いは、大きくは平成21年4月以降に初めて免許状を取得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。新免許状所持者が別種の教員免許状を追加取得した場合、有効期間は追加取得した免許状も含めて最も長いものに自動的に統一されるが、旧免許状所持者が教員免許状を追加取得しても自動延長されず、所在する都道府県教育委員会に対して更新講習修了確認期限の延期申請が必要となる。この違いが教員の間で混乱を招いており、制度を誤認した教員の免許状失効の事例が後を絶たない。(H29.3末全国現職教員の更新状況(文部科学省統計)対象91,987名、うち201名失効。H29.1～6の間、公立学校で7名が失効(各県HP公表)) また、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握せざるを得ず、大きな負担となっている。	文部科学省	旭川市、福島県、川崎市、新潟県、富山県、多治見市、静岡県、田原市、京都府、京都市、泉大津市、玉野市、徳島県、松山市、高知県、北九州市、熊本市	<p>○旧免許所持者が新たに免許を取得した場合、手数料を支払い手続きを行わないと有効期限の延長ができないため、事務的な負担が大きい。</p> <p>○旧免許所持者が新免許を取得した者が新免許と同様に自動的に修了確認期限が延期されると勘違いし、教員免許状が失効した事例がある。</p> <p>○旧免許所持者が教員免許状を追加取得した場合、自動延長されず、別途、更新講習修了確認期限の延期申請を行う必要があり、新免許対象者が教員免許状を追加取得した場合に比して、事務が煩雑となる。</p> <p>○教員免許更新制は、旧免許所持者と新免許所持者で免許状の有効期間の取扱が異なる等、制度が複雑であるため、本県でも昨年度、更新手続きを行わず、採用が取り消された者が1名いた。</p> <p>○本県でも全国同様に昨年度から、現職教員の免許失効を防止するため、各教員の免許状の有効期間を把握するための所有免許状調査を教育委員会や学校で実施しているが、大きな負担となっており、制度誤認による失効防止の観点からも、旧免許所持者の自動延長を認めるべきである。</p> <p>○本件と全く同様の誤認による免除失効はないが、教員免許状の失効事例はあり、教員の間で制度に関して混乱していることは事実である。制度改正によって確認作業の軽減や誤認識の減少が期待される。</p> <p>○新たな免許取得により、修了確認期限が自動延長されるとの誤解が原因で免許失効となった教員がいる。</p> <p>○制度が複雑で十分に理解されていない。そのため、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握しているが、確認作業が負担となっている。</p> <p>○延期申請が必要なことを知らない教員もあり、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握せざるを得ず、大きな負担となっている。</p> <p>○旧免許所持者が、平成21年4月1日以降に、免許状を追加取得した場合、旧免許所持者となるが、旧免許所持者であり、平成21年4月以降に免許状を追加取得した者が、自身を新免許所持者であると誤認し、修了確認期限について、県教委に問い合わせるなどの事例がある。</p> <p>○学校や教育委員会では、新旧の免許状制度の違いに留意しながら更新時期を把握する必要が生じており、事務の煩雑さが課題である。</p> <p>○本県では、現職教員が免許失効しないよう、県内各学校等に対して年数回、更新手続きの周知及び更新対象者の状況調査を行っているが、新免許所持者と旧免許所持者の更新時期の取扱いの違いから把握が難しく、その確認作業が学校及び担当者の大きな負担となっている。</p> <p>○本市においても、旧免許状を所有する教員が新たに免許状を取得したとき、自動更新されると勘違いしている教員がいる。</p> <p>○旧免許所有者も自動更新されることは、教員の免許申請負担の軽減につながり、教育委員会も免許更新時期を把握する作業が軽減されるため、検討を希望する。</p> <p>○新免許状と旧免許状の取扱いが異なるため、制度を改正することにより、制度を誤認して免許状が失効する教員が減少する。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>平成21年3月の更新制導入前の制度においては、一旦授与された教員免許状は、懲戒免職等による失効又は取上げ処分の対象とならない限り、終身有効であることから、更新制導入前に授与された旧免許状を有する者に対して、更新制導入後に授与された新免許状を有する者と同様に更新制を適用するに当たっては、遡及適用という不利益とのバランスをとるため、新たな制約は必要最小限のものとし、できる限り既得権益の保護を図ることが必要である。</p> <p>そのため、既に旧免許状を有している者が、更新制導入後に授与された免許状によってその権利義務関係に変動を生じさせ、より強い権利義務を伴う不利益を課すことは適当ではない。一方で、10年ごとに受講する講習の内容については、講習により刷新する知識・技能はおよそ教員として共通の内容であることから、旧免許状を所持する教員が新たに免許状を取得した場合であっても、有効期間を付さず、旧免許状所持現職教員としての更新講習の受講義務のみを課すこととしている。</p> <p>10年ごとの更新講習を受講するに当たり、当該教員が複数の免許状を有する場合には、短期間に何度も更新講習を受講することまでは求めないこと、また修了確認期限及び有効期間の管理をわかりやすくすることから、一律の起点をもってその期限を管理する必要がある。</p> <p>その起点を定めるに当たり、免許状そのものに有効期間の付されている新免許状は、免許状の授与時を起点として管理することとしている。その際に、本人の利益を考慮して、最も新しい免許状の授与時を起点としている。</p> <p>一方、旧免許状保有者は、免許状そのものに有効期間が付されていないこと、更新制導入の時点で既に免許状を授与された日から10年を超えている者が多数存在したことから、免許状授与時を起点とすることはできず、このため、最も本人にとってわかりやすい時点として、本人の生年月日によって起点を定めることとした。ただし、本人の選択により、やむを得ない事由により免許状更新講習を修了できないときや新たに免許状の授与を受けたときには、修了確認期限を延期する手続きをとれることとしている。</p> <p>このように、旧免許状保有者と新免許状保有者とは起点の設定の仕方が異なるため、旧免許状保有者の修了確認期限を、新免許状の有効期間と同様に、新たな免許状の授与をもって変更することは法制上困難であると考えられる。仮に旧免許状保有者が延期の手続きなく、免許状を取得した時点を起点とした新たな修了確認期限を設定することとした場合には、免許管理者が把握しないままに、旧免許状保有者の中に生年月日によって起点が定まる者と、免許状取得時を起点とする者が混在することになり、かえって期限の管理が複雑になることが懸念される。</p> <p>文部科学省としては、教員免許管理システムの改修等により、一人の教員が所持する免許状及びその有効期間、当該教員の修了確認期限を一覧で表示することなどを検討しているところであり、このような方法で修了確認期限及び有効期間を管理できるようにすることが、御提案の趣旨に沿うものと考えている。</p>	<p>旧免許状所持者は、免許状を追加取得した場合等において、申請により修了確認期限を延期できる。長野県では、これまでに1,000件を超える延期申請がなされており、既に生年月日によって起点が定まる者と、免許状取得時を起点とする者が混在した状態で管理している。</p> <p>よって、「かえって期限の管理が複雑になる」との指摘は当たらず、「法制上困難である」との主張も説得力はない。</p> <p>また、「教員免許管理システムを改修し、教員が所持する免許状及びその修了確認期限の一元化により問題は解決する」旨回答があるが、新旧制度の違いによる教員の誤認が解消されるとは考えられない。</p> <p>今回の提案は、免許状を追加授与したときの新旧制度の扱いを同等とし、制度による混乱の解消を目的としている。</p> <p>制度改正により、①教員の誤認がなくなり、免許状失効の一因を排除できる、②旧免許状を追加授与した者が全て自動延期となることで、免許管理者として管理が簡素になる、③都道府県教委による免許状追加授与に係る延期申請処理、教員の免許状失効への対応、現職教員が免許失効しないための各教員の免許更新時期等の把握業務などが大幅に軽減される、といったメリットが考えられる。なお、この改正が旧免許状所持者の不利益となるとは考えられない。</p> <p>免許更新制の新旧制度の違いが学校現場に混乱をもたらしている状況を鑑み、また法制度の安定を図るためにも、本提案を実現していただきたい。</p>	<p>【静岡県】</p> <p>文部科学省の見解では、教員免許状旧免許状保持者が免許状を追加取得した場合の修了確認期限の自動延長は法制上困難とあるが、今後もこの制度を実施していくには、事務作業が大きな負担であり、教員の免許状失効も懸念されることから制度改正を希望する。</p> <p>また、「教員免許管理システム」の改修費用や維持管理費用については、文部科学省の予算で対応をお願いしたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>